

旧 令和6年3月版	新 朱書き修正 (黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
電気通信施設設計業務共通仕様書 令和 6 年 3 月 国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室	電気通信施設設計業務共通仕様書 令和 7 年 3 月 国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室	

旧 令和6年3月版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
第4節 成 果 物 2－6	第 2108 条 高圧受変電施設更新設計 2－6	更新設計を追加
第 2108 条 成 果 物 2－6	第4節 成 果 物 2－8	条数変更
第2章 発動発電設備設計	第 2109 条 成 果 物 2－8	
第1節 発動発電設備設計の種類 2－7	第2章 発動発電設備設計	
第 2201 条 発動発電設備設計の種類 2－7	第1節 発動発電設備設計の種類 2－9	
第2節 発動発電設備設計 2－7	第 2201 条 発動発電設備設計の種類 2－9	
第 2202 条 発動発電設備設計の区分 2－7	第2節 発動発電設備設計 2－9	
第 2203 条 発動発電設備予備設計 2－7	第 2202 条 発動発電設備設計の区分 2－9	
第 2204 条 発動発電設備詳細設計 2－7	第 2203 条 発動発電設備予備設計 2－9	
	第 2204 条 発動発電設備詳細設計 2－9	
	第 2205 条 発動発電設備更新設計 2－12	更新設計を追加
第3節 成 果 物 2－10	第3節 成 果 物 2－13	
第 2205 条 成 果 物 2－10	第 2206 条 成 果 物 2－13	条数変更
第3章 新エネルギー電源設備設計	第3章 新エネルギー電源設備設計	
第1節 新エネルギー電源設備設計の種類 2－11	第1節 新エネルギー電源設備設計の種類 2－14	
第 2301 条 新エネルギー電源設備設計の種類 2－11	第 2301 条 新エネルギー電源設備設計の種類 2－14	
第2節 太陽光発電設備設計 2－11	第2節 太陽光発電設備設計 2－14	
第 2302 条 太陽光発電設備設計の区分 2－11	第 2302 条 太陽光発電設備設計の区分 2－14	
第 2303 条 太陽光発電設備予備設計 2－11	第 2303 条 太陽光発電設備予備設計 2－14	
第 2304 条 太陽光発電設備詳細設計 2－11	第 2304 条 太陽光発電設備詳細設計 2－14	
	第 2305 条 太陽光発電設備更新設計 2－17	更新設計を追加
第3節 成 果 物 2－15	第3節 成 果 物 2－18	
第 2305 条 成 果 物 2－15	第 2306 条 成 果 物 2－18	条数変更
第4章 無停電電源設備設計	第4章 無停電電源設備設計	
第1節 無停電電源設備設計の種類 2－16	第1節 無停電電源設備設計の種類 2－20	
第 2401 条 無停電電源設備設計の種類 2－16	第 2401 条 無停電電源設備設計の種類 2－20	
第2節 無停電電源設備設計 2－16	第2節 無停電電源設備設計 2－20	
第 2402 条 無停電電源設備設計の区分 2－16	第 2402 条 無停電電源設備設計の区分 2－20	
第 2403 条 無停電電源設備予備設計 2－16	第 2403 条 無停電電源設備予備設計 2－20	
第 2404 条 無停電電源設備詳細設計 2－16	第 2404 条 無停電電源設備詳細設計 2－20	
	第 2405 条 無停電電源設備更新設計 2－22	更新設計を追加
第3節 成 果 物 2－19	第3節 成 果 物 2－24	
第 2405 条 成 果 物 2－19	第 2406 条 成 果 物 2－24	条数変更
第5章 直流電源設備設計	第5章 直流電源設備設計	
第1節 直流電源設備設計の種類 2－20	第1節 直流電源設備設計の種類 2－25	
第 2501 条 直流電源設備設計の種類 2－20	第 2501 条 直流電源設備設計の種類 2－25	
第2節 直流電源設備設計 2－20	第2節 直流電源設備設計 2－25	
第 2502 条 直流電源設備設計の区分 2－20	第 2502 条 直流電源設備設計の区分 2－25	

旧 令和6年3月版			新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)			改定主旨・根拠
第2503条	直流電源設備予備設計	2－20	第2503条	直流電源設備予備設計	2－25	
第2504条	直流電源設備詳細設計	2－20	第2504条	直流電源設備詳細設計	2－25	
			第2505条	直流電源設備更新設計	2－27	更新設計を追加
第3節	成果物	2－23	第3節	成果物	2－29	条数変更
第2505条	成果物	2－23	第2506条	成果物	2－29	
第6章 配電線路設計			第6章 配電線路設計			
第1節	配電線路設計の種類	2－24	第1節	配電線路設計の種類	2－30	
第2601条	配電線路設計の種類	2－24	第2601条	配電線路設計の種類	2－30	
第2節	配電線路経路等設計	2－24	第2節	配電線路経路等設計	2－30	
第2602条	配電線路経路等設計の区分	2－24	第2602条	配電線路経路等設計の区分	2－30	
第2603条	配電線路経路等予備設計	2－24	第2603条	配電線路経路等予備設計	2－30	
第2604条	配電線路経路等詳細設計	2－24	第2604条	配電線路経路等詳細設計	2－30	
第3節	成果物	2－27	第3節	成果物	2－33	
第2605条	成果物	2－27	第2605条	成果物	2－33	
第7章 道路照明施設設計			第7章 道路照明施設設計			
第1節	照明施設設計の種類	2－28	第1節	照明施設設計の種類	2－34	
第2701条	照明施設設計の種類	2－28	第2701条	照明施設設計の種類	2－34	
第2節	道路照明施設設計	2－28	第2節	道路照明施設設計	2－34	
第2702条	道路照明施設設計の区分	2－28	第2702条	道路照明施設設計の区分	2－34	
第2703条	道路照明施設予備設計	2－28	第2703条	道路照明施設予備設計	2－34	
第2704条	道路照明施設詳細設計	2－28	第2704条	道路照明施設詳細設計	2－34	
第3節	交差点照明施設設計	2－31	第3節	交差点照明施設設計	2－37	
第2705条	交差点照明施設設計の区分	2－31	第2705条	交差点照明施設設計の区分	2－37	
第2706条	交差点照明施設予備設計	2－31	第2706条	交差点照明施設予備設計	2－37	
第2707条	交差点照明施設詳細設計	2－31	第2707条	交差点照明施設詳細設計	2－37	
第4節	インターチェンジ照明施設設計	2－32	第4節	インターチェンジ照明施設設計	2－38	
第2708条	インターチェンジ照明施設設計の区分	2－32	第2708条	インターチェンジ照明施設設計の区分	2－38	
第2709条	インターチェンジ照明施設予備設計	2－32	第2709条	インターチェンジ照明施設予備設計	2－38	
第2710条	インターチェンジ照明施設詳細設計	2－33	第2710条	インターチェンジ照明施設詳細設計	2－39	
第5節	橋梁照明施設設計	2－34	第5節	橋梁照明施設設計	2－40	
第2711条	橋梁照明施設設計の区分	2－34	第2711条	橋梁照明施設設計の区分	2－40	
第2712条	橋梁照明施設予備設計	2－34	第2712条	橋梁照明施設予備設計	2－40	
第2713条	橋梁照明施設詳細設計	2－34	第2713条	橋梁照明施設詳細設計	2－40	
第6節	自発光視線誘導設備設計	2－36	第6節	自発光視線誘導設備設計	2－42	
第2714条	自発光視線誘導設備設計の区分	2－36	第2714条	自発光視線誘導設備設計の区分	2－42	
第2715条	自発光視線誘導設備予備設計	2－36	第2715条	自発光視線誘導設備予備設計	2－42	
第2716条	自発光視線誘導設備詳細設計	2－36	第2716条	自発光視線誘導設備詳細設計	2－42	
第7節	成果物	2－39	第7節	成果物	2－45	

電気通信施設設計業務共通仕様書

新旧对照表

令和7年3月

旧　令和6年3月版		新　朱書き修正（黄色着色は追加修正）		改定主旨・根拠
第2717条　成　果　物　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2－39	第2717条　成　果　物　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2－45	更新設計を追加 <

旧 令和6年3月版			新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)			改定主旨・根拠
第3203条	単信無線施設予備設計	3－7	第3203条	単信無線施設予備設計	3－7	
第3204条	単信無線施設詳細設計	3－7	第3204条	単信無線施設詳細設計	3－7	
第3節	成 果 物	3－10	第3節	成 果 物	3－10	
第3205条	成 果 物	3－10	第3205条	成 果 物	3－10	
第3章 テレメータ・警報施設設計			第3章 テレメータ・警報施設設計			
第1節	テレメータ・警報施設設計の種類	3－11	第1節	テレメータ・警報施設設計の種類	3－11	
第3301条	テレメータ・警報施設設計の種類	3－11	第3301条	テレメータ・警報施設設計の種類	3－11	
第2節	テレメータ・警報施設設計	3－11	第2節	テレメータ・警報施設設計	3－11	
第3302条	テレメータ・警報施設設計の区分	3－11	第3302条	テレメータ・警報施設設計の区分	3－11	
第3303条	テレメータ・警報施設予備設計	3－11	第3303条	テレメータ・警報施設予備設計	3－11	
第3304条	テレメータ・警報施設詳細設計	3－11	第3304条	テレメータ・警報施設詳細設計	3－11	
第3305条	テレメータ・警報施設更新設計	3－14	第3305条	テレメータ・警報施設更新設計	3－14	
第3節	成 果 物	3－15	第3節	成 果 物	3－15	
第3306条	成 果 物	3－15	第3306条	成 果 物	3－15	
第4章 光ケーブル経路設計			第4章 光ケーブル経路設計			
第1節	光ケーブル経路設計の種類	3－16	第1節	光ケーブル経路設計の種類	3－16	
第3401条	光ケーブル経路設計の種類	3－16	第3401条	光ケーブル経路設計の種類	3－16	
第2節	光ケーブル経路設計	3－16	第2節	光ケーブル経路設計	3－16	
第3402条	光ケーブル経路設計の区分	3－16	第3402条	光ケーブル経路設計の区分	3－16	
第3403条	光ケーブル経路予備設計	3－16	第3403条	光ケーブル経路予備設計	3－16	
第3404条	光ケーブル経路詳細設計	3－16	第3404条	光ケーブル経路詳細設計	3－16	
第3節	成 果 物	3－19	第3節	成 果 物	3－19	
第3405条	成 果 物	3－19	第3405条	成 果 物	3－19	
第5章 道路情報表示設備設計			第5章 道路情報表示設備設計			
第1節	道路情報表示設備設計の種類	3－20	第1節	道路情報表示設備設計の種類	3－20	
第3501条	道路情報表示設備設計の種類	3－20	第3501条	道路情報表示設備設計の種類	3－20	
第2節	道路情報表示設備設計	3－20	第2節	道路情報表示設備設計	3－20	
第3502条	道路情報表示設備設計の区分	3－20	第3502条	道路情報表示設備設計の区分	3－20	
第3503条	道路情報表示設備予備設計	3－20	第3503条	道路情報表示設備予備設計	3－20	
第3504条	道路情報表示設備詳細設計	3－20	第3504条	道路情報表示設備詳細設計	3－20	
			第3505条	道路情報表示設備更新設計	3－23	更新設計を追加
第3節	成 果 物	3－23	第3節	成 果 物	3－25	条数変更
第3505条	成 果 物	3－23	第3506条	成 果 物	3－25	
第6章 非常警報設備設計			第6章 非常警報設備設計			
第1節	トンネル非常警報設備設計の種類	3－24	第1節	トンネル非常警報設備設計の種類	3－26	
第3601条	トンネル非常警報設備設計の種類	3－24	第3601条	トンネル非常警報設備設計の種類	3－26	
第2節	トンネル非常警報設備設計	3－24	第2節	トンネル非常警報設備設計	3－26	
第3602条	トンネル非常警報設備設計の区分	3－24	第3602条	トンネル非常警報設備設計の区分	3－26	

旧 令和6年3月版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
4. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。 5. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 第 1112 条 業務計画書 1. 受注者は、契約締結後、14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない 2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果物の品質を確保するための計画 (7) 成果物の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準 (9) 連絡体制（緊急時含む） (10)使用する主な機器 (11)その他 (2) 実施方針又は(11)その他には、第 1131 条個人情報の取扱い、第 1132 条安全等の確保及び第 1137 条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。 また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。 なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。 3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。 4. 調査職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。 第 1113 条 資料の貸与及び返却 1. 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受注者間で協議する。 2. 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要が無くなった場合は、直ちに調査職員に返却するものとする。	4. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。 5. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※¹「ウィークリースタンス」※²に努める。 ※¹ ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 ※² ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。 第 1112 条 業務計画書 1. 受注者は、契約締結後、14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない 2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果物の品質を確保するための計画 (7) 成果物の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準 (9) 連絡体制（緊急時含む） (10)使用する主な機器 (11)その他 (2) 実施方針又は(11)その他には、第 1131 条個人情報の取扱い、第 1132 条安全等の確保及び第 1137 条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。 また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。 なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。 3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。 4. 調査職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。 第 1113 条 資料の貸与及び返却 1. 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。 2. 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要が無くなった場合は、直ちに調査職員に返却するものとする。	ウィークリースタンスの追加 誤字の修正

旧 令和6年3月版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。 なお、受注者は、立ち入り作業完了後 10 日以内（休日等を除く）に、身分証明書を発注者に返却しなければならない。 第 1117 条 成果物の提出 1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。 2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。 3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。 4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編」（国土交通省・令和 5 年 3 月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。 「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【電気通信設備業務編】」（国土交通省・令和 5 年 3 月）に基づくものとする。 第 1118 条 関連法令及び条例の遵守 受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。 第 1119 条 検査 1. 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。 2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。 3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 設計業務等成果物の検査 (2) 設計業務等管理状況の検査 設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【電気通信設備業務編】」（国土交通省・令和 5 年 3 月）に基づくものとする。 第 1120 条 修補 1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。 2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。 3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。 4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。 第 1121 条 条件変更等	分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。 なお、受注者は、立ち入り作業完了後 10 日以内（休日等を除く）に、身分証明書を発注者に返却しなければならない。 第 1117 条 成果物の提出 1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。 2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。 3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。 4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編」（国土交通省・令和 5 年 3 月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。 「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【電気通信設備業務編】」（国土交通省・令和 6 年 3 月）に基づくものとする。 5.受注者は、機器製作に伴う工事について、成果品における機器図面及び機器仕様書等においては、特定メーカ及び機種依存とならないまたは誤解を与えないよう、一般的な表現方法を用いるものとする。 第 1118 条 関連法令及び条例の遵守 受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。 第 1119 条 検査 1. 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。 2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。 3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 設計業務等成果物の検査 (2) 設計業務等管理状況の検査 設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【電気通信設備業務編】」（国土交通省・令和 6 年 3 月）に基づくものとする。 第 1120 条 修補 1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。 2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。 3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。 4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。 第 1121 条 条件変更等	最新版に修正 機器製作における透明性・公平性を留意した 最新版に修正

旧 令和6年3月版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存 ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送 ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送 (事故の発生時の措置) 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。 3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。 第 1138 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。 2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。 3. 1. 及び 2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。 4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。 第 1139 条 保険加入の義務 1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。 第 1140 条 新技術の活用について 受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。 受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(平成 26 年 3 月 28 日、国官総第 344 号、国官技第 319 号)、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」(平成 26 年 3 月 28 日、国官総第 3 4 5 号、国官技第 3 2 0 号、国営施第 1 7 号、国総施第 1 4 1 号)による必要な措置をとるものとする。 1. 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の提出を要しない。 2. 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければなら	ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存 ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送 ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送 (事故の発生時の措置) 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。 3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。 第 1138 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。 2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。 3. 1. 及び 2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。 4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。 第 1139 条 保険加入の義務 1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。 第 1140 条 新技術の活用について 受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。 受注者は、新技術情報提供システム (NETIS) に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領」(令和 6 年 4 月一部改正)により以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 1. 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の提出を要しない。 2. 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければなら	新技術の活用対象要領の変更

旧 令和6年3月版				新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)				改定主旨・根拠
性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。 3. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月法律第 104 号）に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。 4. 受注者は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(平成 18 年 6 月)の趣旨に配慮した設計を行うものとする。 第 1213 条 自然災害 1. 設計業務の実施にあたっては、設計条件に基づき、地震、津波及び風水害等を考慮するものとする。その際、近隣河川の計画高水位、津波被害の実績及び想定高さ、ハザードマップ等を活用して設計するものとする。 第 1214 条 維持管理への配慮 1. 受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。				性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。 3. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月法律第 104 号）に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。 4. 受注者は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(平成 18 年 6 月)の趣旨に配慮した設計を行うものとする。 第 1213 条 自然災害 1. 設計業務の実施にあたっては、設計条件に基づき、地震、津波及び風水害等を考慮するものとする。その際、近隣河川の計画高水位、津波被害の実績及び想定高さ、ハザードマップ等を活用して設計するものとする。 第 1214 条 維持管理への配慮 1. 受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ及び保守作業の安全等を考慮し設計を行うものとする。				維持管理の安全措置を配慮を追記
表 1.2.1 主要技術基準及び参考図書				表 1.2.1 主要技術基準及び参考図書				
No.	名 称	編集又は発行所名	備考	No.	名 称	編集又は発行所名	備考	
〔1〕 共 通				〔1〕 共 通				
1	電気通信設備工事共通仕様書	国土交通省		1	電気通信設備工事共通仕様書	国土交通省		
2	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会		2	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会		
3	建設機械施工安全技術指針	国土交通省		3	建設機械施工安全技術指針	国土交通省		
4	土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編	国土交通省		4	土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編	国土交通省		
5	電子納品運用ガイドライン 【電気通信設備業務編】	国土交通省		5	電子納品運用ガイドライン 【電気通信設備業務編】	国土交通省		
6	CAD 製図基準 電気通信設備編	国土交通省		6	CAD 製図基準 電気通信設備編	国土交通省		
7	CAD 製図基準に関する運用ガイドライン 【電気通信設備編】	国土交通省		7	CAD 製図基準に関する運用ガイドライン 【電気通信設備編】	国土交通省		
8	電気設備技術基準	経済産業省		8	電気設備技術基準	経済産業省		
9	発電用太陽電池設備に関する技術基準	経済産業省		9	発電用太陽電池設備に関する技術基準	経済産業省		
10	電気通信設備施工管理の手引き	建設電気技術協会		10	電気通信設備施工管理の手引き	建設電気技術協会		
11	電気通信設備据付標準図集	建設電気技術協会		11	電気通信設備据付標準図集	建設電気技術協会		
12	電気通信設備工事費積算のための 工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会		12	電気通信設備工事費積算のための 工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会		
13	道路技術基準通達集	道路技術研究会		13	道路技術基準通達集	道路技術研究会		
14	道路構造令の解釈と運用	日本道路協会		14	道路構造令の解釈と運用	日本道路協会		
15	道路トンネル技術基準（換気編）・同解説	日本道路協会		15	道路トンネル技術基準（換気編）・同解説	日本道路協会		
16	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会		16	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会		
17	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会		17	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会		

旧 令和6年3月版					新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)					改定主旨・根拠	
18	道路標識構造便覧	日本道路協会			18	道路標識構造便覧	日本道路協会			修正	
19	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会			19	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会				
20	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会			20	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会				
21	ダム・堰施設技術基準（案）	国土交通省			21	ダム・堰施設技術基準（案）	国土交通省				
22	土木工事安全施工技術指針	全日本建設技術協会			22	土木工事安全施工技術指針	全日本建設技術協会				
23	建築設備設計基準・同要領	公共建築協会			23	建築設備設計基準・同要領	公共建築協会				
24	電気供給約款	各電気事業者			24	電気供給約款	各電気事業者				
25	日本産業規格（J I S）	日本規格協会			25	日本産業規格（J I S）	日本規格協会				
26	電気規格調査会標準規格（J E C）	電気学会			26	電気規格調査会標準規格（J E C）	電気学会				
27	日本電機工業会規格（J E M）	日本電機工業会			27	日本電機工業会規格（J E M）	日本電機工業会				
28	日本照明工業会規格（J I L）	日本照明工業会			28	日本照明工業会規格（J I L）	日本照明工業会				
29	日本電線工業会規格（J C S）	日本電線工業会			29	日本電線工業会規格（J C S）	日本電線工業会				
30	電気技術規程（J E A C）	日本電気協会			30	電気技術規程（J E A C）	日本電気協会				
31	電気技術指針（J E A G）	日本電気協会			31	電気技術指針（J E A G）	日本電気協会				
32	労働安全衛生総合研究所技術指針	労働安全衛生総合研究所			32	労働安全衛生総合研究所技術指針	労働安全衛生総合研究所				
33	電子情報技術産業協会規格（J E I T A）	電子情報技術産業協会			33	電子情報技術産業協会規格（J E I T A）	電子情報技術産業協会				
34	電池工業会規格（S B A）	電池工業会			34	電池工業会規格（S B A）	電池工業会				
35	日本建設機械要覧	日本建設機械施工協会			35	日本建設機械要覧	日本建設機械施工協会				
36	雷害対策設計施工要領(案)・同解説	建設電気技術協会			36	雷害対策設計施工要領(案)・同解説	建設電気技術協会				
37	鋼構造設計規準	日本建築学会			37	鋼構造許容応力度設計規準	日本建築学会				
38	官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説	公共建築協会			38	官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説	公共建築協会				
39	官庁施設の総合耐震診断・改修基準 及び同解説	建築保全センター			39	官庁施設の総合耐震診断・改修基準 及び同解説	建築保全センター				
40	各種合成構造設計指針・同解説	日本建築学会			40	各種合成構造設計指針・同解説	日本建築学会				
41	あと施工アンカーボルト設計・施工要領 （案）・同解説	建設電気技術協会			41	あと施工アンカーボルト設計・施工要領 （案）・同解説	建設電気技術協会				
42	ストラクチャー設計・施工要領（案） ・同解説	建設電気技術協会			42	ストラクチャー設計・施工要領（案） ・同解説	建設電気技術協会				
〔2〕電気設備					〔2〕電気設備						
1	直流電源装置標準仕様書 （4 8 V 通信設備用）	国土交通省			1	直流電源装置標準仕様書 （4 8 V 通信設備用）	国土交通省				
2	直流電源装置標準仕様書（テレメータ用）	国土交通省			2	直流電源装置標準仕様書（テレメータ用）	国土交通省				
3	LED 道路・トンネル照明 導入ガイドライン(案)	国土交通省			3	LED 道路・トンネル照明 導入ガイドライン(案)	国土交通省				
4	公共建築設備工事標準図 （電気設備工事編）	公共建築協会			4	公共建築設備工事標準図 （電気設備工事編）	公共建築協会				
5	電気設備工事施工監理指針	公共建築協会			5	電気設備工事施工監理指針	公共建築協会				

旧 令和6年3月版					新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)					改定主旨・根拠
6	電気通信施設設計要領・同解説（電気編）	建設電気技術協会			6	電気通信施設設計要領・同解説（電気編）	建設電気技術協会			新規追加
7	道路・トンネル照明器材仕様書・同解説	建設電気技術協会			7	道路・トンネル照明器材仕様書・同解説	建設電気技術協会			
					8	インターチェンジ・洞門・立体交差部照明設計要領（案）・同解説	建設電気技術協会			
8	道路照明器具・テーパーポール経年劣化の実態と点検	建設電気技術協会			9	道路照明器具・テーパーポール経年劣化の実態と点検	建設電気技術協会			
9	高圧受電設備規程	日本電気協会			10	高圧受電設備規程	日本電気協会			
10	共同溝設計指針	日本道路協会			11	共同溝設計指針	日本道路協会			
11	電気設備技術基準・解釈	経済産業省			12	電気設備技術基準・解釈	経済産業省			
12	発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈	経済産業省			13	発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈	経済産業省			
13	配電規程	日本電気協会			14	配電規程	日本電気協会			
14	内線規程	日本電気協会			15	内線規程	日本電気協会			
15	建築設備設計・施工上の運用指針	日本建築設備・昇降機センター			16	建築設備設計・施工上の運用指針	日本建築設備・昇降機センター			
16	電気工学ハンドブック	電気学会			17	電気工学ハンドブック	電気学会			
17	防災設備に関する指針 電源と配線及び非常用の照明装置	日本電設工業会			18	防災設備に関する指針 電源と配線及び非常用の照明装置	日本電設工業会			
〔3〕通信設備					〔3〕通信設備					
1	70MHz 帯無線装置(テレメータ・テレコントロール用)標準仕様書	国土交通省			1	70MHz 帯無線装置(テレメータ・テレコントロール用)標準仕様書	国土交通省			HP非公表の為削除
2	400MHz 帯無線装置(テレメータ・テレコントロール用)標準仕様書	国土交通省			2	400MHz 帯無線装置(テレメータ・テレコントロール用)標準仕様書	国土交通省			
3	6.5GHz 帯 4PSK 多重無線装置標準仕様書	国土交通省			3	6.5GHz 帯 4PSK 多重無線装置標準仕様書	国土交通省			
4	6.5GHz 帯 16QAM 多重無線装置標準仕様書	国土交通省			4	6.5GHz 帯 16QAM 多重無線装置標準仕様書	国土交通省			
5	6.5GHz 帯 128QAM 多重無線装置仕様書	国土交通省			5	6.5GHz 帯 128QAM 多重無線装置仕様書	国土交通省			
6	7.5GHz 帯 4PSK 小容量多重無線装置標準仕様書	国土交通省			6	7.5GHz 帯 4PSK 小容量多重無線装置標準仕様書	国土交通省			
7	7.5GHz 帯 4PSK 多重無線装置標準仕様書	国土交通省			6	7.5GHz 帯 4PSK 多重無線装置標準仕様書	国土交通省			
8	7.5GHz 帯 16QAM 多重無線装置標準仕様書	国土交通省			7	7.5GHz 帯 16QAM 多重無線装置標準仕様書	国土交通省			
9	7.5GHz 帯 128QAM 多重無線装置仕様書	国土交通省			8	7.5GHz 帯 128QAM 多重無線装置仕様書	国土交通省			
10	12GHz 帯 4PSK 多重無線装置標準仕様書	国土交通省			9	12GHz 帯 4PSK 多重無線装置標準仕様書	国土交通省			
11	12GHz 帯 16QAM 多重無線装置標準仕様書	国土交通省			10	12GHz 帯 16QAM 多重無線装置標準仕様書	国土交通省			
12	12GHz 帯 128QAM 多重無線装置仕様書	国土交通省			11	12GHz 帯 128QAM 多重無線装置仕様書	国土交通省			
13	6.5/7.5/12GHz 帯 4PSK 多重無線装置（簡易型）標準仕様書	国土交通省			12	6.5/7.5/12GHz 帯 4PSK 多重無線装置（簡易型）標準仕様書	国土交通省			
14	デジタル端局装置標準仕様書	国土交通省			14	デジタル端局装置標準仕様書	国土交通省			HP非公表の為削除 HP非公表の為削除
15	デジタル端局装置（SDH）仕様書	国土交通省			15	デジタル端局装置（SDH）仕様書	国土交通省			

旧 令和6年3月版				新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)					改定主旨・根拠
16	デジタル交換装置（構内及び中継交換用） 標準仕様書	国土交通省		13	デジタル交換装置（構内及び中継交換用） 標準仕様書	国土交通省			仕様書と整合
17	パラボラアンテナ仕様書	国土交通省		14	パラボラアンテナ仕様書	国土交通省			
18	テレメータ（災害対策）装置仕様書	国土交通省		15	テレメータ（災害対策）装置仕様書	国土交通省			
19	テレメータ装置標準仕様書	国土交通省		16	テレメータ装置標準仕様書	国土交通省			
20	放流警報装置標準仕様書	国土交通省		17	放流警報装置標準仕様書	国土交通省			
21	専用通信網監視制御装置標準仕様書	国土交通省		18	専用通信網監視制御装置標準仕様書	国土交通省			
22	光ファイバ線路監視装置仕様書	国土交通省		19	光ファイバ線路監視装置標準仕様書	国土交通省			
23	IP ネットワークアドレス標準	国土交通省		20	IP ネットワークアドレス標準	国土交通省			
24	テレメータ装置（自律型）標準仕様書	国土交通省		21	テレメータ装置（自律型）標準仕様書	国土交通省			
25	デジタル陸上移動通信システム（K-λ） 標準仕様書	国土交通省		22	デジタル陸上移動通信システム（K-λ） 標準仕様書	国土交通省			
26	公共ブロードバンド移動通信システム 標準仕様書	国土交通省		23	公共ブロードバンド移動通信システム 標準仕様書	国土交通省			
27	電気通信施設設計要領・同解説（通信編）	建設電気技術協会		24	電気通信施設設計要領・同解説（通信編）	建設電気技術協会			
28	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会		25	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会			
29	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会		26	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会			
30	通信鉄塔・局舎耐震診断基準（案）・同解説	建設電気技術協会 日本建築防災協会		27	通信鉄塔・局舎耐震診断基準（案）・同解説	建設電気技術協会 日本建築防災協会			
31	塔状鋼構造設計指針・同解説	日本建築学会		28	塔状鋼構造設計指針・同解説	日本建築学会			
32	電子情報通信ハンドブック	電子情報通信学会		29	電子情報通信ハンドブック	電子情報通信学会			
33	無線工学ハンドブック	無線工学ハンドブック 編集委員会		30	無線工学ハンドブック	無線工学ハンドブック 編集委員会			
〔4〕 情報通信システム設備				〔4〕 情報通信システム設備					
1	電気通信施設設計要領・同解説 （情報通信システム編）	建設電気技術協会		1	電気通信施設設計要領・同解説 （情報通信システム編）	建設電気技術協会			
2	ダム管理用制御処理設備標準設計仕様書・ 同解説	国土交通省		2	ダム管理用制御処理設備標準設計仕様書・ 同解説	国土交通省			

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
第 2 編 電気施設設計 第 1 章 受変電施設設計 第 1 節 受変電施設設計の種類 第 2101 条 受変電施設設計の種類 受変電施設設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 特高受変電施設設計 (2) 高圧受変電施設設計 第 2 節 特高受変電施設設計 第 2102 条 特高受変電施設設計の区分 特高受変電施設設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 特高受変電施設予備設計 (2) 特高受変電施設詳細設計 第 2103 条 特高受変電施設予備設計 1. 業務目的 特高受変電施設予備設計は、電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特高受変電施設の設備容量・規模の算出と設置位置の地形、地質、他の施設等との関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、機能性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、基本的な施設決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 特高受変電施設予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺 1/2,500～1/50,000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、特記仕様書による。 第 2104 条 特高受変電施設詳細設計 1. 業務目的 特高受変電施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、特高受変電施設の設備容量の算出と、設置位置の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、特高受変電施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。	第 2 編 電気施設設計 第 1 章 受変電施設設計 第 1 節 受変電施設設計の種類 第 2101 条 受変電施設設計の種類 受変電施設設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 特高受変電施設設計 (2) 高圧受変電施設設計 第 2 節 特高受変電施設設計 第 2102 条 特高受変電施設設計の区分 特高受変電施設設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 特高受変電施設予備設計 (2) 特高受変電施設詳細設計 第 2103 条 特高受変電施設予備設計 1. 業務目的 特高受変電施設予備設計は、電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特高受変電施設の設備容量・規模の算出と設置位置の地形、地質、他の施設等との関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、機能性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、基本的な施設決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 特高受変電施設予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺 1/2,500～1/50,000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料、電力会社等の関係機関との予備的な協議内容を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、特記仕様書による。 第 2104 条 特高受変電施設詳細設計 1. 業務目的 特高受変電施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、特高受変電施設の設備容量の算出と、設置位置の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、特高受変電施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。	電力会社等の関係機関の協議を追加

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
2. 業務内容 特高受変電施設詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、計画負荷設備容量、フィーダ盤系統数、負荷側の配電線の有無、遠方制御等の適用については、特記仕様書によるものとする。 (1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、第 1112 条第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し調査職員に提出するものとする。 (2) 現地踏査 受注者は、設計に先立って現地踏査を行い、特記仕様書に示された設計範囲、及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。 また、現地踏査では現地の状況（地形、地質、立地条件）、電気事業者の送電線路の現状及び将来計画、他施設との関連、用排水等の自然条件、騒音、振動等の環境条件、周辺状況を調査し、併せて電気事業者との技術的打合せを行い、現地状況を把握するものとする。 (3) 現地調査 受注者は、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合、その理由を明らかにし、調査内容について調査職員の指示を受けるものとする。 (4) 設計条件の確認 受注者は、特記仕様書に示す事項及び貸与資料を把握のうえ、現地踏査等に基づき、設計条件及び設計上の基本的条件について確認を行うものとする。 (5) 特高受変電施設設計 1) 受注者は、特記仕様書等で示された条件、施設の概要、負荷設備の条件を基に、計画負荷設備容量（負荷率、需要率の検討を含む）、受電場所、受電電圧、受電方式、計画負荷設備一覧表の作成、主要変圧器容量、契約電力・工事費負担金等の検討を行い、全体の基本的諸元及び設計条件を決定する。 2) 受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細に検討を加え、定格遮断電流の計算、各種機器の容量計算、配線容量計算、保護継電方式、各種使用機器及び材料、主要機器配置、耐震強度検討等の決定を行うものとする。 (6) 設 計 図 受注者は、当該設計の検討結果に基づき、以下に示す設計図を標準として作成するものとする。 1) 位 置 図 縮尺 1/25,000～1/50,000 2) 敷地平面図 縮尺 1/200～1/1,000 3) 単線結線図 4) 機器間配線図 ・構成する機器間の配線図とし、複雑なものは配線系統図を別に作成する。 5) 機器等配置図（室内、室外） 縮尺 1/10～1/200 6) 機器等据付図 縮尺 1/10～1/100	2. 業務内容 特高受変電施設詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、計画負荷設備容量、フィーダ盤系統数、負荷側の配電線の有無、遠方制御等の適用については、特記仕様書によるものとする。 (1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、第 1112 条第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し調査職員に提出するものとする。 (2) 現地踏査 受注者は、設計に先立って現地踏査を行い、特記仕様書に示された設計範囲、及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。 また、現地踏査では現地の状況（地形、地質、立地条件、浸水状況）、電気事業者の送電線路の現状及び将来計画、他施設との関連、用排水等の自然条件、騒音、振動等の環境条件、周辺状況を調査し、併せて電気事業者との技術的打合せを行い、現地状況を把握するものとする。 (3) 現地調査 受注者は、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合、その理由を明らかにし、調査内容について調査職員の指示を受けるものとする。 (4) 設計条件の確認 受注者は、特記仕様書に示す事項及び貸与資料を把握のうえ、現地踏査等に基づき、設計条件及び設計上の基本的条件について確認を行うものとする。 (5) 特高受変電施設設計 1) 受注者は、特記仕様書等で示された条件、施設の概要、負荷設備の条件を基に、計画負荷設備容量（負荷率、需要率の検討を含む）、受電場所、受電電圧、受電方式、計画負荷設備一覧表の作成、主要変圧器容量、契約電力・工事費負担金等の検討を行い、全体の基本的諸元及び設計条件を決定する。 なお、施設の概要、負荷設備について現地踏査により負荷状況の確認が必要となる場合には、発注者と歩掛追加も含めた別途協議を行うものとする。 2) 受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細に検討を加え、定格遮断電流の計算、各種機器の容量計算、配線容量計算、保護継電方式、各種使用機器及び材料、主要機器配置、耐震強度検討等の決定を行うものとする。 (6) 設 計 図 受注者は、当該設計の検討結果に基づき、以下に示す設計図を標準として作成するものとする。 1) 位 置 図 縮尺 1/25,000～1/50,000 2) 敷地平面図 縮尺 1/200～1/1,000 3) 単線結線図 4) 機器間配線図 ・構成する機器間の配線図とし、複雑なものは配線系統図を別に作成する。 5) 機器等配置図（室内、室外） 縮尺 1/10～1/200 6) 機器等据付図 縮尺 1/10～1/100	浸水影響を追記 発注者からの負荷条件依頼を明記

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
7) 据付基礎図 縮尺 1/10～1/100 8) 装 柱 図 (引込柱含む) 9) 配管配線図 (7) 関係機関との協議資料の作成 受注者は、特記仕様書に基づき、関係機関との協議用資料・説明用資料作成を行うものとする。 (8)数量計算 受注者は、決定した施設に対して、各工種毎に電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領に基づき数量を算出するものとする。 (9) 照 査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第 1108 条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、周辺環境条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 設計図面を基に、施設の規模、形式、受電場所、受電方式、主要変圧器容量、計画負荷設備容量等が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第 1211 条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 特高受変電施設諸元表 3) 単線結線図 4) 設備容量の決定根拠 5) 機器配置計画 6) 強度検討資料 7) 工事実施にあたっての留意事項 8) 自家用電気工作物計画書 9) 消防署等関係機関への届出書類 (案) 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 特高受変電施設予備設計報告書及び設計図面(予備設計実施済みの場合) 2) 地形平面図 3) 敷地平面図 4) 計画負荷設備概要書	7) 据付基礎図 縮尺 1/10～1/100 8) 装 柱 図 (引込柱含む) 9) 配管配線図 (7) 関係機関との協議資料の作成 受注者は、特記仕様書に基づき、関係機関との協議用資料・説明用資料作成を行うものとする。 (8)数量計算 受注者は、決定した施設に対して、各工種毎に電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領に基づき数量を算出するものとする。 (9) 照 査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第 1108 条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、周辺環境条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 設計図面を基に、施設の規模、形式、受電場所、受電方式、主要変圧器容量、計画負荷設備容量等が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第 1211 条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 特高受変電施設諸元表 3) 単線結線図 4) 設備容量の決定根拠 5) 機器配置計画 6) 強度検討資料 (建築関係の強度検討が必要な場合は別途協議を行う) 7) 工事実施にあたっての留意事項 8) 自家用電気工作物計画書 9) 消防署等関係機関への届出書類 (案) 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 特高受変電施設予備設計報告書及び設計図面(予備設計実施済みの場合) 2) 地形平面図 3) 敷地平面図 4) 計画負荷設備概要書	強度検討の条件を 明確化

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
第 3 節 高圧受変電施設設計 第 2105 条 高圧受変電施設設計の区分 高圧受変電施設設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 高圧受変電施設予備設計 (2) 高圧受変電施設詳細設計 第 2106 条 高圧受変電施設予備設計 1. 業務目的 高圧受変電施設予備設計は、電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、高圧受変電施設の設備容量・規模の算出と設置位置の地形、地質、他の施設等との関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、機能性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、基本的な施設決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 高圧受変電施設予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺 1/2,500～1/50,000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第 2103 条第 3 項に準じるものとする。 第 2107 条 高圧受変電施設詳細設計 1. 業務目的 高圧受変電施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、高圧受変電施設の設備容量の算出と、設置位置の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、高圧受変電施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 高圧受変電施設詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、計画負荷設備容量、負荷側の配電線の有無等については、特記仕様書によるものとする。 (1) 設計計画 第 2104 条第 2 項の(1)に準じるものとする。 (2) 現地踏査 受注者は、設計に先立って現地踏査を行い、特記仕様書に示された設計範囲、及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。	第 3 節 高圧受変電施設設計 第 2105 条 高圧受変電施設設計の区分 高圧受変電施設設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 高圧受変電施設予備設計 (2) 高圧受変電施設詳細設計 (3) 高圧受変電施設更新設計 第 2106 条 高圧受変電施設予備設計 1. 業務目的 高圧受変電施設予備設計は、電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、高圧受変電施設の設備容量・規模の算出と設置位置の地形、地質、他の施設等との関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、機能性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、基本的な施設決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 高圧受変電施設予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺 1/2,500～1/50,000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料、電力会社等の関係機関との予備的な協議内容を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第 2103 条第 3 項に準じるものとする。 第 2107 条 高圧受変電施設詳細設計 1. 業務目的 高圧受変電施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、高圧受変電施設の設備容量の算出と、設置位置の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、高圧受変電施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 高圧受変電施設詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、計画負荷設備容量、負荷側の配電線の有無等については、特記仕様書によるものとする。 (1) 設計計画 第 2104 条第 2 項の(1)に準じるものとする。 (2) 現地踏査 受注者は、設計に先立って現地踏査を行い、特記仕様書に示された設計範囲、及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。	更新設計の追加 関係機関等との協議を追加

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
また、現地踏査では現地の状況（地形、地質、立地条件）、電気事業者の配電線路の現状及び将来計画、他施設との関連、用排水等の自然条件、騒音、振動等の環境条件、周辺状況を調査し、併せて電気事業者との技術的打合せを行い、現地状況を把握するものとする。 (3) 現地調査 第 2104 条第 2 項の(3)に準じるものとする。 (4) 設計条件の確認 第 2104 条第 2 項の(4)に準じるものとする。 (5) 高压受変電施設設計 第 2104 条第 2 項の(5)に準じるものとする。 (6) 設計図 第 2104 条第 2 項の(6)に準じるものとする。 (7) 関係機関との協議資料の作成 第 2104 条第 2 項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第 2104 条第 2 項の(8)に準じるものとする。 (9) 照査 第 2104 条第 2 項の(9)に準じるものとする。 (10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第 1211 条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 高压受変電施設諸元表 3) 単線結線図 4) 設備容量の決定根拠 5) 機器配置計画 6) 強度検討資料 7) 工事実施にあたっての留意事項 8) 自家用電気工作物計画書 9) 消防署等関係機関への届出書類（案） 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 高压受変電施設予備設計報告書及び設計図面(予備設計実施済みの場合) 2) 地形平面図 3) 敷地平面図 4) 計画負荷設備概要書	また、現地踏査では現地の状況（地形、地質、立地条件、浸水状況）、電気事業者の配電線路の現状及び将来計画、他施設との関連、用排水等の自然条件、騒音、振動等の環境条件、周辺状況を調査し、併せて電気事業者との技術的打合せを行い、現地状況を把握するものとする。 (3) 現地調査 第 2104 条第 2 項の(3)に準じるものとする。 (4) 設計条件の確認 第 2104 条第 2 項の(4)に準じるものとする。 (5) 高压受変電施設設計 第 2104 条第 2 項の(5)に準じるものとする。 (6) 設計図 第 2104 条第 2 項の(6)に準じるものとする。 (7) 関係機関との協議資料の作成 第 2104 条第 2 項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第 2104 条第 2 項の(8)に準じるものとする。 (9) 照査 第 2104 条第 2 項の(9)に準じるものとする。 (10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第 1211 条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 高压受変電施設諸元表 3) 単線結線図 4) 設備容量の決定根拠 5) 機器配置計画 6) 強度検討資料 (建築関係の強度検討が必要な場合は別途協議を行う) 7) 工事実施にあたっての留意事項 8) 自家用電気工作物計画書 9) 消防署等関係機関への届出書類（案） 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 高压受変電施設予備設計報告書及び設計図面(予備設計実施済みの場合) 2) 地形平面図 3) 敷地平面図 4) 計画負荷設備概要書	浸水影響を追記 強度検討の条件を明確化

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
	第 2108 条 高圧受変電施設更新設計 1. 業務目的 高圧受変電施設更新設計は、既設設備の完成図書、点検報告書、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、高圧受変電施設の設備容量の算出と、設置位置の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、高圧受変電施設の更新工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 高圧受変電施設更新設計の業務内容は下記のとおりとし、(5)から(10)の項目については撤去に関する図面、数量計算等を含むものとする。 なお、計画負荷設備容量、負荷側の配電線の有無等については、特記仕様書によるものとする。 (1) 設計計画 第 2104 条第 2 項の(1)に準じるものとする。 (2) 現地踏査 第 2107 条第 2 項の(2)に準じるものとする。 (3) 現地調査 第 2104 条第 2 項の(3)に準じるものとする。 (4) 設計条件の確認 第 2104 条第 2 項の(4)に準じるものとする。 (5) 高圧受変電施設更新設計 1) 受注者は、特記仕様書等で示された条件、施設の概要、負荷設備の条件を基に、計画負荷設備容量（負荷率、需要率の検討を含む）、受電場所、受電電圧、受電方式、計画負荷設備一覧表の作成、主要変圧器容量、契約電力・工事費負担金等の検討を行い、全体の基本的諸元及び設計条件を決定する。 2) 受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細に検討を加え、定格遮断電流の計算、各種機器の容量計算、配線容量計算、保護継電方式、各種使用機器及び材料、主要機器配置、耐震強度検討等の決定を行うものとする。 (6) 設計図 第 2104 条第 2 項の(6)に準じるものとともに、各種撤去図面を作成する。 (7) 関係機関との協議資料の作成 第 2104 条第 2 項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第 2104 条第 2 項の(8)に準じるものとともに、各種撤去数量を作成する。 (9) 照査 第 2104 条第 2 項の(9)に準じるものとする。 (10) 報告書作成 第 2107 条第 2 項の(10)に準ずるものとする。 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。	更新設計内容を追加

旧 令和6年版					新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)					改定主旨・根拠																																																																																																																							
第4節 成果物 第2108条 成果物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表2.1.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 表2.1.1 特高・高圧受変電施設詳細設計成果物一覧表 <table><tr><th colspan="2">設計種別</th><th>設計項目</th><th>成果物項目</th><th>縮尺</th><th>摘要</th></tr><tr><td rowspan="15">特高・高圧受変電施設設計</td><td rowspan="10">特高・高圧受変電施設詳細設計</td><td rowspan="9">設計図書</td><td>位置図</td><td>1/25,000～1/50,000</td><td></td></tr><tr><td>敷地平面図</td><td>1/200～1/1,000</td><td></td></tr><tr><td>単線結線図</td><td>適宜</td><td></td></tr><tr><td>機器間配線図</td><td>適宜</td><td></td></tr><tr><td>機器等配置図</td><td>1/10～1/200</td><td></td></tr><tr><td>機器等据付図</td><td>1/10～1/100</td><td></td></tr><tr><td>据付基礎図</td><td>1/10～1/100</td><td></td></tr><tr><td>装柱図</td><td>適宜</td><td></td></tr><tr><td>配管配線図</td><td>適宜</td><td></td></tr><tr><td>数量計算書</td><td>数量計算書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">報告書</td><td>設計概要書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>設計計算書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>検討書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>機器仕様書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>その他参考資料</td><td>—</td><td></td></tr></table>					設計種別		設計項目	成果物項目	縮尺	摘要	特高・高圧受変電施設設計	特高・高圧受変電施設詳細設計	設計図書	位置図	1/25,000～1/50,000		敷地平面図	1/200～1/1,000		単線結線図	適宜		機器間配線図	適宜		機器等配置図	1/10～1/200		機器等据付図	1/10～1/100		据付基礎図	1/10～1/100		装柱図	適宜		配管配線図	適宜		数量計算書	数量計算書	—		報告書	設計概要書	—		設計計算書	—		検討書	—		機器仕様書	—		その他参考資料	—		第4節 成果物 第2109条 成果物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計及び更新設計については、表2.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。 表2.1.1 特高・高圧受変電施設詳細設計及び更新設計成果物一覧表 <table><tr><th colspan="2">設計種別</th><th>設計項目</th><th>成果物項目</th><th>縮尺</th><th>摘要</th></tr><tr><td rowspan="16">特高・高圧受変電施設設計</td><td rowspan="15">特高・高圧受変電施設詳細設計及び更新設計</td><td rowspan="9">設計図書</td><td>位置図</td><td>1/25,000～1/50,000</td><td></td></tr><tr><td>敷地平面図</td><td>1/200～1/1,000</td><td></td></tr><tr><td>単線結線図</td><td>適宜</td><td></td></tr><tr><td>機器間配線図</td><td>適宜</td><td></td></tr><tr><td>機器等配置図</td><td>1/10～1/200</td><td></td></tr><tr><td>機器等据付図</td><td>1/10～1/100</td><td></td></tr><tr><td>据付基礎図</td><td>1/10～1/100</td><td></td></tr><tr><td>装柱図</td><td>適宜</td><td></td></tr><tr><td>配管配線図</td><td>適宜</td><td></td></tr><tr><td></td><td>各種撤去図面</td><td></td><td>更新設計の場合</td></tr><tr><td rowspan="5">数量計算書</td><td rowspan="5">数量計算書</td><td>数量計算書</td><td>—</td><td>更新設計の場合撤去数量を含む</td></tr><tr><td rowspan="4">報告書</td><td>設計概要書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>設計計算書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>検討書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>機器仕様書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>その他参考資料</td><td>—</td><td></td><td></td></tr></table>					設計種別		設計項目	成果物項目	縮尺	摘要	特高・高圧受変電施設設計	特高・高圧受変電施設詳細設計及び更新設計	設計図書	位置図	1/25,000～1/50,000		敷地平面図	1/200～1/1,000		単線結線図	適宜		機器間配線図	適宜		機器等配置図	1/10～1/200		機器等据付図	1/10～1/100		据付基礎図	1/10～1/100		装柱図	適宜		配管配線図	適宜			各種撤去図面		更新設計の場合	数量計算書	数量計算書	数量計算書	—	更新設計の場合撤去数量を含む	報告書	設計概要書	—		設計計算書	—		検討書	—		機器仕様書	—		その他参考資料	—			更新設計を追記	
					設計種別		設計項目	成果物項目	縮尺	摘要																																																																																																																							
特高・高圧受変電施設設計	特高・高圧受変電施設詳細設計	設計図書	位置図	1/25,000～1/50,000																																																																																																																													
			敷地平面図	1/200～1/1,000																																																																																																																													
			単線結線図	適宜																																																																																																																													
			機器間配線図	適宜																																																																																																																													
			機器等配置図	1/10～1/200																																																																																																																													
			機器等据付図	1/10～1/100																																																																																																																													
			据付基礎図	1/10～1/100																																																																																																																													
			装柱図	適宜																																																																																																																													
			配管配線図	適宜																																																																																																																													
		数量計算書	数量計算書	—																																																																																																																													
	報告書	設計概要書	—																																																																																																																														
		設計計算書	—																																																																																																																														
		検討書	—																																																																																																																														
		機器仕様書	—																																																																																																																														
		その他参考資料	—																																																																																																																														
設計種別		設計項目	成果物項目	縮尺	摘要																																																																																																																												
特高・高圧受変電施設設計	特高・高圧受変電施設詳細設計及び更新設計	設計図書	位置図	1/25,000～1/50,000																																																																																																																													
			敷地平面図	1/200～1/1,000																																																																																																																													
			単線結線図	適宜																																																																																																																													
			機器間配線図	適宜																																																																																																																													
			機器等配置図	1/10～1/200																																																																																																																													
			機器等据付図	1/10～1/100																																																																																																																													
			据付基礎図	1/10～1/100																																																																																																																													
			装柱図	適宜																																																																																																																													
			配管配線図	適宜																																																																																																																													
			各種撤去図面		更新設計の場合																																																																																																																												
		数量計算書	数量計算書	数量計算書	—	更新設計の場合撤去数量を含む																																																																																																																											
				報告書	設計概要書	—																																																																																																																											
					設計計算書	—																																																																																																																											
					検討書	—																																																																																																																											
					機器仕様書	—																																																																																																																											
	その他参考資料	—																																																																																																																															
					オンライン電子納品を原則記載																																																																																																																												
					更新設計に関する成果項目を追記																																																																																																																												

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
第 2 章 発動発電設備設計 第 1 節 発動発電設備設計の種類 第 2201 条 発動発電設備設計の種類 発動発電設備設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 発動発電設備設計 第 2 節 発動発電設備設計 第 2202 条 発動発電設備設計の区分 発動発電設備設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 発動発電設備予備設計 (2) 発動発電設備詳細設計 第 2203 条 発動発電設備予備設計 1. 業務目的 発動発電設備予備設計は、電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、発動発電設備の設備容量・規模の算出と設置位置の地形、地質、他の施設等の関連、規制を受ける関係法令等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 発動発電設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺 1/250～1/50,000）、現地踏査結果、燃料種別、燃料調達の難易、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料及び関係法令を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第 2103 条第 3 項に準じるものとする。 第 2204 条 発動発電設備詳細設計 1. 業務目的 発動発電設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、発動発電設備の設備容量の算出と、設置位置の自然条件、地形、地質、他の施設等の関連等に基づき、発動発電設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 発動発電設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。	第 2 章 発動発電設備設計 第 1 節 発動発電設備設計の種類 第 2201 条 発動発電設備設計の種類 発動発電設備設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 発動発電設備設計 第 2 節 発動発電設備設計 第 2202 条 発動発電設備設計の区分 発動発電設備設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 発動発電設備予備設計 (2) 発動発電設備詳細設計 (3) 発動発電設備更新設計 第 2203 条 発動発電設備予備設計 1. 業務目的 発動発電設備予備設計は、電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、発動発電設備の設備容量・規模の算出と設置位置の地形、地質、他の施設等の関連、規制を受ける関係法令等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 発動発電設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺 1/250～1/50,000）、現地踏査結果、燃料種別、燃料調達の難易、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料、電力会社等の関係機関との予備的な協議内容及び関係法令を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第 2103 条第 3 項に準じるものとする。 第 2204 条 発動発電設備詳細設計 1. 業務目的 発動発電設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、発動発電設備の設備容量の算出と、設置位置の自然条件、地形、地質、他の施設等の関連等に基づき、発動発電設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 発動発電設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。	更新設計を追加 関係機関等との協議を追加

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠																																																												
なお、計画負荷設備容量、連続運転時間、発電設備の台数は、特記仕様書によるものとする。 (1) 設計計画 第 2104 条第 2 項の(1)に準じるものとする。 (2) 現地踏査 受注者は、設計に先立って現地踏査を行い、特記仕様書に示された設計範囲、及び貸与資料等と現地の整合性を目視により確認するものとする。 また、現地踏査では現地の状況（自然条件、地形、地質、立地条件、屋内設備設置状況）、他施設との関連、騒音・振動等の環境条件、電源（受電箇所、受電方式、屋内設備電源供給箇所、既設電源系統）等に関する調査を行うものとする。 (3) 現地調査 第 2104 条第 2 項の(3)に準じるものとする。 (4) 設計条件の確認 第 2104 条第 2 項の(4)に準じるものとする。 (5) 発動発電設備設計 1) 受注者は、特記仕様書等で示された条件に基づいて、負荷一覧表の作成、発電機及び原動機出力の算定、発電機及び原動機機種決定、発動発電設備設置位置の決定、遠隔監視及び制御の要否の決定を行い、全体の基本的な事項及び設計条件を決定するものとする。 2) 受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、電気系統計画、始動方式、保護継電方式の検討、燃料消費量の算定、燃料槽の決定（地下タンク除く）、冷却方式の決定、換気量の算定、吸気・換気方式の決定、騒音・振動の検討、遠隔監視及び制御項目の検討を行い、各種使用機器の諸元及び主材料並びに主要機器配置、耐震強度検討等の決定を行うものとする。 (6) 設計図 受注者は、当該設計の検討結果に基づき、次に示す設計図を標準として作成するものとする。 <table><tr><td>1) 位置図</td><td>縮尺</td><td>1/25,000～1/50,000</td></tr><tr><td>2) 平面図</td><td>縮尺</td><td>1/100～1/2,500</td></tr><tr><td>3) 単線結線図</td><td></td><td>適宜</td></tr><tr><td>4) 配線系統図</td><td></td><td>適宜</td></tr><tr><td>5) 燃料系統図</td><td></td><td>適宜</td></tr><tr><td>6) 機器間配線図</td><td></td><td>適宜</td></tr><tr><td>7) 機器配置図</td><td>縮尺</td><td>1/10～1/200</td></tr><tr><td>8) 機器据付図</td><td>縮尺</td><td>1/10～1/100</td></tr><tr><td>9) 配管配線図（掘削断面図含む）</td><td>縮尺</td><td>1/10～1/200</td></tr><tr><td>10) 据付基礎図</td><td>縮尺</td><td>1/10～1/50</td></tr></table> (7) 関係機関との協議資料の作成 第 2104 条第 2 項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算	1) 位置図	縮尺	1/25,000～1/50,000	2) 平面図	縮尺	1/100～1/2,500	3) 単線結線図		適宜	4) 配線系統図		適宜	5) 燃料系統図		適宜	6) 機器間配線図		適宜	7) 機器配置図	縮尺	1/10～1/200	8) 機器据付図	縮尺	1/10～1/100	9) 配管配線図（掘削断面図含む）	縮尺	1/10～1/200	10) 据付基礎図	縮尺	1/10～1/50	なお、計画負荷設備容量、連続運転時間、発電設備の台数は、特記仕様書によるものとする。 (1) 設計計画 第 2104 条第 2 項の(1)に準じるものとする。 (2) 現地踏査 受注者は、設計に先立って現地踏査を行い、特記仕様書に示された設計範囲、及び貸与資料等と現地の整合性を目視により確認するものとする。 また、現地踏査では現地の状況（自然条件、地形、地質、立地条件、浸水状況、屋内設備設置状況）、他施設との関連、騒音・振動等の環境条件、電源（受電箇所、受電方式、屋内設備電源供給箇所、既設電源系統）等に関する調査を行うものとする。 (3) 現地調査 第 2104 条第 2 項の(3)に準じるものとする。 (4) 設計条件の確認 第 2104 条第 2 項の(4)に準じるものとする。 (5) 発動発電設備設計 1) 受注者は、特記仕様書等で示された条件に基づいて、負荷一覧表の作成、発電機及び原動機出力の算定、発電機及び原動機機種決定、発動発電設備設置位置の決定、遠隔監視及び制御の要否の決定を行い、全体の基本的な事項及び設計条件を決定するものとする。 なお、現地踏査により負荷状況の確認が必要となる場合には、発注者と歩掛追加も含めた別途協議を行うものとする。 2) 受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、電気系統計画、始動方式、保護継電方式の検討、燃料消費量の算定、燃料槽の決定（地下タンク除く）、冷却方式の決定、換気量の算定、吸気・換気方式の決定、騒音・振動の検討、遠隔監視及び制御項目の検討を行い、各種使用機器の諸元及び主材料並びに主要機器配置、耐震強度検討等の決定を行うものとする。 (6) 設計図 受注者は、当該設計の検討結果に基づき、次に示す設計図を標準として作成するものとする。 <table><tr><td>1) 位置図</td><td>縮尺</td><td>1/25,000～1/50,000</td></tr><tr><td>2) 平面図</td><td>縮尺</td><td>1/100～1/2,500</td></tr><tr><td>3) 単線結線図</td><td></td><td>適宜</td></tr><tr><td>4) 配線系統図</td><td></td><td>適宜</td></tr><tr><td>5) 燃料系統図</td><td></td><td>適宜</td></tr><tr><td>6) 機器間配線図</td><td></td><td>適宜</td></tr><tr><td>7) 機器配置図</td><td>縮尺</td><td>1/10～1/200</td></tr><tr><td>8) 機器据付図</td><td>縮尺</td><td>1/10～1/100</td></tr><tr><td>9) 配管配線図（掘削断面図含む）</td><td>縮尺</td><td>1/10～1/200</td></tr><tr><td>10) 据付基礎図</td><td>縮尺</td><td>1/10～1/50</td></tr></table> (7) 関係機関との協議資料の作成 第 2104 条第 2 項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算	1) 位置図	縮尺	1/25,000～1/50,000	2) 平面図	縮尺	1/100～1/2,500	3) 単線結線図		適宜	4) 配線系統図		適宜	5) 燃料系統図		適宜	6) 機器間配線図		適宜	7) 機器配置図	縮尺	1/10～1/200	8) 機器据付図	縮尺	1/10～1/100	9) 配管配線図（掘削断面図含む）	縮尺	1/10～1/200	10) 据付基礎図	縮尺	1/10～1/50	浸水影響を追記 発注者からの負荷条件依頼を明記
1) 位置図	縮尺	1/25,000～1/50,000																																																												
2) 平面図	縮尺	1/100～1/2,500																																																												
3) 単線結線図		適宜																																																												
4) 配線系統図		適宜																																																												
5) 燃料系統図		適宜																																																												
6) 機器間配線図		適宜																																																												
7) 機器配置図	縮尺	1/10～1/200																																																												
8) 機器据付図	縮尺	1/10～1/100																																																												
9) 配管配線図（掘削断面図含む）	縮尺	1/10～1/200																																																												
10) 据付基礎図	縮尺	1/10～1/50																																																												
1) 位置図	縮尺	1/25,000～1/50,000																																																												
2) 平面図	縮尺	1/100～1/2,500																																																												
3) 単線結線図		適宜																																																												
4) 配線系統図		適宜																																																												
5) 燃料系統図		適宜																																																												
6) 機器間配線図		適宜																																																												
7) 機器配置図	縮尺	1/10～1/200																																																												
8) 機器据付図	縮尺	1/10～1/100																																																												
9) 配管配線図（掘削断面図含む）	縮尺	1/10～1/200																																																												
10) 据付基礎図	縮尺	1/10～1/50																																																												

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
第3節 成 果 物 第2205条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表 2.2.1 に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。	なお、計画負荷設備容量、連続運転時間、発電設備の台数は、特記仕様書によるものとする。 (1) 設計計画 第 2104 条第 2 項の(1)に準じるものとする。 (2) 現地踏査 第 2204 条第 2 項の(2)に準じるものとする。 (3) 現地調査 第 2104 条第 2 項の(3)に準じるものとする。 (4) 設計条件の確認 第 2104 条第 2 項の(4)に準じるものとする。 (5) 発動発電設備更新設計 1) 受注者は、特記仕様書等で示された条件に基づいて、負荷一覧表の作成、発電機及び原動機出力の算定、発電機及び原動機機種決定、発動発電設備設置位置の決定、遠隔監視及び制御の要否の決定を行い、全体の基本的な事項及び設計条件を決定するものとする。 2) 受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、電気系統計画、始動方式、保護継電方式の検討、燃料消費量の算定、燃料槽の決定（地下タンク除く）、冷却方式の決定、換気量の算定、吸気・換気方式の決定、騒音・振動の検討、遠隔監視及び制御項目の検討を行い、各種使用機器の諸元及び主材料並びに主要機器配置、耐震強度検討等の決定を行うものとする。 (6) 設計図 第 2204 条第 2 項の(6)に準じるものとともに、各種撤去図面を作成する。 (7) 関係機関との協議資料の作成 第 2104 条第 2 項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第 2104 条第 2 項の(8)に準じるものとともに、各種撤去数量を作成する。 (9) 照査 第 2204 条第 2 項の(9)に準じるものとする。 (10) 報告書の作成 第 2204 条第 2 項(10)に準じるものとする。 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 既設発動発電設備工事完成図書及び設計図面（当該発動発電設備関係分） 第3節 成 果 物 第2206条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計及び更新設計については、表 2.2.1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。	更新設計を追記 オンライン電子納品を原則記載

旧 令和6年版					新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)					改定主旨・根拠	
					なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。					更新設計に関する 成果項目を追記	
表 2. 2. 1 発動発電設備詳細設計成果物一覧表					表 2. 2. 1 発動発電設備詳細設計及び更新設計成果物一覧表						
設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要	設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
発動 発電 設備 設計	発動 発電 設備 詳細 設計	設計図書	位置図	1/25,000～1/50,000		発動 発電 設備 設計 及び 更新 設計	設計図書	位置図	1/25,000～1/50,000		
			平面図	1/100～1/2,500				平面図	1/100～1/2,500		
			単線結線図	適 宜				単線結線図	適 宜		
			配線系統図	適 宜				配線系統図	適 宜		
			燃料系統図	適 宜				燃料系統図	適 宜		
			機器間配線図	適 宜				機器間配線図	適 宜		
			機器配置図	1/10～1/200				機器配置図	1/10～1/200		
			機器据付図	1/10～1/100				機器据付図	1/10～1/100		
			配管配線図	1/10～1/200	掘削断面図含む			配管配線図	1/10～1/200	掘削断面図含む	
			据付基礎図	1/10～1/50				据付基礎図	1/10～1/50		
		数量計算書	数量計算書	—	各種撤去図面				更新設計の場合		
		報告書	設計概要書	—				数量計算書	数量計算書	—	更新設計の場合 撤去数量を含む
			設計計算書	—				報告書	設計概要書	—	
			検討書	—					設計計算書	—	
			機器仕様書	—					検討書	—	
			その他参考資料	—					機器仕様書	—	
			その他参考資料	—							

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
第 3 章 新エネルギー電源設備設計 第 1 節 新エネルギー電源設備設計の種類 第2301条 新エネルギー電源設備設計の種類 新エネルギー電源設備設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 太陽光発電設備設計 第 2 節 太陽光発電設備設計 第2302条 太陽光発電設備設計の区分 太陽光発電設備設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 太陽光発電設備予備設計 (2) 太陽光発電設備詳細設計 第2303条 太陽光発電設備予備設計 1. 業務目的 太陽光発電設備予備設計は、電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、太陽光発電設備の設備容量・規模の算出と設置位置の地形、地質、他の施設等の関連、規制を受ける関係法令等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 太陽光発電設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/250～1/50,000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（日射量、方位角、気象条件、電力送配電会社条件、設備容量、土木、建築、機械等の設計・計画資料及び関係法令を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。 第2304条 太陽光発電設備詳細設計 1. 業務目的 太陽光発電設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、太陽光発電設備の設備容量の算出と、設置位置の自然条件、地形、地質、他の施設等の関連等に基づき、太陽光発電設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容	第 3 章 新エネルギー電源設備設計 第 1 節 新エネルギー電源設備設計の種類 第2301条 新エネルギー電源設備設計の種類 新エネルギー電源設備設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 太陽光発電設備設計 第 2 節 太陽光発電設備設計 第2302条 太陽光発電設備設計の区分 太陽光発電設備設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 太陽光発電設備予備設計 (2) 太陽光発電設備詳細設計 (3) 太陽光発電設備更新設計 第2303条 太陽光発電設備予備設計 1. 業務目的 太陽光発電設備予備設計は、電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、太陽光発電設備の設備容量・規模の算出と設置位置の地形、地質、他の施設等の関連、規制を受ける関係法令等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 太陽光発電設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/250～1/50,000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（日射量、方位角、気象条件、電力送配電会社条件、設備容量、土木、建築、機械等の設計・計画資料、電力会社等の関係機関との予備的な協議内容を及び関係法令を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。 第2304条 太陽光発電設備詳細設計 1. 業務目的 太陽光発電設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、太陽光発電設備の設備容量の算出と、設置位置の自然条件、地形、地質、他の施設等の関連等に基づき、太陽光発電設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容	更新設計を追加 関係機関等との協議を追加

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 太陽光発電設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合） 2) 発電設備設置予定箇所平面図 3) 太陽光発電設備関係図 4) 地形図(基礎の設計を行う場合) 5) 敷地平面図(基礎の設計を行う場合) 6) 地盤調査、土質試験等調査資料(基礎の設計を行う場合)	3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 太陽光発電設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合） 2) 発電設備設置予定箇所平面図 3) 太陽光発電設備関係図 4) 地形図(基礎の設計を行う場合) 5) 敷地平面図(基礎の設計を行う場合) 6) 地盤調査、土質試験等調査資料(基礎の設計を行う場合) 第2305条 太陽光発電設備更新設計 1. 業務目的 太陽光発電設備更新設計は、既設設備の完成図書、点検報告書、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、太陽光発電設備の設備容量の算出と、設置位置の自然条件、地形、地質、他の施設等の関連等に基づき、太陽光発電設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 太陽光発電設備更新設計の業務内容は下記のとおりとし、(5)から(10)の項目については撤去に関する図面、数量計算等を含むものとする。 また、計画負荷設備容量についても特記仕様書によるものとする。 (1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする。 (2) 現地踏査 第2304条第2項の(2)に準じるものとする。 (3) 現地調査 第2104条第2項の(3)に準じるものとする。 (4) 設計条件の確認 第2104条第2項の(4)に準じるものとする。 (5) 太陽光発電設備更新設計 1) 受注者は、特記仕様書等で示された条件、施設の概要、負荷設備の条件に基づいて、太陽光発電出力の算定、太陽電池モジュール及び配列方式の決定、架台配置位置の決定、遠隔監視及び制御の要否の決定を行い、太陽光発電設備の大きさを基に、敷地条件、経済性等を考慮し、全体の基本的な諸元及び設計条件を決定する。 2) 1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、電気系統計画、架台構造、接地設備、雷保護設備の検討を行い、各種使用機器の諸元及び主材料並びに主要機器配置、耐震強度検討等の決定を行うものとする。 3) 特記仕様書に基礎の設計について定めがある場合はさらに、太陽光発電設備の基礎は、地盤の強度と変形、基礎体の強度をそれぞれ検討し、基礎の安全性と同時に太陽光発電設備に対する安全性を十分に確保するものとする。 また、基礎の形状・構造・寸法等は太陽光発電設備から伝達される荷重の性質及び大きさ、設	更新設計内容を追加

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
第3節 成 果 物 第2305条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表2.3.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。	備の重要性や地質調査によって得られた地盤の構成及び物理的、力学的特性の他、敷地条件及び施工性並びに環境条件を総合的に判断して構造形式・構造材料及び構造種別等を決定する。 (6) 設計図 第2304条第2項の(6)に準じるものとともに、各種撤去図面を作成する。 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとともに、各種撤去数量を作成する。 (9) 照査 第2304条第2項の(9)に準じるものとする。 (10) 報告書作成 第2304条第2項の(10)に準じるものとする。 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 既設太陽光発電設備工事完成図書及び設計図面（当該太陽光発電設備関係） 2) 太陽光発電設備関係図 3) 地形図(基礎の更新設計を行う場合) 4) 敷地平面図(基礎の更新設計を行う場合) 6) 地盤調査、土質試験等調査資料(基礎の更新設計を行う場合) 第3節 成 果 物 第2306条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計及び更新設計については、表2.3.1に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。	更新設計を追記 オンライン電子納品を原則記載

旧 令和6年版					新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)					改定主旨・根拠	
表2.3.1 太陽光発電設備詳細設計成果物一覧表					表2.3.1 太陽光発電設備詳細設計及び更新設計成果物一覧表					更新設計に関する 成果項目を追記	
設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要	設計種別		設計項目	成果物項目		縮 尺
太陽光 発電 設備 設計	太陽 光 発 電 設 備 詳 細 設 計	設計図書	位置図	1/25,000～1/50,000	(基礎の設計を行 う場合)	太陽 光 発 電 設 備 詳 細 設 計 及 び 更 新 設 計	設計図書	位置図	1/25,000～1/50,000	(基礎の設計を行 う場合)	
			敷地平面図	1/200～1/2,500				敷地平面図	1/200～1/2,500		
			基礎一般図	1/10～1/100				基礎一般図	1/10～1/100		
			配筋図	1/10～1/100				配筋図	1/10～1/100		
			接地設備・雷保護 設備詳細図	1/5～1/50				接地設備・雷保護 設備詳細図	1/5～1/50		
			太陽光発電設備 一般図	1/10～1/100	太陽光発電設備 一般図			1/10～1/100			
			架台詳細図	1/10～1/100	架台詳細図			1/10～1/100			
			アンカー材 詳細図	1/5～1/50	アンカー材 詳細図			1/5～1/50			
			単線結線図	適 宜	単線結線図			適 宜			
			システム系統図	適 宜	システム系統図			適 宜			
			機器間配線図	適 宜	機器間配線図			適 宜			
			機器詳細図	1/10～1/100	機器詳細図			1/10～1/100			
			機器据付図	1/10～1/200	機器据付図			1/10～1/200			
		数量計算書	数量計算書	—	数量計算書		数量計算書	—	更新設計の場合		
		報告書	設計概要書	—	設計概要書		—	更新設計の場合 撤去数量を含む			
			設計計算書	—	設計計算書		—				
			検討書	—	検討書		—				
			機器仕様書	—	機器仕様書		—				
			基礎計算書	—	(基礎の設計を行 う場合)		基礎計算書	—	(基礎の設計を行 う場合)		
			協議簿 (系統連携)	—	電力会社		協議簿 (系統連携)	—	電力会社		
			その他参考資料	—	その他参考資料		—				

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
第 4 章 無停電電源設備設計 第 1 節 無停電電源設備設計の種類 第2401条 無停電電源設備設計の種類 無停電電源設備設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 無停電電源設備設計 第 2 節 無停電電源設備設計 第2402条 無停電電源設備設計の区分 無停電電源設備設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 無停電電源設備予備設計 (2) 無停電電源設備詳細設計 第2403条 無停電電源設備予備設計 1. 業務目的 無停電電源設備の予備設計は、無停電電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、無停電電源設備の設備容量・規模の算出と設置場所の他の施設等の関連、規制を受ける関係法令等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 無停電電源設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は現地踏査結果、文献及び設計条件等（設計・計画資料及び関係法令を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。 第2404条 無停電電源設備詳細設計 1. 業務目的 無停電電源設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、無停電電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、無停電電源設備の給電方式の選定、設備容量の算出及び蓄電池容量の算出と、設置位置の他施設等の関連等に基づき、無停電電源設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 無停電電源設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、計画負荷設備容量及び停電補償時間は、特記仕様書によるものとする。	第 4 章 無停電電源設備設計 第 1 節 無停電電源設備設計の種類 第2401条 無停電電源設備設計の種類 無停電電源設備設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 無停電電源設備設計 第 2 節 無停電電源設備設計 第2402条 無停電電源設備設計の区分 無停電電源設備設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 無停電電源設備予備設計 (2) 無停電電源設備詳細設計 (3) 無停電電源設備更新設計 第2403条 無停電電源設備予備設計 1. 業務目的 無停電電源設備の予備設計は、無停電電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、無停電電源設備の設備容量・規模の算出と設置場所の他の施設等の関連、規制を受ける関係法令等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 無停電電源設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は現地踏査結果、文献及び設計条件等（設計・計画資料及び関係法令を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。 第2404条 無停電電源設備詳細設計 1. 業務目的 無停電電源設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、無停電電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、無停電電源設備の給電方式の選定、設備容量の算出及び蓄電池容量の算出と、設置位置の他施設等の関連等に基づき、無停電電源設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 無停電電源設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、計画負荷設備容量及び停電補償時間は、特記仕様書によるものとする。	更新設計を追加

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に無停電電源設備容量の算出については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 設計図面を基に、無停電電源設備の給電方式、無停電電源設備容量、蓄電池容量と関連設備との整合が適切にとれているかについて照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書の作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 無停電電源設備の緒元表 3) 単線結線図 4) 設備容量の決定根拠 ・無停電電源設備容量の決定根拠 ・蓄電池容量の決定根拠 ・蓄電池種別の選定理由（長寿命、一般など） 5) 負荷一覧表 6) 強度検討資料 7) 工事実施にあたっての留意事項 8) 消防署等関係機関への届出書類（案） 9) 有資格者配置及び各種規定類（案）（必要な場合） 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、以下を標準とする。 1) 無停電電源設備設置箇所平面図 2) 無停電電源設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計済みの場合）	1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に無停電電源設備容量の算出については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 設計図面を基に、無停電電源設備の給電方式、無停電電源設備容量、蓄電池容量と関連設備との整合が適切にとれているかについて照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書の作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 無停電電源設備の緒元表 3) 単線結線図 4) 設備容量の決定根拠 ・無停電電源設備容量の決定根拠 ・蓄電池容量の決定根拠 ・蓄電池種別の選定理由（長寿命、一般など） 5) 負荷一覧表 6) 強度検討資料 7) 工事実施にあたっての留意事項 8) 消防署等関係機関への届出書類（案） 9) 有資格者配置及び各種規定類（案）（必要な場合） 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、以下を標準とする。 1) 無停電電源設備設置箇所平面図 2) 無停電電源設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計済みの場合） 第2405条 無停電電源設備更新設計 1. 業務目的 無停電電源設備更新設計は、既設設備の完成図書、点検報告書、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、無停電電源設備の給電方式の選定、設備容量の算出及び蓄電池容量の算出と、設置位置の他施設等の関連等に基づき、無停電電源設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 無停電電源設備更新設計の業務内容は下記のとおりとし、(5)から(10)の項目については撤去に関する図面、数量計算等を含むものとする。 なお、計画負荷設備容量及び停電補償時間は、特記仕様書によるものとする。 (1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする。	更新設計内容を追加

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
	(2) 現地踏査 第2404条第2項の(1)に準じるものとする。 (3) 現地調査 第2104条第2項の(3)に準じるものとする。 (4) 設計条件の確認 第2104条第2項の(4)に準じるものとする。 (5) 無停電電源設備更新設計 1) 受注者は、特記仕様書等で示された条件に基づいて、負荷設備に見合った無停電電源設備の給電方式の選定、負荷仕様（容量、負荷力率、瞬時最大負荷容量等）及びインバータ仕様から無停電電源設備容量の算出、停電補償時間などの算出条件から蓄電池容量を算出、設置位置の決定、遠隔監視及び制御の要否の決定を行い、全体の基本的な事項及び設計条件を決定するものとする。 2) 受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、無停電電源設備給電方式の決定、無停電電源設備容量の決定、蓄電池容量の決定、蓄電池種別の選定、換気量の算定、遠隔監視及び制御項目の検討を行い各種使用機器の緒元及び主材料並びに主要機器配置、耐震強度検討等の決定を行うものとする。 (6) 設計図 第2404条第2項の(6)に準じるものとともに、各種撤去図面を作成する。 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとともに、各種撤去数量を作成する。 (9) 照査 第2404条第2項の(9)に準じるものとする。 (10) 報告書作成 第2404条第2項の(10)に準じるものとする。 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、以下を標準とする。 1) 既設無停電設備工事完成図書及び設計図面（当該無停電電源設備関係分）	

旧 令和6年版					新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)					改定主旨・根拠									
第3節 成 果 物										第3節 成 果 物									
第2405条 成 果 物										第2406条 成 果 物									
受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表2.4.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。										受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計及び更新設計については、表2.4.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。									
ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。										ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。									
納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。										納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。									
なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。										なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。									
表2.4.1 無停電電源設備詳細設計成果物一覧表										表2.4.1 無停電電源設備詳細設計及び更新設計成果物一覧表									
設計種別		設 計 項 目		成 果 物 項 目		縮 尺		摘 要		設計種別		設 計 項 目		成 果 物 項 目		縮 尺		摘 要	
無停電電源設備設計	無停電電源設備詳細設計	設計図書		位置図		1/25,000～1/50,000				無停電電源設備詳細設計及び更新設計		設計図書		位置図		1/25,000～1/50,000			
				平面図		1/100～1/2,500													
				単線結線図		適 宜													
				機器外形図		1/10～1/200													
				機器間配線図		適 宜													
				機器配置図		1/10～1/200													
				機器据付図		1/10～1/200													
		数量計算書		数量計算書		—				数量計算書		数量計算書		—					
	報告書		設計概要書		—				報告書		設計概要書		—						
			設計計算書		—														
			検 討 書		—														
			機器仕様書		—														
			その他参考資料		—														

更新設計を追記	
オンライン電子納品を原則記載	
更新設計に関する成果項目を追記	

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
第 5 章 直流電源設備設計 第 1 節 直流電源設備設計の種類 第 2501 条 直流電源設備設計の種類 直流電源設備設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 直流電源設備設計 第 2 節 直流電源設備設計 第 2502 条 直流電源設備設計の区分 直流電源設備設計は、次の設計を行うものとする。 (1) 直流電源設備予備設計 (2) 直流電源設備詳細設計 第 2503 条 直流電源設備予備設計 1. 業務目的 直流電源設備の予備設計は、直流電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、直流電源設備の設備容量・規模の算出と設置場所の他の施設等の関連、規制を受ける関係法令等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 直流電源設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は現地踏査結果、文献及び設計条件等（設計・計画資料及び関係法令を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第 2103 条第 3 項に準じるものとする。 第 2504 条 直流電源設備詳細設計 1. 業務目的 直流電源設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、直流電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、直流電源設備の給電方式の選定、設備容量の算出及び蓄電池容量の算出、設置位置の他施設等の関連等に基づき、直流電源設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 直流電源設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、直流電源容量及び停電補償時間は、特記仕様書によるものとする。 (1) 設計計画	第 5 章 直流電源設備設計 第 1 節 直流電源設備設計の種類 第 2501 条 直流電源設備設計の種類 直流電源設備設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 直流電源設備設計 第 2 節 直流電源設備設計 第 2502 条 直流電源設備設計の区分 直流電源設備設計は、次の設計を行うものとする。 (1) 直流電源設備予備設計 (2) 直流電源設備詳細設計 (3) 直流電源設備更新設計 第 2503 条 直流電源設備予備設計 1. 業務目的 直流電源設備の予備設計は、直流電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、直流電源設備の設備容量・規模の算出と設置場所の他の施設等の関連、規制を受ける関係法令等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 直流電源設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は現地踏査結果、文献及び設計条件等（設計・計画資料及び関係法令を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第 2103 条第 3 項に準じるものとする。 第 2504 条 直流電源設備詳細設計 1. 業務目的 直流電源設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、直流電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、直流電源設備の給電方式の選定、設備容量の算出及び蓄電池容量の算出、設置位置の他施設等の関連等に基づき、直流電源設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 直流電源設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、直流電源容量及び停電補償時間は、特記仕様書によるものとする。	更新設計を追加

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
2) 設計図面を基に、直流電源設備の容量、蓄電池容量と関連設備との整合が適切にとれているかについて照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書の作成 受注者は、設計業務の成果として、第 1211 条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 直流電源設備の緒元表 3) 単線結線図 4) 設備容量の決定根拠 ・整流器出力（定格電流、ユニット類）の決定根拠 ・蓄電池容量の決定 ・蓄電池種別の選定理由（長寿命、一般など）根拠 5) 負荷一覧表 6) 強度検討資料 7) 工事実施にあたっての留意事項 8) 消防署等関係機関への届出書類（案） 9) 有資格者配置及び各種規定類（案）（必要な場合） 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、以下を標準とする。 1) 直流電源設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済みの場合） 2) 直流電源設備設置箇所平面図	2) 設計図面を基に、直流電源設備の容量、蓄電池容量と関連設備との整合が適切にとれているかについて照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書の作成 受注者は、設計業務の成果として、第 1211 条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 直流電源設備の緒元表 3) 単線結線図 4) 設備容量の決定根拠 ・整流器出力（定格電流、ユニット類）の決定根拠 ・蓄電池容量の決定 ・蓄電池種別の選定理由（長寿命、一般など）根拠 5) 負荷一覧表 6) 強度検討資料 7) 工事実施にあたっての留意事項 8) 消防署等関係機関への届出書類（案） 9) 有資格者配置及び各種規定類（案）（必要な場合） 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、以下を標準とする。 1) 直流電源設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済みの場合） 2) 直流電源設備設置箇所平面図 第 2505 条 直流電源設備更新設計 1. 業務目的 直流電源設備更新設計は、既設設備の完成図書、点検報告書、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、直流電源設備の給電方式の選定、設備容量の算出及び蓄電池容量の算出、設置位置の他施設等の関連等に基づき、直流電源設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 直流電源設備詳細設計の業務内容は下記のとおりとし、(5)から(10)の項目については撤去に関する図面、数量計算等を含むものとする。 なお、直流電源容量及び停電補償時間は、特記仕様書によるものとする。 (1) 設計計画 第 2104 条第 2 項の(1)に準じるものとする。 (2) 現地踏査 第 2504 条第 2 項の(1)に準じるものとする。 (3) 現地調査	更新設計内容を追加

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
第 2104 条第 2 項の(3)に準じるものとする。 (4) 設計条件の確認 第 2104 条第 2 項の(4)に準じるものとする。 (5) 直流電源設備更新設計 1)受注者は、特記仕様書等で示された条件に基づいて、負荷設備に見合った負荷仕様（容量、瞬時最大負荷容量等）及び直流電源容量の算出、停電補償時間などの算出条件から蓄電池容量を算出、設置位置の決定、遠隔監視の要否の決定、整流器出力（定格電流、ユニット類）、全体の基本的な事項及び設計条件を決定するものとする。 2)受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、直流電源容量の決定、蓄電池容量の決定、設置室内の換気量の算定、遠隔監視項目の検討を行い各種使用機器の緒元及び主材料並びに主要機器配置、耐震強度検討等の決定を行うものとする。 (6) 設計図 第2504条第2項の(6)に準じるものとともに、各種撤去図面を作成する。 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとともに、各種撤去数量を作成する。 (9) 照査 第2504条第2項の(9)に準じるものとする。 (10) 報告書作成 第2504条第2項の(10)に準じるものとする。 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、以下を標準とする。 1) 既設直流電源設備工事完成図書及び設計図面（当該直流電源設備関係部分） 第 3 節 成 果 物 第 2505 条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表 2.5.1 に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。	第 2104 条第 2 項の(3)に準じるものとする。 (4) 設計条件の確認 第 2104 条第 2 項の(4)に準じるものとする。 (5) 直流電源設備更新設計 1)受注者は、特記仕様書等で示された条件に基づいて、負荷設備に見合った負荷仕様（容量、瞬時最大負荷容量等）及び直流電源容量の算出、停電補償時間などの算出条件から蓄電池容量を算出、設置位置の決定、遠隔監視の要否の決定、整流器出力（定格電流、ユニット類）、全体の基本的な事項及び設計条件を決定するものとする。 2)受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、直流電源容量の決定、蓄電池容量の決定、設置室内の換気量の算定、遠隔監視項目の検討を行い各種使用機器の緒元及び主材料並びに主要機器配置、耐震強度検討等の決定を行うものとする。 (6) 設計図 第2504条第2項の(6)に準じるものとともに、各種撤去図面を作成する。 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとともに、各種撤去数量を作成する。 (9) 照査 第2504条第2項の(9)に準じるものとする。 (10) 報告書作成 第2504条第2項の(10)に準じるものとする。 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、以下を標準とする。 1) 既設直流電源設備工事完成図書及び設計図面（当該直流電源設備関係部分） 第 3 節 成 果 物 第 2506 条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計及び更新設計については、表 2.5.1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。	更新設計を追記 オンライン電子納品を原則記載

旧 令和6年版					新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)					改定主旨・根拠	
表 2.5.1 直流電源設備詳細設計成果物一覧表					表 2.5.1 直流電源設備詳細設計及び更新設計成果物一覧表					更新設計に関する 成果項目を追記	
設計種別		設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要	設計種別		設 計 項 目	成 果 物 項 目		縮 尺
直 流 電 源 設 備 設 計	直 流 電 源 設 備 詳 細 設 計	設計図書	位置図	1/25,000～1/50,000		直 流 電 源 設 備 設 計	直 流 電 源 設 備 詳 細 設 計 及 び 更 新 設 計	設計図書	位置図	1/25,000～1/50,000	
			単線結線図	適 宜					単線結線図	適 宜	
			機器外形図	1/10～1/200					機器外形図	1/10～1/200	
			機器間配線図	適 宜					機器間配線図	適 宜	
			機器配置図	1/10～1/200					機器配置図	1/10～1/200	
			機器据付図	1/10～1/200					機器据付図	1/10～1/200	
		数量計算書	数量計算書	—					各種撤去図面		更新設計の場合
		報告書	設計概要書	—				数量計算書	数量計算書	—	更新設計の場合 撤去数量を含む
			設計計算書	—							
			検 討 書	—				報告書	設計概要書	—	
			機器仕様書	—					設計計算書	—	
			その他参考資料	—					検 討 書	—	
								機器仕様書	—		
								その他参考資料	—		

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
第 6 章 配電線路設計 第 1 節 配電線路設計の種類 第 2601 条 配電線路設計の種類 配電線路設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 配電線路経路等設計 第 2 節 配電線路経路等設計 第 2602 条 配電線路経路等設計の区分 配電線路経路等設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 配電線路経路等予備設計 (2) 配電線路経路等詳細設計 第 2603 条 配電線路経路等予備設計 1. 業務目的 配電線路経路等予備設計は、電力供給設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、施工規模、施工場所の地形、地質、他の施設等の関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、機能性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、基本的な経路決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 配電線路経路等予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺 1/2,500～1/50,000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第 2103 条第 3 項に準じるものとする。 第 2604 条 配電線路経路等詳細設計 1. 業務目的 配電線路経路等詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、電力供給設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、施工規模、施工場所の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、配電線路経路等の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 配電線路経路等詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。	第 6 章 配電線路設計 第 1 節 配電線路設計の種類 第 2601 条 配電線路設計の種類 配電線路設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 配電線路経路等設計 第 2 節 配電線路経路等設計 第 2602 条 配電線路経路等設計の区分 配電線路経路等設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 配電線路経路等予備設計 (2) 配電線路経路等詳細設計 第 2603 条 配電線路経路等予備設計 1. 業務目的 配電線路経路等予備設計は、電力供給設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、施工規模、施工場所の地形、地質、他の施設等の関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、機能性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、基本的な経路決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 配電線路経路等予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺 1/2,500～1/50,000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料、関係機関等との予備的な協議内容を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第 2103 条第 3 項に準じるものとする。 第 2604 条 配電線路経路等詳細設計 1. 業務目的 配電線路経路等詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、電力供給設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、施工規模、施工場所の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、配電線路経路等の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 配電線路経路等詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。	関係機関等との協議を追加

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、周辺環境条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 設計図面を基に、配電方式、配電経路、設備容量等が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第 1211 条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 配電線路、経路決定の経緯 3) 配電系統図 4) 工事実施にあたっての留意事項 5) 自家用電気工作物計画書(必要な場合) 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 配電線路経路等予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済みの場合） 2) 地形平面図 3) 計画負荷設備概要 第 3 節 成 果 物 第 2605 条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表 2.6.1 に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。	1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、周辺環境条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 設計図面を基に、配電方式、配電経路、設備容量等が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第 1211 条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 配電線路、経路決定の経緯 3) 配電系統図 4) 工事実施にあたっての留意事項 5) 自家用電気工作物計画書(必要な場合) 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 配電線路経路等予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済みの場合） 2) 地形平面図 3) 計画負荷設備概要 第 3 節 成 果 物 第 2605 条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表 2.6.1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。	オンライン電子納品を原則記載

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
第 7 章 道路照明施設設計 第 1 節 道路照明施設設計の種類 第 2701 条 道路照明施設設計の種類 道路照明施設設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 道路照明施設設計 (2) 交差点照明施設設計 (3) インターチェンジ照明設計 (4) 橋梁照明施設設計 (5) 自発光視線誘導設備設計 第 2 節 道路照明施設設計 第 2702 条 道路照明施設設計の区分 道路照明施設設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 道路照明施設予備設計 (2) 道路照明施設詳細設計 第 2703 条 道路照明施設予備設計 1. 業務目的 道路照明施設予備設計は、関連道路設計及び既存の関連資料を基に、道路照明施設の規模、計画交通量、道路構造、設置場所の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、機能性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、基本的な施設決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 道路照明施設予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺 1/2,500～1/50,000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第 2103 条第 3 項に準じるものとする。 第 2704 条 道路照明施設詳細設計 1. 業務目的 道路照明施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、関連道路設計及び既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、道路照明施設の規模、配置、計画交通量、道路構造、設置場所の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、道路照明施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。	第 7 章 道路照明施設設計 第 1 節 道路照明施設設計の種類 第 2701 条 道路照明施設設計の種類 道路照明施設設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 道路照明施設設計 (2) 交差点照明施設設計 (3) インターチェンジ照明設計 (4) 橋梁照明施設設計 (5) 自発光視線誘導設備設計 第 2 節 道路照明施設設計 第 2702 条 道路照明施設設計の区分 道路照明施設設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 道路照明施設予備設計 (2) 道路照明施設詳細設計 第 2703 条 道路照明施設予備設計 1. 業務目的 道路照明施設予備設計は、関連道路設計及び既存の関連資料を基に、道路照明施設の規模、計画交通量、道路構造、設置場所の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、機能性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、基本的な施設決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 道路照明施設予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺 1/2,500～1/50,000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料、関係機関との予備的な協議を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第 2103 条第 3 項に準じるものとする。 第 2704 条 道路照明施設詳細設計 1. 業務目的 道路照明施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、関連道路設計及び既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、道路照明施設の規模、配置、計画交通量、道路構造、設置場所の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、道路照明施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。	関係機関との協議を追加

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠																																				
仕様を決定する。また、受電場所、受電方式及び通信路の接続方法を決定する。 また、既設自発光視線誘導主制御機等への追加登録を要する場合は、追加登録に関する改造仕様書（改造等に係る作業量（工数）等の把握を含む）を作成する。 ③ 自発光視線誘導制御機 設置目的、立地条件に適した自発光視線誘導制御機及び避雷装置等周辺機器の仕様を決定する。また、受電場所、受電方式及び通信路の接続方法を決定する。 ④ 自発光視線誘導装置 自発光視線誘導装置の設置区間、自発光視線誘導装置高さ、支柱強度及び支柱基礎を決定する。 (6) 設 計 図 受注者は、当該設計の検討結果に基づき、次に示す設計図を標準として作成するものとする。 <table><tr><td>1) 位置図</td><td>縮尺 1/25,000～1/50,000</td></tr><tr><td>2) 平面図</td><td>縮尺 1/1,000～1/2,000</td></tr><tr><td>3) システム系統図</td><td>適宜</td></tr><tr><td>4) システム構成図</td><td>適宜</td></tr><tr><td>5) 配線系統図</td><td>適宜</td></tr><tr><td>6) 自発光視線誘導装置姿図</td><td>縮尺 1/10～1/100</td></tr><tr><td>7) 機器配置図</td><td>縮尺 1/10～1/50</td></tr><tr><td>8) 配管配線図（掘削断面図含む）</td><td>縮尺 1/10～1/200</td></tr><tr><td>9) 基礎図</td><td>縮尺 1/10～1/50</td></tr></table> (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。 (9) 照 査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする 1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。 2) 設計図面を基に、システム系統、自発光視線誘導装置の設置区間、装置の選定、及び装置条件等の設計が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連設備との整合が適切にとれているかについての照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件	1) 位置図	縮尺 1/25,000～1/50,000	2) 平面図	縮尺 1/1,000～1/2,000	3) システム系統図	適宜	4) システム構成図	適宜	5) 配線系統図	適宜	6) 自発光視線誘導装置姿図	縮尺 1/10～1/100	7) 機器配置図	縮尺 1/10～1/50	8) 配管配線図（掘削断面図含む）	縮尺 1/10～1/200	9) 基礎図	縮尺 1/10～1/50	仕様を決定する。また、受電場所、受電方式及び通信路の接続方法を決定する。 また、既設自発光視線誘導主制御機等への追加登録を要する場合は、追加登録に関する改造仕様書（改造等に係る作業量（工数）等の把握を含む）を作成する。 ③ 自発光視線誘導制御機 設置目的、立地条件に適した自発光視線誘導制御機及び避雷装置等周辺機器の仕様を決定する。また、受電場所、受電方式及び通信路の接続方法を決定する。 ④ 自発光視線誘導装置 自発光視線誘導装置の設置区間、自発光視線誘導装置高さ、支柱強度及び支柱基礎を決定する。 (6) 設 計 図 受注者は、当該設計の検討結果に基づき、次に示す設計図を標準として作成するものとする。 <table><tr><td>1) 位置図</td><td>縮尺 1/25,000～1/50,000</td></tr><tr><td>2) 平面図</td><td>縮尺 1/1,000～1/2,000</td></tr><tr><td>3) システム系統図</td><td>適宜</td></tr><tr><td>4) システム構成図</td><td>適宜</td></tr><tr><td>5) 配線系統図</td><td>適宜</td></tr><tr><td>6) 自発光視線誘導装置姿図</td><td>縮尺 1/10～1/100</td></tr><tr><td>7) 機器配置図</td><td>縮尺 1/10～1/50</td></tr><tr><td>8) 配管配線図（掘削断面図含む）</td><td>適宜</td></tr><tr><td>9) 基礎図</td><td>縮尺 1/10～1/50</td></tr></table> (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。 (9) 照 査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする 1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。 2) 設計図面を基に、システム系統、自発光視線誘導装置の設置区間、装置の選定、及び装置条件等の設計が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連設備との整合が適切にとれているかについての照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件	1) 位置図	縮尺 1/25,000～1/50,000	2) 平面図	縮尺 1/1,000～1/2,000	3) システム系統図	適宜	4) システム構成図	適宜	5) 配線系統図	適宜	6) 自発光視線誘導装置姿図	縮尺 1/10～1/100	7) 機器配置図	縮尺 1/10～1/50	8) 配管配線図（掘削断面図含む）	適宜	9) 基礎図	縮尺 1/10～1/50	修正
1) 位置図	縮尺 1/25,000～1/50,000																																					
2) 平面図	縮尺 1/1,000～1/2,000																																					
3) システム系統図	適宜																																					
4) システム構成図	適宜																																					
5) 配線系統図	適宜																																					
6) 自発光視線誘導装置姿図	縮尺 1/10～1/100																																					
7) 機器配置図	縮尺 1/10～1/50																																					
8) 配管配線図（掘削断面図含む）	縮尺 1/10～1/200																																					
9) 基礎図	縮尺 1/10～1/50																																					
1) 位置図	縮尺 1/25,000～1/50,000																																					
2) 平面図	縮尺 1/1,000～1/2,000																																					
3) システム系統図	適宜																																					
4) システム構成図	適宜																																					
5) 配線系統図	適宜																																					
6) 自発光視線誘導装置姿図	縮尺 1/10～1/100																																					
7) 機器配置図	縮尺 1/10～1/50																																					
8) 配管配線図（掘削断面図含む）	適宜																																					
9) 基礎図	縮尺 1/10～1/50																																					

旧 令和6年版					新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)					改定主旨・根拠	
2) 全体システム系統図 3) 伝送方式、設備機器の決定根拠 4) 設置区間、自発光視線誘導装置高さ及び支柱強度の決定根拠（自立及び添架の場合） 5) 工事実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 自発光視線誘導設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合） 2) 光ケーブル敷設関連完成図書					2) 全体システム系統図 3) 伝送方式、設備機器の決定根拠 4) 設置区間、自発光視線誘導装置高さ及び支柱強度の決定根拠（自立及び添架の場合） 5) 工事実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 自発光視線誘導設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合） 2) 光ケーブル敷設関連完成図書						
第7節 成 果 物					第7節 成 果 物						
第2717条 成 果 物					第2718条 成 果 物						
受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、道路・交差点・橋梁照明施設詳細設計については表2.7.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。					受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表 2.7.1 及び表 2.7.2 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。					自発光視線誘導設備成果物を追記 オンライン電子納品を原則記載	
表2.7.1 道路、交差点、インターチェンジ、橋梁照明施設、自発光視線誘導設備 詳細設計成果物一覧表					表2.7.1 道路、交差点、インターチェンジ、橋梁照明施設、詳細設計成果物一覧表						
設計種別		設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要	設計種別		設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要
照明施設設計	各種照明施設詳細設計	設計図書	位 置 図	1/25,000 ～ 1/50,000		照明施設設計	各種照明施設詳細設計	設計図書	位 置 図	1/25,000 ～ 1/50,000	
			照明灯配置配線図	1/200～1/1,000					照明灯配置配線図	1/200～1/1,000	
			照明柱据付図	1/10～1/100					照明柱据付図	1/10～1/100	
			配線系統図	適 宜					配線系統図	適 宜	
			盤外形及び盤内結線図	1/10～1/100					盤外形及び盤内結線図	1/10～1/100	
			引込柱姿図	1/10～1/100					引込柱姿図	1/10～1/100	
			配管配線図	適 宜					配管配線図	適 宜	
		数量計算	数量計算書	—				数量計算	数量計算書	—	
	報告書		設計概要書	—			報告書		設計概要書	—	
			設計計算書	—					設計計算書	—	
			検 討 書	—					検 討 書	—	
			その他参考資料	—					その他参考資料	—	

旧 令和6年版	新 朱書き修正 (黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠																																																			
	表2.7.2 自発光視線誘導設備詳細設計成果物一覧表 <table><tr><th colspan="2">設計種別</th><th>設 計 項 目</th><th>成 果 物 項 目</th><th>縮 尺</th><th>摘 要</th></tr><tr><td rowspan="13">照明施設設計</td><td rowspan="13">各種照明施設詳細設計</td><td rowspan="7">設計図書</td><td>位 置 図</td><td>1/25,000 ～ 1/50,000</td><td></td></tr><tr><td>平面図</td><td>1/1,000～1/2,000</td><td></td></tr><tr><td>システム系統図</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td>システム構成図</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td>自発光視線誘導装置姿図</td><td>1/10～1/100</td><td></td></tr><tr><td>支柱詳細図</td><td>1/10～1/50</td><td></td></tr><tr><td>配管配線図</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td></td><td>基礎図</td><td>1/10～1/50</td><td></td></tr><tr><td>数量計算</td><td>数量計算書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">報告書</td><td>設計概要書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>設計計算書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>検 討 書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>その他参考資料</td><td>—</td><td></td></tr></table>	設計種別		設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要	照明施設設計	各種照明施設詳細設計	設計図書	位 置 図	1/25,000 ～ 1/50,000		平面図	1/1,000～1/2,000		システム系統図	適 宜		システム構成図	適 宜		自発光視線誘導装置姿図	1/10～1/100		支柱詳細図	1/10～1/50		配管配線図	適 宜			基礎図	1/10～1/50		数量計算	数量計算書	—		報告書	設計概要書	—		設計計算書	—		検 討 書	—		その他参考資料	—		自発光視線誘導設備成果物を追記
設計種別		設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要																																																
照明施設設計	各種照明施設詳細設計	設計図書	位 置 図	1/25,000 ～ 1/50,000																																																	
			平面図	1/1,000～1/2,000																																																	
			システム系統図	適 宜																																																	
			システム構成図	適 宜																																																	
			自発光視線誘導装置姿図	1/10～1/100																																																	
			支柱詳細図	1/10～1/50																																																	
			配管配線図	適 宜																																																	
			基礎図	1/10～1/50																																																	
		数量計算	数量計算書	—																																																	
		報告書	設計概要書	—																																																	
			設計計算書	—																																																	
			検 討 書	—																																																	
			その他参考資料	—																																																	

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
第8章 トンネル照明施設設計 第1節 トンネル照明施設設計の種類 第2801条 トンネル照明施設設計の種類 照明施設設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) トンネル照明施設設計 第2節 トンネル照明施設設計 第2802条 トンネル照明施設設計の区分 トンネル照明施設設計は、次の区分により行うものとする。 (1) トンネル照明施設予備設計 (2) トンネル照明施設詳細設計 第2803条 トンネル照明施設予備設計 1. 業務目的 トンネル照明施設予備設計は、関連トンネル設計及び既存の関連資料を基に、トンネル照明施設の規模、設計速度、計画交通量、トンネル構造、施工場所の状況、他の施設との関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、機能性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、基本的な施設決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 トンネル照明施設予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/2,500～1/50,000）、トンネル構造、現地踏査結果、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料を含む。）に基づき比較案を提案し、 それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。 第2804条 トンネル照明施設詳細設計 1. 業務目的 トンネル照明施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、関連トンネル設計及び既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、トンネル照明施設の規模配置、設計速度、計画交通量、トンネル構造、施工場所の状況、他の施設との関連等に基づき、トンネル照明施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 トンネル照明施設詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。	第8章 トンネル照明施設設計 第1節 トンネル照明施設設計の種類 第2801条 トンネル照明施設設計の種類 照明施設設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) トンネル照明施設設計 第2節 トンネル照明施設設計 第2802条 トンネル照明施設設計の区分 トンネル照明施設設計は、次の区分により行うものとする。 (1) トンネル照明施設予備設計 (2) トンネル照明施設詳細設計 (3) トンネル照明施設更新設計 第2803条 トンネル照明施設予備設計 1. 業務目的 トンネル照明施設予備設計は、関連トンネル設計及び既存の関連資料を基に、トンネル照明施設の規模、設計速度、計画交通量、トンネル構造、施工場所の状況、他の施設との関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、機能性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、基本的な施設決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 トンネル照明施設予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/2, 500～1/50, 000）、トンネル構造、現地踏査結果、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料、関係機関との予備的な協議を含む。）に基づき比較案を提案し、 それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。 第2804条 トンネル照明施設詳細設計 1. 業務目的 トンネル照明施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、関連トンネル設計及び既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、トンネル照明施設の規模配置、設計速度、計画交通量、トンネル構造、施工場所の状況、他の施設との関連等に基づき、トンネル照明施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容	更新設計の追加 関係機関との協議を追加

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
第2104条第2項の(8)に準じるものとする。 (9) 照査 第2704条第2項の(9)に準じるものとする。 (10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) トンネル照明施設諸元表 3) 平均路面輝度、輝度均斉度、視機能低下グレア・誘導性等決定根拠（照明計算書） 4) 照明光源選定根拠 5) 照明器具配置計画 6) 照明方式決定根拠 7) 強度検討資料 8) 工事実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) トンネル詳細設計報告書及び設計図面 2) トンネル照明施設予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済みの場合） 3) トンネル平面図 4) トンネル坑口平面図	(8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。 (9) 照査 第2704条第2項の(9)に準じるものとする。 (10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) トンネル照明施設諸元表 3) 平均路面輝度、輝度均斉度、視機能低下グレア・誘導性等決定根拠（照明計算書） 4) 照明光源選定根拠 5) 照明器具配置計画 6) 照明方式決定根拠 7) 強度検討資料 8) 工事実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) トンネル詳細設計報告書及び設計図面 2) トンネル照明施設予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済みの場合） 3) トンネル平面図 4) トンネル坑口平面図 第2805条 トンネル照明施設更新設計 1. 業務目的 トンネル照明施設更新設計は、既設設備の完成図書、点検報告書、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、トンネル照明施設の規模配置、設計速度、計画交通量、トンネル構造、施工場所の状況、他の施設との関連等に基づき、トンネル照明施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 トンネル照明施設更新設計の業務内容は下記のとおりとし、(5)から(10)の項目については撤去に関する図面、数量計算等を含むものとする。 なお、トンネル延長は、特記仕様書によるものとする。 (1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする。 (2) 現地踏査 第2804条第2項の(1)に準じるものとする。 (3) 現地調査 第2104条第2項の(3)に準じるものとする。 (4) 設計条件の確認	更新設計内容を追加

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
第2104条第2項の(4)に準じるものとする。 (5) トンネル照明更新設計 1) 受注者は、特記仕様書で示された条件、施設の概要、負荷の条件、設計速度、トンネル延長及び設計交通量を基に、道路分類及び外部条件、トンネル構造、交通の状況等を考慮した平均路面輝度、輝度均斉度、視機能低下グレア・誘導性等の検討を行い、全体の基本的な諸元及び設計条件を決定する。 2) 受注者は、照明施設について、計画負荷設備容量の検討及び計画負荷設備一覧表の作成、光源、灯具配光、照明方式の選定、受電場所、受電電圧、受電方式、照明器具配置、配線方式、調光方式の決定を行い、合理的な照明施設の計画を行うものとする。 3) 受注者は、1)項及び2)項で決定された事項に対して詳細に検討を加え、電源装置容量、照明計算、配線容量、その他各種機器容量の計算を行い、各種使用機器、主要機器配置、耐震強度検討等を決定するものとする。 (6) 設計図 第2804条第2項の(6)に準じるものとともに、各種撤去図面を作成する。 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとともに、各種撤去数量を作成する。 (9) 照査 第2804条第2項の(9)に準じるものとする。 (10) 報告書作成 第2804条第2項の(10)に準じるものとする。 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 既設トンネル照明工事完成図書及び設計図面（当該トンネル照明設備関係分） 3) トンネル平面図 4) トンネル坑口平面図 第3節 成 果 物 第2805条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については表2.8.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。	第2104条第2項の(4)に準じるものとする。 (5) トンネル照明更新設計 1) 受注者は、特記仕様書で示された条件、施設の概要、負荷の条件、設計速度、トンネル延長及び設計交通量を基に、道路分類及び外部条件、トンネル構造、交通の状況等を考慮した平均路面輝度、輝度均斉度、視機能低下グレア・誘導性等の検討を行い、全体の基本的な諸元及び設計条件を決定する。 2) 受注者は、照明施設について、計画負荷設備容量の検討及び計画負荷設備一覧表の作成、光源、灯具配光、照明方式の選定、受電場所、受電電圧、受電方式、照明器具配置、配線方式、調光方式の決定を行い、合理的な照明施設の計画を行うものとする。 3) 受注者は、1)項及び2)項で決定された事項に対して詳細に検討を加え、電源装置容量、照明計算、配線容量、その他各種機器容量の計算を行い、各種使用機器、主要機器配置、耐震強度検討等を決定するものとする。 (6) 設計図 第2804条第2項の(6)に準じるものとともに、各種撤去図面を作成する。 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとともに、各種撤去数量を作成する。 (9) 照査 第2804条第2項の(9)に準じるものとする。 (10) 報告書作成 第2804条第2項の(10)に準じるものとする。 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 既設トンネル照明工事完成図書及び設計図面（当該トンネル照明設備関係分） 3) トンネル平面図 4) トンネル坑口平面図 第3節 成 果 物 第2806条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計及び更新設計については、表2.8.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。	更新設計を追記 オンライン電子納品を原則記載

旧 令和6年版						新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)						改定主旨・根拠	
表 2. 8. 1 トンネル照明施設詳細設計成果物一覧表													更新設計に関する 成果項目を追記
設計種別		設計項目	成果物項目		縮尺	摘 要							
トンネル照明施設設計	トンネル照明施設詳細設計	設計図書	位 置 図		1/25, 000～1/50, 000								
			トンネル平面図		1/200～1/1, 000								
			トンネル坑口平面図		1/100～1/500								
			照明器具配置図		1/200～1/1, 000								
			照明器具据付図		1/10～1/100								
			配線系統図		適 宜								
			盤外形及び盤内結線図		1/10～1/100								
			引込柱姿図		1/10～1/100								
			配管配線図		適 宜								
		数量計算書		数量計算書	—								
	報告書	設計概要書		—									
		設計計算書		—									
		検 討 書		—									
		その他参考資料		—									
表 2. 8. 1 トンネル照明施設詳細設計及び更新設計成果物一覧表													
設計種別		設計項目	成果物項目		縮尺	摘 要							
トンネル照明施設設計	トンネル照明施設詳細設計及び更新設計	設計図書	位 置 図		1/25, 000～1/50, 000								
			トンネル平面図		1/200～1/1, 000								
			トンネル坑口平面図		1/100～1/500								
			照明器具配置図		1/200～1/1, 000								
			照明器具据付図		1/10～1/100								
			配線系統図		適 宜								
			盤外形及び盤内結線図		1/10～1/100								
			引込柱姿図		1/10～1/100								
			配管配線図		適 宜								
			各種撤去図面			更新設計の場合							
		数量計算書		数量計算書	—	更新設計の場合 撤去数量を含む							
		報告書	設計概要書		—								
			設計計算書		—								
			検 討 書		—								
			その他参考資料		—								

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
第9章 共同溝電気施設設計 第1節 共同溝電気施設設計の種類 第2901条 共同溝電気施設設計の種類 共同溝電気施設設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 共同溝電気施設設計 第2節 共同溝電気施設設計 第2902条 共同溝電気施設設計の区分 共同溝電気施設設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 共同溝電気施設予備設計 (2) 共同溝電気施設詳細設計 第2903条 共同溝電気施設予備設計 1. 業務目的 共同溝電気施設予備設計は、共同溝基本検討のほか各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、共同溝の構造、設備の規模、配置、施工場所の状況、他の施設等の関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から構造形式、施工方法について総合的な技術検討を行い、基本的な施設決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 共同溝電気施設予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/2,500～1/50,000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。 第2904条 共同溝電気施設詳細設計 1. 業務目的 共同溝電気施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、共同溝基本権等の他各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、共同溝の構造、設備の規模、配置、施工場所の状況、他の施設との関連に基づき、共同溝電気施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 共同溝電気施設詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、共同溝の長さ、溝数、電源引込み数、防爆溝の適用については、特記仕様書によるものとす	第9章 共同溝電気施設設計 第1節 共同溝電気施設設計の種類 第2901条 共同溝電気施設設計の種類 共同溝電気施設設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 共同溝電気施設設計 第2節 共同溝電気施設設計 第2902条 共同溝電気施設設計の区分 共同溝電気施設設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 共同溝電気施設予備設計 (2) 共同溝電気施設詳細設計 (3) 共同溝電気施設更新設計 第2903条 共同溝電気施設予備設計 1. 業務目的 共同溝電気施設予備設計は、共同溝基本検討のほか各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、共同溝の構造、設備の規模、配置、施工場所の状況、他の施設等の関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から構造形式、施工方法について総合的な技術検討を行い、基本的な施設決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 共同溝電気施設予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/2, 500～1/50, 000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料、関係機関との予備的な協議を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。 第2904条 共同溝電気施設詳細設計 1. 業務目的 共同溝電気施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、共同溝基本権等の他各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、共同溝の構造、設備の規模、配置、施工場所の状況、他の施設との関連に基づき、共同溝電気施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 共同溝電気施設詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、共同溝の長さ、溝数、電源引込み数、防爆溝の適用については、特記仕様書によるものとす	更新設計の追加 関係機関との協議を追加

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。 2) 設計図面を基に、施設の規模、電気設備、給水設備、標識設備、防災安全設備等が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 共同溝電気施設諸元表 3) 全体系統図 4) 設備規模、設備機器の決定根拠 5) 工事実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 共同溝詳細設計報告書及び設計図面 2) 共同溝電気施設設計報告書及び設計図面（予備設計実施済みの場合） 3) 計画負荷設備概要書	1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。 2) 設計図面を基に、施設の規模、電気設備、給水設備、標識設備、防災安全設備等が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 共同溝電気施設諸元表 3) 全体系統図 4) 設備規模、設備機器の決定根拠 5) 工事実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 共同溝詳細設計報告書及び設計図面 2) 共同溝電気施設設計報告書及び設計図面（予備設計実施済みの場合） 3) 計画負荷設備概要書 第2905条 共同溝電気施設更新設計 1. 業務目的 共同溝電気施設更新設計は、既設設備の完成図書、点検報告書、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、共同溝の構造、設備の規模、配置、施工場所の状況、他の施設との関連に基づき、共同溝電気施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 共同溝電気施設更新設計の業務内容は下記のとおりとし、(5)から(10)の項目については撤去に関する図面、数量計算等を含むものとする。 なお、共同溝の長さ、溝数、電源引込み数、防爆溝の適用については、特記仕様書によるものとする。 (1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする。 (2) 現地踏査 第2904条第2項の(1)に準じるものとする。 (3) 現地調査 第2104条第2項の(3)に準じるものとする。 (4) 設計条件の確認	更新設計内容を追加

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
第3節 成 果 物 第2905条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表2.9.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。	第2104条第2項の(4)に準じるものとする。 (5) 共同溝電気施設更新設計 1) 受注者は、特記仕様書で示された条件、施設の概要、負荷の条件、共同溝延長及び構造等に基づき、電気設備（受変電（引込み）設備、配電・制御設備、排水設備、換気設備、照明・コンセント設備）、給水設備、標識設備、防災安全設備等の検討を行い、全体の基本的な諸元及び設計条件を決定する。 2) 受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、短絡容量計算、その他各種機器容量計算、照明計算、配線容量計算等を行い、保護継電方式、各種使用機器及び材料、主要機器配置の決定を行うものとする。 (6) 設計図 第2904条第2項の(6)に準じるものとともに、各種撤去図面を作成する。 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとともに、各種撤去数量を作成する。 (9) 照査 第2904条第2項の(9)に準じるものとする。 (10) 報告書作成 第2804条第2項の(10)に準じるものとする。 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 既設共同溝電気施設工事完成図書及び設計図面（当該共同溝電気施設関係） 2) 計画負荷設備概要書 第3節 成 果 物 第2906条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計及び更新設計については、表2.9.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。	更新設計を追記 オンライン電子納品を原則記載

旧 令和6年版					新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)					改定主旨・根拠																																																																																																							
表2.9.1 共同溝電気施設詳細設計成果物一覧表 <table><tr><th colspan="2">設計種別</th><th>設 計 項 目</th><th>成 果 物 項 目</th><th>縮 尺</th><th>摘 要</th></tr><tr><td rowspan="13">共同溝電気施設設計</td><td rowspan="8">共同溝電気施設詳細設計</td><td rowspan="7">設計図書</td><td>位 置 図</td><td>1/25,000～1/50,000</td><td></td></tr><tr><td>全体系統図</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td>単線結線図</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td>機器間配線図</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td>機器等配置図</td><td>1/200～1/1,000</td><td></td></tr><tr><td>機器等据付図</td><td>1/10～1/100</td><td></td></tr><tr><td>配管配線図</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td>数量計算書</td><td>数量計算書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">報告書</td><td>設計概要書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>設計計算書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>検 討 書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>機器仕様書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>その他参考資料</td><td>—</td><td></td></tr></table>					設計種別		設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要	共同溝電気施設設計	共同溝電気施設詳細設計	設計図書	位 置 図	1/25,000～1/50,000		全体系統図	適 宜		単線結線図	適 宜		機器間配線図	適 宜		機器等配置図	1/200～1/1,000		機器等据付図	1/10～1/100		配管配線図	適 宜		数量計算書	数量計算書	—		報告書	設計概要書	—		設計計算書	—		検 討 書	—		機器仕様書	—		その他参考資料	—		表2.9.1 共同溝電気施設詳細設計及び更新設計成果物一覧表 <table><tr><th colspan="2">設計種別</th><th>設 計 項 目</th><th>成 果 物 項 目</th><th>縮 尺</th><th>摘 要</th></tr><tr><td rowspan="14">共同溝電気施設設計</td><td rowspan="14">共同溝電気施設詳細設計及び更新設計</td><td rowspan="8">設計図書</td><td>位 置 図</td><td>1/25,000～1/50,000</td><td></td></tr><tr><td>全体系統図</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td>単線結線図</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td>機器間配線図</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td>機器等配置図</td><td>1/200～1/1,000</td><td></td></tr><tr><td>機器等据付図</td><td>1/10～1/100</td><td></td></tr><tr><td>配管配線図</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td>各種撤去図面</td><td></td><td>更新設計の場合</td></tr><tr><td>数量計算書</td><td>数量計算書</td><td>—</td><td>更新設計の場合 撤去数量を含む</td></tr><tr><td rowspan="6">報告書</td><td>設計概要書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>設計計算書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>検 討 書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>機器仕様書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>その他参考資料</td><td>—</td><td></td></tr></table>					設計種別		設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要	共同溝電気施設設計	共同溝電気施設詳細設計及び更新設計	設計図書	位 置 図	1/25,000～1/50,000		全体系統図	適 宜		単線結線図	適 宜		機器間配線図	適 宜		機器等配置図	1/200～1/1,000		機器等据付図	1/10～1/100		配管配線図	適 宜		各種撤去図面		更新設計の場合	数量計算書	数量計算書	—	更新設計の場合 撤去数量を含む	報告書	設計概要書	—		設計計算書	—		検 討 書	—		機器仕様書	—		その他参考資料	—		更新設計に関する 成果項目を追記
					設計種別		設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要																																																																																																							
共同溝電気施設設計	共同溝電気施設詳細設計	設計図書	位 置 図	1/25,000～1/50,000																																																																																																													
			全体系統図	適 宜																																																																																																													
			単線結線図	適 宜																																																																																																													
			機器間配線図	適 宜																																																																																																													
			機器等配置図	1/200～1/1,000																																																																																																													
			機器等据付図	1/10～1/100																																																																																																													
			配管配線図	適 宜																																																																																																													
		数量計算書	数量計算書	—																																																																																																													
	報告書	設計概要書	—																																																																																																														
		設計計算書	—																																																																																																														
		検 討 書	—																																																																																																														
		機器仕様書	—																																																																																																														
		その他参考資料	—																																																																																																														
設計種別		設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要																																																																																																												
共同溝電気施設設計	共同溝電気施設詳細設計及び更新設計	設計図書	位 置 図	1/25,000～1/50,000																																																																																																													
			全体系統図	適 宜																																																																																																													
			単線結線図	適 宜																																																																																																													
			機器間配線図	適 宜																																																																																																													
			機器等配置図	1/200～1/1,000																																																																																																													
			機器等据付図	1/10～1/100																																																																																																													
			配管配線図	適 宜																																																																																																													
			各種撤去図面		更新設計の場合																																																																																																												
		数量計算書	数量計算書	—	更新設計の場合 撤去数量を含む																																																																																																												
		報告書	設計概要書	—																																																																																																													
			設計計算書	—																																																																																																													
			検 討 書	—																																																																																																													
			機器仕様書	—																																																																																																													
			その他参考資料	—																																																																																																													

旧 令和6年版					新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)					改定主旨・根拠				
発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 既設設備製造契約完成図書（当該多重無線施設関係分） 2) 当該設備点検報告書（当該多重無線施設関係分） 3) 既設無線局関連資料（機器配置図、空中線系図、電源系統図等）					発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 既設設備製造契約完成図書（当該多重無線施設関係分） 2) 当該設備点検報告書（当該多重無線施設関係分） 3) 既設無線局関連資料（機器配置図、空中線系図、電源系統図等）									
第3節 成 果 物					第3節 成 果 物									
第3106条 成 果 物					第3106条 成 果 物									
受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計及び更新設計については、表3.1.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。					受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計及び更新設計については、表3.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。					オンライン電子納品を原則記載				
表3.1.1 多重無線施設詳細設計及び更新設計成果物一覧表					表3.1.1 多重無線施設詳細設計及び更新設計成果物一覧表									
設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要	設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要			
多重無線施設設計	多重無線施設詳細設計及び更新設計	設計図書	位置図	1/25,000～1/50,000		多重無線施設設計	多重無線施設詳細設計及び更新設計	設計図書	位置図	1/25,000～1/50,000				
			回線系統図	適 宜					回線系統図	適 宜				
			見通し図	適 宜					見通し図	適 宜				
			都市計画図	1/2,500～1/10,000					都市計画図	1/2,500～1/10,000				
			敷地平面図	1/50～1/200					敷地平面図	1/50～1/200				
			機器構成図	適 宜					機器構成図	適 宜				
			機器配置図	1/20～1/50					機器配置図	1/20～1/50				
			機器据付図	1/20～1/50					機器据付図	1/20～1/50				
			空中線取付図	適 宜					空中線取付図	適 宜	導波管系統図を含む			
			空中線系統図	適 宜	導波管系統図を含む				空中線系統図	適 宜				
			電源系統図	適 宜					電源系統図	適 宜				
			配管配線図	適 宜					配管配線図	適 宜				
		数量計算書	材料数量表	—				数量計算書	数量計算書	—	更新設計の場合 撤去数量を含む			
		報 告 書	設計概要書	—				報 告 書	設計概要書	—				
			設計計算書	—					設計計算書	—				
			検討書	—					検討書	—				
			機器仕様書	—					機器仕様書	—				
			その他参考資料	—					その他参考資料	—				
													更新設計を追記	

旧 令和6年版					新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)					改定主旨・根拠
第3節 成 果 物										オンライン電子納品を原則記載
第3205条 成 果 物										
受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表3.2.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。										
表3. 2. 1 単信無線施設詳細設計成果物一覧表										
設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要					
単信無線施設設計	単信無線施設詳細設計	設計図書	位置図	1/25, 000～1/50, 000						
			回線系統図	適 宜						
			見通し図	適 宜						
			敷地平面図	1/50～1/200						
			機器構成図	適 宜						
			機器配置図	1/20～1/50						
			機器据付図	1/20～1/50						
			空中線取付図	適 宜						
			空中線系統図	適 宜						
			配線系統図	適 宜						
			配管配線図	適 宜						
			数量計算書	数量計算書	—					
	報 告 書	設計概要書	—							
		設計計算書	—							
		検討書	—							
		機器仕様書	—							
		その他参考資料	—							

第3節 成 果 物										オンライン電子納品を原則記載
第3205条 成 果 物										
受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表 3. 2. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。										
表3. 2. 1 単信無線施設詳細設計成果物一覧表										
設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要					
単信無線施設設計	単信無線施設詳細設計	設計図書	位置図	1/25, 000～1/50, 000						
			回線系統図	適 宜						
			見通し図	適 宜						
			敷地平面図	1/50～1/200						
			機器構成図	適 宜						
			機器配置図	1/20～1/50						
			機器据付図	1/20～1/50						
			空中線取付図	適 宜						
			空中線系統図	適 宜						
			配線系統図	適 宜						
			配管配線図	適 宜						
			数量計算書	数量計算書	—					
	報 告 書	設計概要書	—							
		設計計算書	—							
		検討書	—							
		機器仕様書	—							
		その他参考資料	—							

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
テレメータ・警報施設更新設計の業務内容は下記のとおりとし、(5)から(10)の項目については撤去に関する図面、数量計算等を含むものとする。 なお、テレメータ装置のセンサ設計の有無、センサの種別、警報装置におけるスピーカ・サイレン等の出力、及び空中線柱（鉄塔は除く。）の設計の有無、用地取得に対する関係図面（測量を除く。）の作成の有無、並びに現地踏査、現地調査の有無については、特記仕様書によるものとする。 (1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする。 (2) 現地踏査 第3304条第2項(2)に準じるものとする。 (3) 現地調査 第3304条第2項(3)に準ずるものとする。 (4) 設計条件の確認 第2104条第2項の(4)に準じるものとする。 (5) テレメータ・警報施設更新設計 1)受注者は、特記仕様書等で示された条件に基づいて無線局の位置、回線構成、所要空中線高、使用周波数帯及び通信方式等の基本的な事項を決定するものとする。 2)受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、空中線、無線装置等の使用機器及び材料、機器配置、配管・配線、耐震強度検討等の決定を行うものとする。 (6) 設計図 第3304条第2項(6)に準ずるものとする。 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。 (9) 照 査 第3304条第2項(9)に準ずるものとする。 (10) 報告書の作成 第3204条第2項(10)に準ずるものとする。 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 既設設備製造契約完成図書（当該テレメータ・放流警報関係分） 2) 当該設備点検報告書（当該テレメータ・放流警報関係分） 3) 既設無線局関連資料（機器配置図、空中線系図、電源系統図等）	テレメータ・警報施設更新設計の業務内容は下記のとおりとし、(5)から(10)の項目については撤去に関する図面、数量計算等を含むものとする。 なお、テレメータ装置のセンサ設計の有無、センサの種別、警報装置におけるスピーカ・サイレン等の出力、及び空中線柱（鉄塔は除く。）の設計の有無、用地取得に対する関係図面（測量を除く。）の作成の有無、並びに現地踏査、現地調査の有無については、特記仕様書によるものとする。 (1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする。 (2) 現地踏査 第3304条第2項の(2)に準じるものとする。 (3) 現地調査 第3304条第2項の(3)に準ずるものとする。 (4) 設計条件の確認 第2104条第2項の(4)に準じるものとする。 (5) テレメータ・警報施設更新設計 1)受注者は、特記仕様書等で示された条件に基づいて無線局の位置、回線構成、所要空中線高、使用周波数帯及び通信方式等の基本的な事項を決定するものとする。 2)受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、空中線、無線装置等の使用機器及び材料、機器配置、配管・配線、耐震強度検討等の決定を行うものとする。 (6) 設計図 第3304条第2項の(6)に準ずるものとともに、各種撤去図面を作成する。 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとともに、各種撤去図面を作成する。 (9) 照 査 第3304条第2項の(9)に準ずるものとする。 (10) 報告書の作成 第3204条第2項の(10)に準ずるものとする。 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 既設設備製造契約完成図書（当該テレメータ・放流警報関係分） 2) 当該設備点検報告書（当該テレメータ・放流警報関係分） 3) 既設無線局関連資料（機器配置図、空中線系図、電源系統図等）	修正 修正 撤去図面作成を明記 撤去数量作成を明記 修正 修正

旧 令和6年版		新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)		改定主旨・根拠	
第3節 成 果 物					
第3306条 成 果 物					
受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計及び更新設計については、表3.3.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。					
ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。					
表3.3.1 テレメータ・警報施設詳細設計及び更新設計成果物一覧表					
設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
テレメータ・警報施設設計	テレメータ・警報施設詳細設計及び更新設計	設計図書	位置図	1/25,000～1/50,000	
			回線系統図	適宜	
			見通し図	適宜	
			敷地平面図	1/50～1/200	
			機器構成図	適宜	
			機器配置図	1/20～1/50	
			機器据付図	1/20～1/50	
			空中線取付図	適宜	
			空中線系統図	適宜	
			配線系統図	適宜	
			配管配線図	適宜	
			数量計算書	数量計算書	—
	報 告 書	設計概要書	—		
		設計計算書	—		
		検討書	—		
		機器仕様書	—		
		その他参考資料	—		

新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)		改定主旨・根拠				
第3節 成 果 物						
第3306条 成 果 物						
受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計及び更新設計については、表3.3.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。						
ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。						
納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。						
なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。						
表3.3.1 テレメータ・警報施設詳細設計及び更新設計成果物一覧表						
設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要	
テレメータ・警報施設設計	テレメータ・警報施設詳細設計及び更新設計	設計図書	位置図	1/25,000～1/50,000		
			回線系統図	適宜		
			見通し図	適宜		
			敷地平面図	1/50～1/200		
			機器構成図	適宜		
			機器配置図	1/20～1/50		
			機器据付図	1/20～1/50		
			空中線取付図	適宜		
			空中線系統図	適宜		
			配線系統図	適宜		
			配管配線図	適宜		
			各種撤去図面		更新設計の場合	
			数量計算書	数量計算書	—	更新設計の場合 撤去数量を含む
			報 告 書	設計概要書	—	
		設計計算書		—		
		検討書		—		
		機器仕様書		—		
	その他参考資料	—				

旧 令和6年版						新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)						改定主旨・根拠	
及び関連事業計画との整合が適切にとれているかについての照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書の作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 光ケーブル経路及び敷設方法 3) 光ケーブル損失 4) 工事実施に当たっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 光ケーブル経路予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合） 2) 地形平面図、断面図 3) 建物平面図、構造図						及び関連事業計画との整合が適切にとれているかについての照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書の作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 光ケーブル経路及び敷設方法 3) 光ケーブル損失 4) 工事実施に当たっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 光ケーブル経路予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合） 2) 地形平面図、断面図 3) 建物平面図、構造図						オンライン電子納品を原則記載	
第3節 成 果 物						第3節 成 果 物							
第3405条 成 果 物						第3405条 成 果 物							
受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表3.4.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。						受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表 3. 4. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。							
ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。						ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。							
納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。						納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。							
なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。						なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。							
表3. 4. 1 ケーブル経路詳細設計成果物一覧表						表3. 4. 1 ケーブル経路詳細設計成果物一覧表							
設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要	設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要		
光 ケ ー ブ ル 経 路 設 計	光 ケ ー ブ ル 経 路 詳 細 設 計	設計図書	位置図	1/25, 000～1/50, 000		光 ケ ー ブ ル 経 路 設 計	光 ケ ー ブ ル 経 路 詳 細 設 計	設計図書	位置図	1/25, 000～1/50, 000			
			光ケーブル経路図	適 宜					光ケーブル経路図	適 宜			
			光ケーブル敷設平面図	1/500～1/2, 500					光ケーブル敷設平面図	1/500～1/2, 500			
			埋設断面図	適 宜					埋設断面図	適 宜			
			装柱図	適 宜					装柱図	適 宜			
			配管図	適 宜					配管図	適 宜			
		数量計算書	数量計算書	—				数量計算書	数量計算書	—			
		報 告 書	設計概要書	—					報 告 書	設計概要書	—		
			設計計算書	—				設計計算書		—			
			検討書	—				検討書		—			
			その他参考資料	—				その他参考資料		—			

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
第 5 章 道路情報表示設備設計 第 1 節 道路情報表示設備設計の種類 第3501条 道路情報表示設備設計の種類 道路情報表示設備設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 道路情報表示設備設計 第 2 節 道路情報表示設備設計 第3502条 道路情報表示設備設計の区分 道路情報表示設備設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 道路情報表示設備予備設計 (2) 道路情報表示設備詳細設計 第3503条 道路情報表示設備予備設計 1. 業務目的 道路情報表示設備予備設計は、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、設置の目的・用途、設置場所の地形・状況、他の施設等の関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 道路情報表示設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/250～1/500）、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。 第3504条 道路情報表示設備詳細設計 1. 業務目的 道路情報表示設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、設置場所の地形、他の施設等との関連等に基づき、道路情報表示設備の工事発注に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 道路情報表示設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、道路情報表示装置の設置面数及び仕様の決定の有無、支柱（基礎含む）設置基数、道路情報表示制御装置の設置台数、道路情報表示制御装置等の改造仕様（新設道路情報表示装置の追加等）の	第 5 章 道路情報表示設備設計 第 1 節 道路情報表示設備設計の種類 第3501条 道路情報表示設備設計の種類 道路情報表示設備設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 道路情報表示設備設計 第 2 節 道路情報表示設備設計 第3502条 道路情報表示設備設計の区分 道路情報表示設備設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 道路情報表示設備予備設計 (2) 道路情報表示設備詳細設計 (3) 道路情報表示設備更新設計 第3503条 道路情報表示設備予備設計 1. 業務目的 道路情報表示設備予備設計は、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、設置の目的・用途、設置場所の地形・状況、他の施設等の関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 道路情報表示設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/250～1/500）、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。 第3504条 道路情報表示設備詳細設計 1. 業務目的 道路情報表示設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、設置場所の地形、他の施設等との関連等に基づき、道路情報表示設備の工事発注に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 道路情報表示設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、道路情報表示装置の設置面数及び仕様の決定の有無、支柱（基礎含む）設置基数、道路情報表示制御装置の設置台数、道路情報表示制御装置等の改造仕様（新設道路情報表示装置の追加等）の	更新設計を追加

旧 令和6年版	新 朱書き修正（黄色着色は追加修正）	改定主旨・根拠
5) 配線系統図 適宜 6) 道路情報表示装置姿図（横断図） 縮尺 1/10～1/100 7) 機器配置図 縮尺 1/10～1/50 8) 支柱詳細図 縮尺 1/10～1/50 9) 配管配線図（掘削断面図含む） 縮尺 1/10～1/200 10) 基礎図 縮尺 1/10～1/50 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。 (9) 照 査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする 1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に道路情報表示装置の設置位置については、地形、周囲条件について設計の目的に対応した情報が提供できるかの確認を行う。 2) 設計図面を基に、システム系統、道路情報表示装置の設置位置、装置の選定、及び装置条件等の設計が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連設備との整合が適切にとれているかについての照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 全体システム系統図 3) 伝送方式、設備機器の決定根拠 4) 設置位置、支柱（基礎含む）形状の決定根拠 5) 強度検討資料 6) 工事実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 道路情報表示設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合） 2) 光ケーブル敷設関連完成図書	5) 配線系統図 適宜 6) 道路情報表示装置姿図（横断図） 縮尺 1/10～1/100 7) 機器配置図 縮尺 1/10～1/50 8) 支柱詳細図 縮尺 1/10～1/50 9) 配管配線図（掘削断面図含む） 縮尺 1/10～1/200 10) 基礎図 縮尺 1/10～1/50 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。 (9) 照 査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする 1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に道路情報表示装置の設置位置については、地形、周囲条件について設計の目的に対応した情報が提供できるかの確認を行う。 2) 設計図面を基に、システム系統、道路情報表示装置の設置位置、装置の選定、及び装置条件等の設計が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連設備との整合が適切にとれているかについての照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 全体システム系統図 3) 伝送方式、設備機器の決定根拠 4) 設置位置、支柱（基礎含む）形状の決定根拠 5) 強度検討資料 6) 工事実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 道路情報表示設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合） 2) 光ケーブル敷設関連完成図書 第3505条 道路情報表示設備更新設計 1. 業務目的 道路情報表示設備更新設計は、既設設備の完成図書、点検報告書、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、設置場所の地形、他の施設等との関連等に基づき、道	更新設計内容を追加

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
	路情報表示設備の工事発注に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 道路情報表示設備更新設計の業務内容は下記のとおりとし、(5)から(10)の項目については撤去に関する図面、数量計算等を含むものとする。 なお、道路情報表示装置の設置面数及び仕様の決定の有無、支柱（基礎含む）設置基数、道路情報表示制御装置の設置台数、道路情報表示制御装置等の改造仕様（新設道路情報表示装置の追加等）の設計及び伝送方式の設計の有無は、特記仕様書によるものとする。 (1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする。 (2) 現地踏査 第3504条第2項の(2)に準じるものとする。 (3) 現地調査 第2104条第2項の(3)に準じるものとする。 (4) 設計条件の確認 第2104条第2項の(4)に準じるものとする。 (5) 道路情報表示設備更新設計 1) 受注者は、特記仕様書等で示された条件に基づいて、道路情報表示制御装置設置位置、道路情報表示装置設置位置、伝送方式、全体システム構成等の基本的な事項及び設計条件を決定するものとする。 2) 受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、道路情報表示制御装置の機能、道路情報表示装置の種別及び規格、支柱の構造、基礎の形状、信号伝送方式、配管配線の決定、各種使用機器の諸元及び主材料並びに主要機器配置、耐震強度検討等の決定を行うものとする。 ① 道路情報表示制御装置・伝送方式 道路情報表示制御装置については、道路情報表示装置の制御・監視、上位局システム・関係監視システムへの提供、上位局等からの制御等に対応及び周辺機器（伝送装置、ルータ、インターフェース等）の仕様を決定する。 ② 道路情報表示装置 設置目的、立地条件に適した道路情報表示装置、機側装置及び避雷装置等周辺機器の仕様を決定する。また、受電場所、受電方式及び通信路の接続方法を決定する。 また、既設道路情報表示制御装置等への追加登録を要する場合は、追加登録に関する改造仕様書（改造等に係る作業量（工数）等の把握を含む）を作成する。 ③ 支柱（基礎含む） 道路情報表示装置に適する高さ、強度及び装柱条件を有する支柱及び基礎を決定する。 (6) 設 計 図 第3504条第2項の(6)に準じるものとともに、各種撤去図面を作成する。 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。	

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
第3節 成 果 物 第3505条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表3.5.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする	(8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとともに、各種撤去数量を作成する。 (9) 照 査 第3504条第2項の(9)に準じるものとする。 (10) 報告書作成 第3504条第2項の(10)に準じるものとする。 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 既設道路情報表示設備工事完成図書及び設計図面（当該道路情報表示設備関係） 2) 光ケーブル敷設関連完成図書 第3節 成 果 物 第3506条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計及び更新設計については、表3.5.1に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。	更新設計を追記 オンライン電子納品を原則記載

旧 令和6年版					新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)					改定主旨・根拠
表3. 5. 1 道路情報表示設備詳細設計成果物一覧表					表3. 5. 1 道路情報表示設備詳細設計及び更新設計成果物一覧表					更新設計に関する 成果項目を追記
設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	
道路情報表示設備設計	道路情報表示設備詳細設計	設計図書	位置図	1/25, 000～1/50, 000		道路情報表示設備設計及び更新設計	設計図書	位置図	1/25, 000～1/50, 000	
			平面図	1/1, 000～1/2, 000				平面図	1/1, 000～1/2, 000	
			システム系統図	適 宜				システム系統図	適 宜	
			システム構成図	適 宜				システム構成図	適 宜	
			配線系統図	適 宜				配線系統図	適 宜	
			道路情報表示装置姿図（横断図）	1/10～1/100				道路情報表示装置姿図（横断図）	1/10～1/100	
			機器配置図	1/10～1/50				機器配置図	1/10～1/50	
			支柱詳細図	1/10～1/50				支柱詳細図	1/10～1/50	
			配管配線図	1/10～1/200	掘削断面図含む			配管配線図	1/10～1/200	掘削断面図含む
			基礎図	1/10～1/50				基礎図	1/10～1/50	
		数量計算書	数量計算書	—			数量計算書	数量計算書	—	更新設計の場合 撤去数量を含む
		報告書	設計概要書	—				報告書	設計概要書	—
			設計計算書	—			設計計算書		—	
			検討書	—			検討書		—	
			機器仕様書	—			機器仕様書		—	
			その他参考資料	—			その他参考資料		—	

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
第 6 章 非常警報設備設計 第 1 節 トンネル非常警報設備設計の種類 第3601条 トンネル非常警報設備設計の種類 トンネル非常警報施設設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) トンネル非常警報設備設計 第 2 節 トンネル非常警報設備設計 第3602条 トンネル非常警報設備設計の区分 トンネル非常警報設備設計は、次の区分により行うものとする。 (1) トンネル非常警報設備予備設計 (2) トンネル非常警報設備詳細設計 第3603条 トンネル非常警報設備予備設計 1. 業務目的 トンネル非常警報設備予備設計は、関連道路設計、トンネル詳細設計及び既存の関連資料を基に、トンネル等級ごとに指定される施設について、トンネル非常警報設備の規模、設置場所の地形、トンネル構造、他の施設との関連等に基づき、特記仕様書に示された条件、施工性、経済性、機能性、維持管理体制・運用面、安全性等の観点から総合的な技術検討を行い、基本的な施設決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 トンネル非常警報設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/2,500～1/50,000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。 第3604条 トンネル非常警報設備詳細設計 1. 業務目的 トンネル非常警報設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、関連道路設計、トンネル詳細設計及び既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、トンネル等級、トンネル非常警報設備の規模、設置場所の地形、トンネル構造、他の施設との関連等に基づき、トンネル非常警報設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 トンネル非常警報設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、トンネル延長、通報設備、消火設備、避難誘導設備の設計の有無は特記仕様書によるもの	第 6 章 非常警報設備設計 第 1 節 トンネル非常警報設備設計の種類 第3601条 トンネル非常警報設備設計の種類 トンネル非常警報施設設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) トンネル非常警報設備設計 第 2 節 トンネル非常警報設備設計 第3602条 トンネル非常警報設備設計の区分 トンネル非常警報設備設計は、次の区分により行うものとする。 (1) トンネル非常警報設備予備設計 (2) トンネル非常警報設備詳細設計 (3) トンネル非常警報設備更新設計 第3603条 トンネル非常警報設備予備設計 1. 業務目的 トンネル非常警報設備予備設計は、関連道路設計、トンネル詳細設計及び既存の関連資料を基に、トンネル等級ごとに指定される施設について、トンネル非常警報設備の規模、設置場所の地形、トンネル構造、他の施設との関連等に基づき、特記仕様書に示された条件、施工性、経済性、機能性、維持管理体制・運用面、安全性等の観点から総合的な技術検討を行い、基本的な施設決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 トンネル非常警報設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/2,500～1/50,000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。 第3604条 トンネル非常警報設備詳細設計 1. 業務目的 トンネル非常警報設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、関連道路設計、トンネル詳細設計及び既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、トンネル等級、トンネル非常警報設備の規模、設置場所の地形、トンネル構造、他の施設との関連等に基づき、トンネル非常警報設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 トンネル非常警報設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、トンネル延長、通報設備、消火設備、避難誘導設備の設計の有無は特記仕様書によるもの	更新設計を追加

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
のうえ、機器の選定と仕様、取付方法、配管方式、管材料の選定を行い、合理的な水噴霧設備の設計を行うものとする。 ② 取水設備 受注者は、トンネル内の消火栓、水噴霧設備等に配水する配水管及びポンプ設備について、配管方式・配管径の計画と、それに基づく流量計算、使用ポンプ類の選定と仕様について技術的、経済的及び維持管理上の検討を加え、管材料の選定とポンプ室配置計画を行うものとする。 ③ 水槽設備 受注者は、トンネル内の消火栓設備、水噴霧設備に給水する水源の貯水槽（主水槽）、加圧ポンプの呼水用として使用する呼水槽及びポンプ室について、容量と規模、ポンプ据付方法に技術的、経済的検討を加え、水槽、ポンプの選定と仕様の決定及び据付の設計をするものとする。 ④ ラジオ再放送設備 第3編第8章ラジオ再放送設備設計によるものとする。 (6) 設 計 図 受注者は、当該設計の検討結果に基づき、以下に示す設計図を標準として作成するものとする。 1) 位 置 図 縮尺 1/25,000～1/50,000 2) トンネル平面図（縦横断図） 縮尺 1/200～1/1,000 3) トンネル坑口平面図 縮尺 1/200～1/1,000 4) システム系統図 5) 単線結線図 6) 機器間配線図 ・構成する機器間の配線図とし、複雑なものは配線系統図を別に作成する。 7) 機器等配置図（敷地内、室内） 縮尺1/10～1/200 8) 機器等据付図 縮尺1/10～1/100 9) 据付基礎図 縮尺1/10～1/100 10) 装 柱 図（引込柱含む） 11) 配管配線図 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。 (9) 照 査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、道路交通、沿道条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 設計図面を基に、システム系統、機器配置計画、通報設備、警報設備、消火設備、避難誘導設備、その他設備（水噴霧設備、取水設備、水槽設備、ラジオ再放送設備）等が適切であるか、並び	のうえ、機器の選定と仕様、取付方法、配管方式、管材料の選定を行い、合理的な水噴霧設備の設計を行うものとする。 ② 取水設備 受注者は、トンネル内の消火栓、水噴霧設備等に配水する配水管及びポンプ設備について、配管方式・配管径の計画と、それに基づく流量計算、使用ポンプ類の選定と仕様について技術的、経済的及び維持管理上の検討を加え、管材料の選定とポンプ室配置計画を行うものとする。 ③ 水槽設備 受注者は、トンネル内の消火栓設備、水噴霧設備に給水する水源の貯水槽（主水槽）、加圧ポンプの呼水用として使用する呼水槽及びポンプ室について、容量と規模、ポンプ据付方法に技術的、経済的検討を加え、水槽、ポンプの選定と仕様の決定及び据付の設計をするものとする。 (6) 設 計 図 受注者は、当該設計の検討結果に基づき、以下に示す設計図を標準として作成するものとする。 1) 位 置 図 縮尺 1/25,000～1/50,000 2) トンネル平面図（縦横断図） 縮尺 1/200～1/1,000 3) トンネル坑口平面図 縮尺 1/200～1/1,000 4) システム系統図 5) 単線結線図 6) 機器間配線図 ・構成する機器間の配線図とし、複雑なものは配線系統図を別に作成する。 7) 機器等配置図（敷地内、室内） 縮尺1/10～1/200 8) 機器等据付図 縮尺1/10～1/100 9) 据付基礎図 縮尺1/10～1/100 10) 装 柱 図（引込柱含む） 11) 配管配線図 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。 (9) 照 査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、道路交通、沿道条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 設計図面を基に、システム系統、機器配置計画、通報設備、警報設備、消火設備、避難誘導設備、その他設備（水噴霧設備、取水設備、水槽設備、ラジオ再放送設備）等が適切であるか、並び	トンネル非常鶏歩意図は関係ないことからラジオ再放送設備関係を削除

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
	第2104条第2項の(4)に準じるものとする。 (5) トンネル非常警報設備更新設計 1) 受注者は、特記仕様書で示された条件、現地踏査結果、トンネル構造、トンネルの等級等を基に非常警報設備の検討を行い、施設の基本的な事項を決定する。 2) 受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細に検討を加え、必要な非常警報設備を選定して各種機器容量計算、配線容量計算、機器配置計画、各種使用機器及び材料、主要機器配置、耐震強度検討等の決定を行うものとする。 3) 受注者は、各非常警報設備の制御系統に関して、自動及び手動通報設備、消火栓、水噴霧設備、ポンプの運転・停止等の制御、表示方法の検討並びに遠方制御装置等、その他の諸設備との受け渡し及び取り合わせ項目の検討を行い、合理的な制御系統の設計を行うものとする。 4) 通報設備 火災検知器及び消火器設計の有無は特記仕様書によるものとする。 ① 受注者は、通報設備について、機器の選定及び仕様、伝送方式、電線・ケーブルの選定と仕様及び配置計画の検討を行い、合理的な通報設備計画を行うものとする。 ② トンネル内に設置する通報装置（押しボタン式通報装置、非常電話、消火器、火災検知器、受信制御機等）については、設置位置及び間隔等について、取扱及び機動性等を考慮して設計するものとする。 ③ 火災検知器については排気ガスや換気流等に影響されず、火災の初期段階に的確に検知できるものとし、設置位置は火災検知能力や保守点検の容易さ等も考慮して設計する。 また、上位局に対して火災信号の送出も考慮する。 5) 警報設備 補助警報表示板設計の有無は特記仕様書によるものとする。 ① 非常警報装置（警報表示板、点滅灯、警告灯、音信号発生装置等）については、トンネルの規模により、現地の立地条件等を十分考慮して設計するものとする。 ② 警報表示板については、視認性、即応性に優れたものとし、設置場所は表示内容の視認性、判読性に留意する。 6) 消火設備 消火栓設備設計の有無は、特記仕様書によるものとする。 ① 消火栓設備 受注者は、トンネル内に発生した火災の初期消火のための消火栓設備について配置計画を行い、それに基づく管路系統と管径の計画及び流量計算結果を整理のうえ、機器の選定と仕様、取付方法、配管方式、管材料の選定を行い、合理的な消火栓設備の設計を行うものとする。 7) 避難誘導設備 誘導表示板の内照式の有無、換気設備を単独で設計を行う場合については特記仕様書によるものとする。 ① 受注者は、トンネル内の事故に備えて、トンネル出口までの誘導方式について検討を行うものとし、トンネル延長、避難通路の有無等を考慮して、出口までの距離、方向、位置等の表示内容を決定する。	

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
	② 受注者は、ジェットファンについて、算定された所要換気量に、渋滞時、火災時における検討及び歩行者に対する影響等を加味して、対象となるジェットファンの口径ごとの必要台数、風量、所要動力の算定、制御方式及び維持管理面での経済性の比較検討を行い、結果を整理のうえ、ジェットファンの仕様の決定と配置計画、機器の取付方法等の設計を行うものとする。 ③ 所用換気量については、トンネル内空気中の一酸化炭素及び煤煙濃度が、別に定められた目標値が確保できるよう算定するものとする。 ④ 受注者は、ジェットファンについて、土木計画を加味した配置計画を行うとともに、使用材料を選定して、詳細な仕様を決定するものとする。 ⑤ 受注者は、換気機の運転方法及び制御方式について、制御段階、経済運転の方法、換気機の起動方法及び他設備との整合性を検討の上、制御方式を決定するものとする。 ⑥ 受注者は、ジェットファンの仕様に基づき、機器配置及び配線、配管、ピット、機器の基礎等に留意した据付図を作成する。 ⑦ 受注者は特記仕様書に示された設計条件の基で、下記に示す装置について装置の選定及び仕様、道路埋設又は設置機器の配置及び設置方法、換気設備等諸設備との受け渡し及び取り合わせ等を検討し、結果を整理のうえ配管・配線図、機器設置図及び据え付け図を作成する。 ・一酸化炭素検出装置 ・煙霧透過率測定装置 ・風向風速 ・車種選別計数装置 8) その他の設備 水噴霧設備、取水設備（消火栓用）、取水設備（水噴霧用）、水槽設備（消火栓用）、水槽設備（水噴霧用）、ラジオ再放送設備設計の有無は特記仕様書によるものとする。 ① 水噴霧設備設計 受注者は、トンネル内に発生した火災発生時の火勢を抑制し、火災の拡大を防ぐための水噴霧設備について配置計画を行い、それに基づく管路系統と管径の計画及び流量計算結果を整理のうえ、機器の選定と仕様、取付方法、配管方式、管材料の選定を行い、合理的な水噴霧設備の設計を行うものとする。 ② 取水設備 受注者は、トンネル内の消火栓、水噴霧設備等に配水する配水管及びポンプ設備について、配管方式・配管径の計画と、それに基づく流量計算、使用ポンプ類の選定と仕様について技術的、経済的及び維持管理上の検討を加え、管材料の選定とポンプ室配置計画を行うものとする。 ③ 水槽設備 受注者は、トンネル内の消火栓設備、水噴霧設備に給水する水源の貯水槽（主水槽）、加圧ポンプの呼水用として使用する呼水槽及びポンプ室について、容量と規模、ポンプ据付方法に技術的、経済的検討を加え、水槽、ポンプの選定と仕様の決定及び据付の設計をするものとする。 (6) 設計図 第3604条第2項の(6)に準じるものとともに、仮設機能設計図面及び各種撤去図面を作成する。 (7) 関係機関との協議資料の作成	仮設機能設計を追加

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
第3節 成 果 物 第3605条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表3.6.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。	第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとともに、仮設機能数量及び各種撤去数量を作成する。 (9) 照査 第3604条第2項の(9)に準じるものとする。 (10) 報告書作成 第3604条第2項の(10)に準じるものとする。 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 既設トンネル非常警報設備工事完成図書及び設計図面（当該トンネル非常警報設備関係） 2) トンネル平面図 3) トンネル坑口平面図 第3節 成 果 物 第3606条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計及び更新設計については、表3. 6. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。	更新設計を追記 オンライン電子納品を原則記載

旧 令和6年版					新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)					改定主旨・根拠	
表3. 6. 1 トンネル非常警報設備詳細設計成果物一覧表					表3. 6. 1 トンネル非常警報設備詳細設計及び更新設計成果物一覧表					更新設計に関する 成果項目を追記	
設計種別		設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要	設計種別		設 計 項 目	成 果 物 項 目		縮 尺
トンネル非常警報設備設計	トンネル非常警報設備詳細設計	設計図書	位 置 図	1/25, 000～1/50, 000		トンネル非常警報設備設計及び更新設計	設計図書	位 置 図	1/25, 000～1/50, 000		更新設計の場合 更新設計の場合 更新設計の場合 更新設計の場合 更新設計の場合 更新設計の場合 更新設計の場合 更新設計の場合 更新設計の場合 更新設計の場合 更新設計の場合
			トンネル平面図	1/200～1/1, 000				トンネル平面図	1/200～1/1, 000		
			トンネル坑口平面図	1/100～1/500				トンネル坑口平面図	1/100～1/500		
			システム系統図	適 宜				システム系統図	適 宜		
			単線結線図	適 宜				単線結線図	適 宜		
			機器間配線図	適 宜				機器間配線図	適 宜		
			機器等配置平面図	1/10～1/200				機器等配置平面図	1/10～1/200		
			機器等据付図	1/10～1/100				機器等据付図	1/10～1/100		
			据付基礎図	1/10～1/100				据付基礎図	1/10～1/100		
			装 柱 図	適 宜				装 柱 図	適 宜		
			配管配線図	適 宜				配管配線図	適 宜		
		数量計算書	数量計算書	—			数量計算書	数量計算書	—		
		報告書	設計概要書	—			報告書	設計概要書	—		
			設計計算書	—				設計計算書	—		
			検 討 書	—				検 討 書	—		
			機器仕様書	—				機器仕様書	—		
			その他参考資料	—				その他参考資料	—		

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
第 7 章 非常電話設備設計 第 1 節 非常電話設備設計の種類 第3701条 非常電話設備設計の種類 非常電話設備設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 非常電話設備設計（トンネル防災施設（非常電話）を除く） 第 2 節 非常電話設備設計 第3702条 非常電話設備設計の区分 非常電話設備設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 非常電話設備予備設計 (2) 非常電話設備詳細設計 第3703条 非常電話設備予備設計 1. 業務目的 非常電話設備予備設計は、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、設置の目的・用途、設置場所の地形・状況、他の施設等の関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 非常電話設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/250～1/500）、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。 第3704条 非常電話設備詳細設計 1. 業務目的 非常電話設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、設置場所の地形、他の施設等との関連等に基づき、非常電話設備の工事発注に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 非常電話設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、非常電話装置の設置台数及び仕様の決定の有無、受付台（受付電話機）の設置台数は、特記仕様書によるものとする。	第 7 章 非常電話設備設計 第 1 節 非常電話設備設計の種類 第3701条 非常電話設備設計の種類 非常電話設備設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 非常電話設備設計（トンネル非常警報設備（通信設備（非常電話）を除く） 第 2 節 非常電話設備設計 第3702条 非常電話設備設計の区分 非常電話設備設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 非常電話設備予備設計 (2) 非常電話設備詳細設計 第3703条 非常電話設備予備設計 1. 業務目的 非常電話設備予備設計は、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、設置の目的・用途、設置場所の地形・状況、他の施設等の関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 非常電話設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/250～1/500）、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。 第3704条 非常電話設備詳細設計 1. 業務目的 非常電話設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、設置場所の地形、他の施設等との関連等に基づき、非常電話設備の工事発注に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 非常電話設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、非常電話装置の設置台数及び仕様の決定の有無、受付台（受付電話機）の設置台数は、特記仕様書によるものとする。	修正

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
(8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。 (9) 照 査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする 1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。 2) 設計図面を基に、システム系統、非常電話装置の設置位置、装置の選定、及び装置条件等の設計が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連設備との整合が適切にとれているかについての照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 全体システム系統図 3) 伝送方式、設備機器の決定根拠 4) 設置位置の決定根拠 5) 工事実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 非常電話設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合） 2) 光ケーブル敷設関連完成図書 第3節 成 果 物 第3705条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表3.7.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする	(8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。 (9) 照 査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする 1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。 2) 設計図面を基に、システム系統、非常電話装置の設置位置、装置の選定、及び装置条件等の設計が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連設備との整合が適切にとれているかについての照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 全体システム系統図 3) 伝送方式、設備機器の決定根拠 4) 設置位置の決定根拠 5) 工事実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 非常電話設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合） 2) 光ケーブル敷設関連完成図書 第3節 成 果 物 第3705条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表 3. 7. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。 表3. 7. 1 非常電話設備詳細設計成果物一覧表	オンライン電子納品を原則記載

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
第8章 ラジオ再放送設備設計 第1節 ラジオ再放送設備設計の種類 第3801条 ラジオ再放送設備設計の種類 ラジオ再放送設備設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) ラジオ再放送設備設計 第2節 ラジオ再放送設備設計 第3802条 ラジオ再放送設備設計の区分 ラジオ再放送設備設計は、次の区分により行うものとする。 (1) ラジオ再放送設備予備設計 (2) ラジオ再放送設備詳細設計 第3803条 ラジオ再放送設備予備設計 1. 業務目的 ラジオ再放送設備予備設計は、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、トンネルの構造、設置場所の地形、他の施設等の関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、設備の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 ラジオ再放送設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/100～1/500）、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。 第3804条 ラジオ再放送設備詳細設計 1. 業務目的 ラジオ再放送設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、設置場所の地形、他の施設等との関連等に基づき、ラジオ再放送設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 ラジオ再放送設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、トンネル本数及び長さ、再放送を行うAM・FM放送設備、自営無線設備、他機関通信設備の有無、並びに放送内容の設計、申請書作成の有無は、特記仕様書によるものとする。	第8章 ラジオ再放送設備設計 第1節 ラジオ再放送設備設計の種類 第3801条 ラジオ再放送設備設計の種類 ラジオ再放送設備設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) ラジオ再放送設備設計 第2節 ラジオ再放送設備設計 第3802条 ラジオ再放送設備設計の区分 ラジオ再放送設備設計は、次の区分により行うものとする。 (1) ラジオ再放送設備予備設計 (2) ラジオ再放送設備詳細設計 (3) ラジオ再放送設備更新設計 第3803条 ラジオ再放送設備予備設計 1. 業務目的 ラジオ再放送設備予備設計は、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、トンネルの構造、設置場所の地形、他の施設等の関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、設備の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。 2. 業務内容 ラジオ再放送設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/100～1/500）、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。 3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。 第3804条 ラジオ再放送設備詳細設計 1. 業務目的 ラジオ再放送設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、設置場所の地形、他の施設等との関連等に基づき、ラジオ再放送設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 ラジオ再放送設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、トンネル本数及び長さ、再放送を行うAM・FM放送設備、自営無線設備、他機関通信設備の有無、並びに放送内容の設計、無線設備基礎情報作成の有無は、特記仕様書によるものとする。	更新設計を追加 無線局申請書との

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
(1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする。 (2) 現地踏査 受注者は、設計に先立って現地踏査を行い、特記仕様書に示された設計範囲、及び貸与資料等との整合性を目視により確認するものと。 現地踏査では現地の状況（地形、地質、立地条件）の把握、トンネル構造物、伝送ケーブル類の敷設経路・方法、各機器の設置場所及び他施設との関連等に関する調査を行うものとする。 (3) 現地調査 受注者は、設計に先立って現地調査を行い、施設設計に必要なデータを取得するものとする。 現地調査では、付近の放送受信状況の調査並びに再放送周波数の選定、トンネル内再放送レベル決定を行うための受信地点候補地での電界強度の測定等を行うものとする。 なお、測量、地質調査等を必要とする場合、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について調査職員に指示を受けるものとする。 (4) 設計条件の確認 第2104条第2項の(3)に準じるものとする。 (5) ラジオ再放送設備設計 1) 受注者は、特記仕様書等で示された条件に基づいて再放送周波数の選定、受信空中線の設置場所、再放送方式・誘導線方式の方式、緊急放送の方法、各装置の設置場所及び監視制御装置を含めた全体システム構成についての基本的な事項を決定するものとする。 2) 受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、各使用機器の仕様及び主材料の規格、並びに誘導線の配線を含めた配管・配線、耐震強度検討等の決定を行うものとする。 3) 放送制御設備設計 トンネル内再放送設備の動作・運用状態の監視（音声モニタ）、制御、各トンネル現場に対応した音声ソースの切替、緊急割込系統切替の方法、音声モニタ等について検討し、必要な機器の仕様を決定する。 4) 受信アンテナ 現地調査・測定結果及びトンネル内再放送レベルの計算結果等に基づいて、受信アンテナの型式、組合せ及び設置位置・方法について決定する。 5) トンネル内誘導線 ① AM放送設備設計 トンネル内再放送所要レベルを確保可能な送信機出力,トンネル内誘導線の種類等の決定を行う。 ② FM放送設備設計 トンネル内再放送所要レベルを確保可能な送信機出力,トンネル内漏洩同軸ケーブルの種類及びその組合せ、空中線の仕様等の決定を行う。 ③ 自営無線通信設備設計 ②項に準じる。 ④ 他機関無線通信設備設計	(1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする。 (2) 現地踏査 受注者は、設計に先立って現地踏査を行い、特記仕様書に示された設計範囲、及び貸与資料等との整合性を目視により確認するものと。 現地踏査では現地の状況（地形、地質、立地条件）の把握、トンネル構造物、伝送ケーブル類の敷設経路・方法、各機器の設置場所及び他施設との関連等に関する調査を行うものとする。 (3) 現地調査 受注者は、設計に先立って現地調査を行い、施設設計に必要なデータを取得するものとする。 現地調査では、付近の放送受信状況の調査並びに再放送周波数の選定、トンネル内再放送レベル決定を行うための受信地点候補地での電界強度の測定等を行うものとする。 なお、測量、地質調査等を必要とする場合、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について調査職員に指示を受けるものとする。 (4) 設計条件の確認 第2104条第2項の(3)に準じるものとする。 (5) ラジオ再放送設備設計 1) 受注者は、特記仕様書等で示された条件に基づいて再放送周波数の選定、受信空中線の設置場所、再放送方式・誘導線方式の方式、緊急放送の方法、各装置の設置場所及び監視制御装置を含めた全体システム構成についての基本的な事項を決定するものとする。 2) 受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、各使用機器の仕様及び主材料の規格、並びに誘導線の配線を含めた配管・配線、耐震強度検討等の決定を行うものとする。 3) 放送制御設備設計 トンネル内再放送設備の動作・運用状態の監視（音声モニタ）、制御、各トンネル現場に対応した音声ソースの切替、緊急割込系統切替の方法、音声モニタ等について検討し、必要な機器の仕様を決定する。 4) 受信アンテナ 現地調査・測定結果及びトンネル内再放送レベルの計算結果等に基づいて、受信アンテナの型式、組合せ及び設置位置・方法について決定する。 5) トンネル内誘導線 ① AM放送設備設計 トンネル内再放送所要レベルを確保可能な送信機出力,トンネル内誘導線の種類等の決定を行う。 ② FM放送設備設計 トンネル内再放送所要レベルを確保可能な送信機出力,トンネル内漏洩同軸ケーブルの種類及びその組合せ、空中線の仕様等の決定を行う。 ③ 自営無線通信設備設計 ②項に準じる。 ④ 他機関無線通信設備設計	修正

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
他機関無線通信設備が①～②のトンネル内漏洩同軸ケーブル及び空中線を利用する場合において、共用が可能かどうかについての検討を行い、可能なトンネル内漏洩同軸ケーブル及び空中線を決定する。なお、他機関の無線通信設備は「無線接続箱」及び「共用器」で直接接続するものとする。 ⑤ 案内表示板設計 ラジオ再放送設備の有無、及び放送中の表示案内が明確にできるような構造・方式の案内板の設計を行う。 6) 放送内容設計 受注者は、特記仕様書で放送内容の設計が示されている場合は、トンネルの立地条件等に基づいて、緊急放送の放送内容について検討し作成する。 7) 申請書作成 受注者は、特記仕様書で申請書作成が示されている場合は、ラジオ再放送設備について、「電波法」、「有線電気通信法」、及び「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律」等に基づき必要な許可申請、設置許可、届出、同意書等の作成を行うものとする。 (6) 設計図 受注者は、当該設計の検討結果に基づき、次に示す設計図を標準として作成するものとする。 1) 位置図 縮尺 1/25,000～1/50,000 2) 敷地平面図 縮尺 1/100～1/500 3) システム系統図 適宜 4) ケーブル系統図 適宜 5) 空中線取付図 縮尺 1/20～1/50 6) 誘導線取付図 縮尺 1/50～1/100 7) 機器配置図 縮尺 1/20～1/50 8) 機器据付図 縮尺 1/20～1/50 9) 配管配線図 縮尺 1/50～1/200 10) 放送標識案内板図 縮尺 1/20～1/50 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。 (9) 照査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。 1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握していかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。 2) 設計図面を基に、再放送周波数、システム系統、誘導線の選定、装置及び装置条件等の設計が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連設備との整合が適切にとれているかについての照査を行う。	他機関無線通信設備が①～②のトンネル内漏洩同軸ケーブル及び空中線を利用する場合において、共用が可能かどうかについての検討を行い、可能なトンネル内漏洩同軸ケーブル及び空中線を決定する。なお、他機関の無線通信設備は「無線接続箱」及び「共用器」で直接接続するものとする。 ⑤ 案内表示板設計 ラジオ再放送設備の有無、及び放送中の表示案内が明確にできるような構造・方式の案内板の設計を行う。 6) 放送内容設計 受注者は、特記仕様書で放送内容の設計が示されている場合は、トンネルの立地条件等に基づいて、緊急放送の放送内容について検討し作成する。 7) 無線設備基礎情報作成 受注者は、特記仕様書で無線設備基礎情報の作成が示されている場合は、ラジオ再放送設備について、「電波法」、「有線電気通信法」、及び「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律」等に基づき必要な基礎情報の作成を行うものとする。 (6) 設計図 受注者は、当該設計の検討結果に基づき、次に示す設計図を標準として作成するものとする。 1) 位置図 縮尺 1/25,000～1/50,000 2) 敷地平面図 縮尺 1/100～1/500 3) システム系統図 適宜 4) ケーブル系統図 適宜 5) 空中線取付図 縮尺 1/20～1/50 6) 誘導線取付図 縮尺 1/50～1/100 7) 機器配置図 縮尺 1/20～1/50 8) 機器据付図 縮尺 1/20～1/50 9) 配管配線図 縮尺 1/50～1/200 10) 放送標識案内板図 縮尺 1/20～1/50 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。 (9) 照査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。 1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握していかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。 2) 設計図面を基に、再放送周波数、システム系統、誘導線の選定、装置及び装置条件等の設計が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連設備との整合が適切にとれているかについての照査を行う。	無線局申請書との修正

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査行う。 (10) 報告書の作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) システム系統 3) 設備機器の決定根拠 4) 強度検討資料 5) 工事実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) ラジオ再放送設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合） 2) トンネル平面図・断面図、機器配置図、電源系統図等	3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査行う。 (10) 報告書の作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) システム系統 3) 設備機器の決定根拠 4) 強度検討資料 5) 工事実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) ラジオ再放送設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合） 2) トンネル平面図・断面図、機器配置図、電源系統図等 第3805条 ラジオ再放送設備更新設計 1. 業務目的 ラジオ再放送設備更新設計は、既設設備の完成図書、点検報告書、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、設置場所の地形、他の施設等との関連等に基づき、ラジオ再放送設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 ラジオ再放送設備更新設計の業務内容は下記のとおりとし、(5)から(10)の項目については撤去に関する図面、数量計算等を含むものとする。 なお、トンネル本数及び長さ、再放送を行うAM・FM放送設備、自営無線設備、他機関通信設備の有無、並びに放送内容の設計、無線設備基礎情報作成の有無は、特記仕様書によるものとする。 (1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする。 (2) 現地踏査 第3804条第2項の(2)に準じるものとする。 (3) 現地調査 第2104条第2項の(3)に準じるものとする。 (4) 設計条件の確認 第2104条第2項の(4)に準じるものとする。 (5) ラジオ再放送設備更新設計 1) 受注者は、特記仕様書等で示された条件に基づいて再放送周波数の選定、受信空中線の設置場所、再放送方式・誘導線方式の方式、緊急放送の方法、各装置の設置場所及び監視制御装置を含めた全体システム構成についての基本的な事項を決定するものとする。 2) 受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、各使用機器の仕様及び主材料の	更新設計内容を追加

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
	規格、並びに誘導線の配線を含めた配管・配線、耐震強度検討等の決定を行うものとする。 3) 放送制御設備設計 トンネル内再放送設備の動作・運用状態の監視（音声モニタ）、制御、各トンネル現場に対応した音声ソースの切替、緊急割込系統切替の方法、音声モニタ等について検討し、必要な機器の仕様を決定する。 4) 受信アンテナ 現地調査・測定結果及びトンネル内再放送レベルの計算結果等に基づいて、受信アンテナの型式、組合せ及び設置位置・方法について決定する。 5) トンネル内誘導線 ① AM放送設備設計 トンネル内再放送所要レベルを確保可能な送信機出力,トンネル内誘導線の種類等の決定を行う。 ② FM放送設備設計 トンネル内再放送所要レベルを確保可能な送信機出力,トンネル内漏洩同軸ケーブルの種類及びその組合せ、空中線の仕様等の決定を行う。 ③ 自営無線通信設備設計 ②項に準じる。 ④ 他機関無線通信設備設計 他機関無線通信設備が①～②のトンネル内漏洩同軸ケーブル及び空中線を利用する場合において、共用が可能かどうかについての検討を行い、可能なトンネル内漏洩同軸ケーブル及び空中線を決定する。なお、他機関の無線通信設備は「無線接続箱」及び「共用器」で直接接続するものとする。 ⑤ 案内表示板設計 ラジオ再放送設備の有無、及び放送中の表示案内が明確にできるような構造・方式の案内板の設計を行う。 6) 放送内容設計 受注者は、特記仕様書で放送内容の設計が示されている場合は、トンネルの立地条件等に基づいて、緊急放送の放送内容について検討し作成する。 7) 無線設備基礎情報作成 受注者は、特記仕様書で無線設備基礎情報の作成が示されている場合は、ラジオ再放送設備について、「電波法」、「有線電気通信法」、及び「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律」等に基づき必要な基礎情報の作成を行うものとする。 (6) 設計図 第3804条第2項の(6)に準じるものとともに、各種撤去図面を作成する。 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとともに、各種撤去数量を作成する。	

旧 令和6年版					新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)					改定主旨・根拠																																																																																																																																	
					(9) 照査 第3804条第2項の(9)に準じるものとする。 (10) 報告書作成 第3804条第2項の(10)に準じるものとする。 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 既設ラジオ再放送設備工事完成図書及び設計図面（当該ラジオ再放送設備関係） 2) トンネル平面図・断面図、機器配置図、電源系統図等 第3節 成 果 物 第3805条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表3.8.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 表3. 8. 1 ラジオ再放送設備詳細設計成果物一覧表 <table><tr><th colspan="2">設計種別</th><th>設計項目</th><th>成果物項目</th><th>縮 尺</th><th>摘 要</th></tr><tr><td rowspan="16">ラジオ再放送設備設計</td><td rowspan="11">ラジオ再放送設備詳細設計</td><td rowspan="10">設計図書</td><td>位置図</td><td>1/25, 000～1/50, 000</td><td></td></tr><tr><td>敷地平面図</td><td>1/100～1/500</td><td></td></tr><tr><td>システム系統図</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td>ケーブル系統図</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td>空中線取付図</td><td>1/20～1/50</td><td></td></tr><tr><td>誘導線取付図</td><td>1/50～1/100</td><td></td></tr><tr><td>機器配置図</td><td>1/20～1/50</td><td></td></tr><tr><td>機器据付図</td><td>1/20～1/50</td><td></td></tr><tr><td>配管配線図</td><td>1/20～1/200</td><td></td></tr><tr><td>放送標識案内板図</td><td>1/20～1/50</td><td></td></tr><tr><td>数量計算書</td><td>数量計算書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">報告書</td><td>設計概要書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>設計計算書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>検討書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>機器仕様書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>その他参考資料</td><td>—</td><td></td></tr></table>					設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要	ラジオ再放送設備設計	ラジオ再放送設備詳細設計	設計図書	位置図	1/25, 000～1/50, 000		敷地平面図	1/100～1/500		システム系統図	適 宜		ケーブル系統図	適 宜		空中線取付図	1/20～1/50		誘導線取付図	1/50～1/100		機器配置図	1/20～1/50		機器据付図	1/20～1/50		配管配線図	1/20～1/200		放送標識案内板図	1/20～1/50		数量計算書	数量計算書	—		報告書	設計概要書	—		設計計算書	—		検討書	—		機器仕様書	—		その他参考資料	—		第3806条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計及び更新設計については、表3. 8. 1に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。 表3. 8. 1 ラジオ再放送設備詳細設計及び更新設計成果物一覧表 <table><tr><th colspan="2">設計種別</th><th>設計項目</th><th>成果物項目</th><th>縮 尺</th><th>摘 要</th></tr><tr><td rowspan="17">ラジオ再放送設備設計</td><td rowspan="12">ラジオ再放送設備詳細設計及び更新設計</td><td rowspan="11">設計図書</td><td>位置図</td><td>1/25, 000～1/50, 000</td><td></td></tr><tr><td>敷地平面図</td><td>1/100～1/500</td><td></td></tr><tr><td>システム系統図</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td>ケーブル系統図</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td>空中線取付図</td><td>1/20～1/50</td><td></td></tr><tr><td>誘導線取付図</td><td>1/50～1/100</td><td></td></tr><tr><td>機器配置図</td><td>1/20～1/50</td><td></td></tr><tr><td>機器据付図</td><td>1/20～1/50</td><td></td></tr><tr><td>配管配線図</td><td>1/20～1/200</td><td></td></tr><tr><td>放送標識案内板図</td><td>1/20～1/50</td><td></td></tr><tr><td>各種撤去図面</td><td></td><td>更新設計の場合</td></tr><tr><td>数量計算書</td><td>数量計算書</td><td>—</td><td>更新設計の場合 撤去数量を含む</td></tr><tr><td rowspan="5">報告書</td><td>設計概要書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>設計計算書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>検討書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>機器仕様書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>その他参考資料</td><td>—</td><td></td></tr></table>					設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要	ラジオ再放送設備設計	ラジオ再放送設備詳細設計及び更新設計	設計図書	位置図	1/25, 000～1/50, 000		敷地平面図	1/100～1/500		システム系統図	適 宜		ケーブル系統図	適 宜		空中線取付図	1/20～1/50		誘導線取付図	1/50～1/100		機器配置図	1/20～1/50		機器据付図	1/20～1/50		配管配線図	1/20～1/200		放送標識案内板図	1/20～1/50		各種撤去図面		更新設計の場合	数量計算書	数量計算書	—	更新設計の場合 撤去数量を含む	報告書	設計概要書	—		設計計算書	—		検討書	—		機器仕様書	—		その他参考資料	—		更新設計を追記		オンライン電子納品を原則記載	更新設計に関する 成果項目を追記
設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要																																																																																																																																						
ラジオ再放送設備設計	ラジオ再放送設備詳細設計	設計図書	位置図	1/25, 000～1/50, 000																																																																																																																																							
			敷地平面図	1/100～1/500																																																																																																																																							
			システム系統図	適 宜																																																																																																																																							
			ケーブル系統図	適 宜																																																																																																																																							
			空中線取付図	1/20～1/50																																																																																																																																							
			誘導線取付図	1/50～1/100																																																																																																																																							
			機器配置図	1/20～1/50																																																																																																																																							
			機器据付図	1/20～1/50																																																																																																																																							
			配管配線図	1/20～1/200																																																																																																																																							
			放送標識案内板図	1/20～1/50																																																																																																																																							
		数量計算書	数量計算書	—																																																																																																																																							
	報告書	設計概要書	—																																																																																																																																								
		設計計算書	—																																																																																																																																								
		検討書	—																																																																																																																																								
		機器仕様書	—																																																																																																																																								
		その他参考資料	—																																																																																																																																								
設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要																																																																																																																																						
ラジオ再放送設備設計	ラジオ再放送設備詳細設計及び更新設計	設計図書	位置図	1/25, 000～1/50, 000																																																																																																																																							
			敷地平面図	1/100～1/500																																																																																																																																							
			システム系統図	適 宜																																																																																																																																							
			ケーブル系統図	適 宜																																																																																																																																							
			空中線取付図	1/20～1/50																																																																																																																																							
			誘導線取付図	1/50～1/100																																																																																																																																							
			機器配置図	1/20～1/50																																																																																																																																							
			機器据付図	1/20～1/50																																																																																																																																							
			配管配線図	1/20～1/200																																																																																																																																							
			放送標識案内板図	1/20～1/50																																																																																																																																							
			各種撤去図面		更新設計の場合																																																																																																																																						
		数量計算書	数量計算書	—	更新設計の場合 撤去数量を含む																																																																																																																																						
	報告書	設計概要書	—																																																																																																																																								
		設計計算書	—																																																																																																																																								
		検討書	—																																																																																																																																								
		機器仕様書	—																																																																																																																																								
		その他参考資料	—																																																																																																																																								

旧 令和6年版					新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)					改定主旨・根拠	
第3節 成 果 物											オンライン電子納品を原則記載
第3905条 成 果 物											
受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表3.9.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。											
ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする											
表3.9.1 交通遮断設備詳細設計成果物一覧表											
設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要						
交通遮断設備設計	交通遮断設備詳細設計	設計図書	位置図	1/25,000～1/50,000							
			平面図	1/1,000～1/2,000							
			システム系統図	適 宜							
			システム構成図	適 宜							
			配線系統図	適 宜							
			交通遮断装置姿図（横断図）	1/10～1/100							
			機器配置図	1/10～1/50							
			支柱詳細図	1/10～1/50							
			配管配線図	1/10～1/200	掘削断面図含む						
			基礎図	1/10～1/50							
		数量計算書	数量計算書	—							
	報告書	設計概要書	—								
		設計計算書	—								
		検討書	—								
		機器仕様書	—								
		その他参考資料	—								
第3節 成 果 物											
第3905条 成 果 物											
受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表 3.9.1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。											
ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。											
納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。											
なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。											
表3.9.1 交通遮断設備詳細設計成果物一覧表											
設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要						
交通遮断設備設計	交通遮断設備詳細設計	設計図書	位置図	1/25,000～1/50,000							
			平面図	1/1,000～1/2,000							
			システム系統図	適 宜							
			システム構成図	適 宜							
			配線系統図	適 宜							
			交通遮断装置姿図（横断図）	1/10～1/100							
			機器配置図	1/10～1/50							
			支柱詳細図	1/10～1/50							
			配管配線図	1/10～1/200	掘削断面図含む						
			基礎図	1/10～1/50							
		数量計算書	数量計算書	—							
	報告書	設計概要書	—								
		設計計算書	—								
		検討書	—								
		機器仕様書	—								
		その他参考資料	—								

旧 令和6年版					新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)					改定主旨・根拠	
2) 光ケーブル敷設関連完成図書					2) 光ケーブル敷設関連完成図書					オンライン電子納品を原則記載	
第3節 成 果 物					第3節 成 果 物						
第31005条 成 果 物					第31005条 成 果 物						
受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表3.10.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。					受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表 3. 10. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。						
ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする					ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。						
表3. 10. 1 交通量計測設備詳細設計成果物一覧表					表3. 10. 1 交通量計測設備詳細設計成果物一覧表						
設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要	設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
交通量計測設備設計	交通量計測設備詳細設計	設計図書	位置図	1/25, 000～1/50, 000		交通量計測設備詳細設計	設計図書	位置図	1/25, 000～1/50, 000		
			平面図	1/1, 000～1/2, 000				平面図	1/1, 000～1/2, 000		
			システム系統図	適 宜				システム系統図	適 宜		
			システム構成図	適 宜				システム構成図	適 宜		
			配線系統図	適 宜				配線系統図	適 宜		
			機器配置図	1/10～1/50				機器配置図	1/10～1/50		
			支柱詳細図	1/10～1/50				支柱詳細図	1/10～1/50		
			配管配線図	1/10～1/200	掘削断面図含む			配管配線図	1/10～1/200	掘削断面図含む	
			基礎図	1/10～1/50				基礎図	1/10～1/50		
		数量計算書	数量計算書	—		数量計算書	数量計算書	—			
		報告書	設計概要書	—		報告書	設計概要書	—			
			設計計算書	—			設計計算書	—			
			検討書	—			検討書	—			
			機器仕様書	—			機器仕様書	—			
			その他参考資料	—			その他参考資料	—			

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
(7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。 (9) 照 査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする 1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。 2) 設計図面を基に、システム系統、路車間通信装置の設置位置、装置の選定、及び装置条件等の設計が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連設備との整合が適切にとれているかについての照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 全体システム系統図 3) 伝送方式、設備機器の決定根拠 4) 設置位置、支柱（基礎含む）形状の決定根拠 5) 強度検討資料 6) 工事実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 路車間通信設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合） 2) 光ケーブル敷設関連完成図書 第3節 成 果 物 第31105条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表3.11.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする	(7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。 (9) 照 査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする 1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。 2) 設計図面を基に、システム系統、路車間通信装置の設置位置、装置の選定、及び装置条件等の設計が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連設備との整合が適切にとれているかについての照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 全体システム系統図 3) 伝送方式、設備機器の決定根拠 4) 設置位置、支柱（基礎含む）形状の決定根拠 5) 強度検討資料 6) 工事実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 路車間通信設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合） 2) 光ケーブル敷設関連完成図書 第3節 成 果 物 第31105条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表 3. 11. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。	オンライン電子納品を原則記載

旧 令和6年版					新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)					改定主旨・根拠	
第3節 成 果 物											オンライン電子納品を原則記載
第31205条 成 果 物											
受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表3.12.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする											
表3.12.1 気象観測設備詳細設計成果物一覧表											
設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要						
気象観測設備設計	気象観測設備詳細設計	設計図書	位置図	1/25,000～1/50,000							
			平面図	1/1,000～1/2,000							
			システム系統図	適 宜							
			システム構成図	適 宜							
			配線系統図	適 宜							
			気象観測センサ姿図	1/10～1/100							
			気象表示板姿図	1/10～1/100							
			機器配置図	1/10～1/50							
			支柱詳細図	1/10～1/50							
			配管配線図	1/10～1/200	掘削断面図含む						
			基礎図	1/10～1/50							
		数量計算書	数量計算書	—							
	報告書	設計概要書	—								
		設計計算書	—								
		検討書	—								
		機器仕様書	—								
		その他参考資料	—								

第3節 成 果 物											
第31205条 成 果 物											
受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表 3.12.1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。											
表3.12.1 気象観測設備詳細設計成果物一覧表											
設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要						
気象観測設備設計	気象観測設備詳細設計	設計図書	位置図	1/25,000～1/50,000							
			平面図	1/1,000～1/2,000							
			システム系統図	適 宜							
			システム構成図	適 宜							
			配線系統図	適 宜							
			気象観測センサ姿図	1/10～1/100							
			気象表示板姿図	1/10～1/100							
			機器配置図	1/10～1/50							
			支柱詳細図	1/10～1/50							
			配管配線図	1/10～1/200	掘削断面図含む						
			基礎図	1/10～1/50							
		数量計算書	数量計算書	—							
	報告書	設計概要書	—								
		設計計算書	—								
		検討書	—								
		機器仕様書	—								
		その他参考資料	—								

旧 令和6年版					新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)					改定主旨・根拠																																																																																																	
(10) 報告書の作成 第31305条第2項の(10)に準じるものとする。 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 鉄塔（シリンダ）概略、予備設計報告書及び設計図面（概略、予備設計実施済みの場合） 2) 地形図 3) 敷地平面図 第4節 成 果 物 第31310条 成 果 物 受注者は、概略設計及び予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表3.13.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。					(10) 報告書の作成 第31305条第2項の(10)に準じるものとする。 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 鉄塔（シリンダ）概略、予備設計報告書及び設計図面（概略、予備設計実施済みの場合） 2) 地形図 3) 敷地平面図 第4節 成 果 物 第31310条 成 果 物 受注者は、概略設計及び予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表3. 13. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。					オンライン電子納品を原則記載																																																																																																	
表3. 13. 1 鉄塔（アングル、シリンダ）詳細設計成果物一覧表 <table><tr><th colspan="2">設計種別</th><th>設 計 項 目</th><th>成 果 物 項 目</th><th>縮 尺</th><th>摘 要</th></tr><tr><td rowspan="12">鉄塔設計</td><td rowspan="8">鉄塔詳細設計</td><td rowspan="7">設計図書</td><td>位 置 図</td><td>1/25, 000～1/50, 000</td><td></td></tr><tr><td>敷地平面図</td><td>1/200～1/1, 000</td><td></td></tr><tr><td>鉄塔一般図</td><td>1/10～1/200</td><td></td></tr><tr><td>鉄塔詳細図</td><td>1/10～1/100</td><td>リング、昇降設備、ケーブルラック等を含む</td></tr><tr><td>アンカー材詳細図</td><td>1/5～1/50</td><td></td></tr><tr><td>電気・避雷設備詳細図</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td>機材数量表</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td>数量計算書</td><td>数量計算書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="4">報告書</td><td>設計概要書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>検 討 書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>構造計算書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>その他参考資料</td><td>—</td><td></td></tr></table>					設計種別		設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺			摘 要	鉄塔設計	鉄塔詳細設計	設計図書	位 置 図	1/25, 000～1/50, 000		敷地平面図	1/200～1/1, 000		鉄塔一般図	1/10～1/200		鉄塔詳細図	1/10～1/100	リング、昇降設備、ケーブルラック等を含む	アンカー材詳細図	1/5～1/50		電気・避雷設備詳細図	適 宜		機材数量表	適 宜		数量計算書	数量計算書	—		報告書		設計概要書	—		検 討 書	—		構造計算書	—		その他参考資料	—		表3. 13. 1 鉄塔（アングル、シリンダ）詳細設計成果物一覧表 <table><tr><th colspan="2">設計種別</th><th>設 計 項 目</th><th>成 果 物 項 目</th><th>縮 尺</th><th>摘 要</th></tr><tr><td rowspan="12">鉄塔設計</td><td rowspan="8">鉄塔詳細設計</td><td rowspan="7">設計図書</td><td>位 置 図</td><td>1/25, 000～1/50, 000</td><td></td></tr><tr><td>敷地平面図</td><td>1/200～1/1, 000</td><td></td></tr><tr><td>鉄塔一般図</td><td>1/10～1/200</td><td></td></tr><tr><td>鉄塔詳細図</td><td>1/10～1/100</td><td>リング、昇降設備、ケーブルラック等を含む</td></tr><tr><td>アンカー材詳細図</td><td>1/5～1/50</td><td></td></tr><tr><td>電気・避雷設備詳細図</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td>機材数量表</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td>数量計算書</td><td>数量計算書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="4">報告書</td><td>設計概要書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>検 討 書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>構造計算書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>その他参考資料</td><td>—</td><td></td></tr></table>					設計種別		設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要	鉄塔設計	鉄塔詳細設計	設計図書	位 置 図	1/25, 000～1/50, 000		敷地平面図	1/200～1/1, 000		鉄塔一般図	1/10～1/200		鉄塔詳細図	1/10～1/100	リング、昇降設備、ケーブルラック等を含む	アンカー材詳細図	1/5～1/50		電気・避雷設備詳細図	適 宜		機材数量表	適 宜		数量計算書	数量計算書	—		報告書		設計概要書	—		検 討 書	—		構造計算書	—		その他参考資料	—	
設計種別		設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要																																																																																																						
鉄塔設計	鉄塔詳細設計	設計図書	位 置 図	1/25, 000～1/50, 000																																																																																																							
			敷地平面図	1/200～1/1, 000																																																																																																							
			鉄塔一般図	1/10～1/200																																																																																																							
			鉄塔詳細図	1/10～1/100	リング、昇降設備、ケーブルラック等を含む																																																																																																						
			アンカー材詳細図	1/5～1/50																																																																																																							
			電気・避雷設備詳細図	適 宜																																																																																																							
			機材数量表	適 宜																																																																																																							
		数量計算書	数量計算書	—																																																																																																							
	報告書		設計概要書	—																																																																																																							
			検 討 書	—																																																																																																							
			構造計算書	—																																																																																																							
			その他参考資料	—																																																																																																							
設計種別		設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要																																																																																																						
鉄塔設計	鉄塔詳細設計	設計図書	位 置 図	1/25, 000～1/50, 000																																																																																																							
			敷地平面図	1/200～1/1, 000																																																																																																							
			鉄塔一般図	1/10～1/200																																																																																																							
			鉄塔詳細図	1/10～1/100	リング、昇降設備、ケーブルラック等を含む																																																																																																						
			アンカー材詳細図	1/5～1/50																																																																																																							
			電気・避雷設備詳細図	適 宜																																																																																																							
			機材数量表	適 宜																																																																																																							
		数量計算書	数量計算書	—																																																																																																							
	報告書		設計概要書	—																																																																																																							
			検 討 書	—																																																																																																							
			構造計算書	—																																																																																																							
			その他参考資料	—																																																																																																							

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
の内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 設計図面を基に、基礎の形状、寸法、基礎の種類、占有スペース等が適切であるか、並びにそれらの設計基本条件及び関連事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 基礎諸元表（基礎強度計算結果含む） 4) 基礎一般図（配筋図含む） 5) 工事実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 反射板（基礎工）予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済みの場合） 2) 反射板関係図 3) 地形図 4) 敷地平面図 5) 地盤調査、土質試験等調査資料 第4節 成 果 物 第31408条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表3.13.1～表3.13.2に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。	の内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 設計図面を基に、基礎の形状、寸法、基礎の種類、占有スペース等が適切であるか、並びにそれらの設計基本条件及び関連事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 基礎諸元表（基礎強度計算結果含む） 4) 基礎一般図（配筋図含む） 5) 工事実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 反射板（基礎工）予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済みの場合） 2) 反射板関係図 3) 地形図 4) 敷地平面図 5) 地盤調査、土質試験等調査資料 第4節 成 果 物 第31408条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表 3. 13. 1 及び表 3. 13. 2 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。	オンライン電子納品を原則記載

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
8) 基礎図 縮尺 1/10～1/50 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。 (9) 照 査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする 1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。 2) 設計図面を基に、システム系統、遠方監視制御装置の設置位置、装置の選定、及び装置条件等の設計が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連設備との整合が適切にとれているかについての照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 全体システム系統図 3) 伝送方式、設備機器の決定根拠 4) 設置位置（基礎含む）形状の決定根拠 5) 強度検討資料 6) 工事実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 遠方監視制御設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合） 2) 光ケーブル敷設関連完成図書 第3節 成 果 物 第31505条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表3.15.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする	8) 基礎図 縮尺 1/10～1/50 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。 (9) 照 査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする 1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。 2) 設計図面を基に、システム系統、遠方監視制御装置の設置位置、装置の選定、及び装置条件等の設計が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連設備との整合が適切にとれているかについての照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 全体システム系統図 3) 伝送方式、設備機器の決定根拠 4) 設置位置（基礎含む）形状の決定根拠 5) 強度検討資料 6) 工事実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 遠方監視制御設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合） 2) 光ケーブル敷設関連完成図書 第3節 成 果 物 第31505条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表 3. 15. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。	オンライン電子納品を原則記載

旧 令和6年版				新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)				改定主旨・根拠
第3節 成 果 物								
第4106条 成 果 物								
受注者は、概略設計及び予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表4.1.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。								
ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。								
表4.1.1 ネットワークシステム詳細成果物一覧表								
設計種別		設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要			
ネットワークシステム設計	ネットワークシステム詳細設計	設計図書	位 置 図	1/25,000～1/50,000				
			システム系統図	1/200～1/1,000				
			ネットワーク構成図	適 宜				
			機器配置図	1/10～1/100				
			機器据付図	適 宜				
			機器構成図	適 宜				
			配管配線図	適 宜				
			敷地平面図	1/50～1/200				
		数量計算書	数量計算書	—				
	報告書	設計概要書	—					
		設計計算書	—					
		検 討 書	—					
		その他参考資料	—					

第3節 成 果 物								
第4106条 成 果 物								
受注者は、概略設計及び予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表4.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。								
ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。								
納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。								
なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。								
表4.1.1 ネットワークシステム詳細成果物一覧表								
設計種別		設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要			
ネットワークシステム設計	ネットワークシステム詳細設計	設計図書	位 置 図	1/25,000～1/50,000				
			システム系統図	1/200～1/1,000				
			ネットワーク構成図	適 宜				
			機器配置図	1/10～1/100				
			機器据付図	適 宜				
			機器構成図	適 宜				
			配管配線図	適 宜				
			敷地平面図	1/50～1/200				
		数量計算書	数量計算書	—				
	報告書	設計概要書	—					
		設計計算書	—					
		検 討 書	—					
		その他参考資料	—					

オンライン電子納品を原則記載

旧 令和6年版					新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)					改定主旨・根拠	
第3節 成 果 物											オンライン電子納品を原則記載
第4205条 成 果 物											
受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表4.2.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。											
表4. 2. 1 河川管理施設管理システム詳細成果物一覧表											
設計種別		設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要						
河川管理施設管理システム設計	河川管理施設管理システム詳細設計	設計図書	位 置 図	1/25, 000～1/50, 000							
			システム系統図								
			システム構成図								
			機器配置図	1/10～1/100							
			機器据付図	適 宜							
			機器構成図	適 宜							
			配管配線図	適 宜							
		数量計算書	数量計算書	—							
		報告書	設計概要書	—							
			設計計算書	—							
			検 討 書	—							
			その他参考資料	—							

第3節 成 果 物											オンライン電子納品を原則記載
第4205条 成 果 物											
受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表 4. 2. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。											
表4. 2. 1 河川管理施設管理システム詳細成果物一覧表											
設計種別		設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要						
河川管理施設管理システム設計	河川管理施設管理システム詳細設計	設計図書	位 置 図	1/25, 000～1/50, 000							
			システム系統図								
			システム構成図								
			機器配置図	1/10～1/100							
			機器据付図	適 宜							
			機器構成図	適 宜							
			配管配線図	適 宜							
		数量計算書	数量計算書	—							
		報告書	設計概要書	—							
			設計計算書	—							
			検 討 書	—							
			その他参考資料	—							

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
2) 設計図面を基に、システム構成、観測方式、観測範囲、回線構成、データ処理方式、機器配置計画等が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) システム構成図 3) 回線系統図 4) 観測範囲、観測方式 5) 装置諸元、設計検討書 6) 強度検討資料 7) 工事実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。 1) レーダ雨（雪）量計システム概略、予備設計報告書及び設計図面（概略、予備設計実施済みの場合） 2) 地形平面図 3) 局舎関連資料（機器配置、空中線系統図、電源系統図） 4) 敷地平面図、建物平面図 第3節 成 果 物 第4306条 成 果 物 受注者は、概略設計及び予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表4.3.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。	2) 設計図面を基に、システム構成、観測方式、観測範囲、回線構成、データ処理方式、機器配置計画等が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) システム構成図 3) 回線系統図 4) 観測範囲、観測方式 5) 装置諸元、設計検討書 6) 強度検討資料 7) 工事実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。 1) レーダ雨（雪）量計システム概略、予備設計報告書及び設計図面（概略、予備設計実施済みの場合） 2) 地形平面図 3) 局舎関連資料（機器配置、空中線系統図、電源系統図） 4) 敷地平面図、建物平面図 第3節 成 果 物 第4306条 成 果 物 受注者は、概略設計及び予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表4.3.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。	オンライン電子納品を原則記載

旧 令和6年版					新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)					改定主旨・根拠		
表4.3.1 レーダ雨（雪）量計システム詳細成果物一覧表					表4.3.1 レーダ雨（雪）量計システム詳細成果物一覧表					追加		
設計種別		設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	設計種別		設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺		摘 要	
レーダ雨（雪）量計システム設計	レーダ雨（雪）量計システム詳細設計	設計図書	位 置 図	1/25,000～1/50,000		レーダ雨（雪）量計システム設計	レーダ雨（雪）量計システム詳細設計	設計図書	位 置 図		1/25,000～1/50,000	
			システム系統図	適 宜					システム系統図		適 宜	
			回線系統図	適 宜					システム構成図		適 宜	
			空中線系統図	適 宜					回線系統図		適 宜	
			空中線取付図	適 宜					空中線系統図		適 宜	
			メッシュ構成図	適 宜					空中線取付図		適 宜	
			タイムチャート図	適 宜					メッシュ構成図		適 宜	
			機器配置図	1/10～1/100					タイムチャート図		適 宜	
			機器据付図	1/10～1/100					機器配置図		1/10～1/100	
			機器構成図	適 宜					機器据付図		1/10～1/100	
			配管配線図	適 宜					機器構成図		適 宜	
			敷地平面図	1/10～1/100					配管配線図		適 宜	
		数量計算書	数量計算書	－				敷地平面図	1/10～1/100			
		報告書	設計概要書	－				数量計算書	数量計算書		－	
			設計計算書	－				報告書	設計概要書		－	
			検 討 書	－					設計計算書		－	
			その他参考資料	－					検 討 書		－	
					その他参考資料				－			

旧 令和6年版					新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)					改定主旨・根拠
1) 河川情報システム概略、予備設計報告書及び設計図面（概略、予備設計実施済の場合） 2) 処理データ一覧表 3) 装置設置室平面図					1) 河川情報システム概略、予備設計報告書及び設計図面（概略、予備設計実施済の場合） 2) 処理データ一覧表 3) 装置設置室平面図					オンライン電子納品を原則記載
第3節 成 果 物					第3節 成 果 物					
第4406条 成 果 物					第4406条 成 果 物					
受注者は、概略設計及び予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表4.4.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。					受注者は、概略設計及び予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表4.4.1に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。					
表4.4.1 河川情報システム詳細設計成果物一覧表					表4.4.1 河川情報システム詳細設計成果物一覧表					
設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要					
河川情報システム設計	河川情報システム詳細設計	設計図書	位置図	1/25,000～1/50,000						
			システム系統図	適 宜						
			システム構成図	適 宜						
			配線系統図	適 宜						
			機器配置図	1/10～1/20						
			配管配線図	1/10～1/20						
		数量計算書	数量計算書	—						
		報告書	設計概要書	—						
			設計計算書	—						
			検討書	—						
			機器仕様書	—						
			その他参考資料	—						

旧 令和6年版					新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)					改定主旨・根拠		
第3節 成 果 物											オンライン電子納品を原則記載	
第4506条 成 果 物												
受注者は、概略設計及び予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表4.5.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。												
表4.5.1 道路情報システム詳細設計成果物一覧表												
道路情報システム設計		道路情報システム詳細設計	設計図書	位置図	1/25,000～1/50,000		道路情報システム設計	道路情報システム詳細設計	設計図書	位置図	1/25,000～1/50,000	
				システム系統図	適 宜					システム系統図	適 宜	
				システム構成図	適 宜					システム構成図	適 宜	
				配線系統図	適 宜					配線系統図	適 宜	
				機器配置図	1/20～1/50					機器配置図	1/20～1/50	
				配管配線図	1/20～1/50					配管配線図	1/20～1/50	
			数量計算書	数量計算書	—		数量計算書	数量計算書	—			
		報告書	設計概要書	—		報告書	設計概要書	—				
			設計計算書	—			設計計算書	—				
			検討書	—			検討書	—				
			機器仕様書	—			機器仕様書	—				
			その他参考資料	—			その他参考資料	—				

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
7) 支柱詳細図 縮尺 1/10～1/50 8) 機器配置図 縮尺 1/20～1/50 9) 配管配線図 縮尺 1/20～1/200 10) 基礎図 縮尺 1/10～1/50 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。 (9) 照査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。 1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特にカメラ設置位置については、地形、周囲条件について設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 設計図面を基に、システム系統、カメラの設置位置、装置の選定、及び装置条件等の設計が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連設備との整合が適切にとれているかについての照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査行う。 (10) 報告書の作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 全体システム系統図 3) 伝送方式、設備機器の決定根拠 4) 強度検討資料 5) 工事実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) C C T V設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合） 2) トンネル平面図・断面図 3) 光ケーブル敷設関連完成図書 第4605条 C C T V設備更新設計 1. 業務目的 C C T V設備更新詳細設計は、既設設備の完成図書、点検報告書、無線局免許申請書、地図、各調査検討資料などの関連資料に基づき、特記仕様書に示される条件、設置場所の地形、他の施設等との関連等に基づき、C C T V設備の更新工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。	7) 支柱詳細図 縮尺 1/10～1/50 8) 機器配置図 縮尺 1/20～1/50 9) 配管配線図 縮尺 1/20～1/200 10) 基礎図 縮尺 1/10～1/50 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。 (9) 照査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。 1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特にカメラ設置位置については、地形、周囲条件について設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 設計図面を基に、システム系統、カメラの設置位置、装置の選定、及び装置条件等の設計が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連設備との整合が適切にとれているかについての照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査行う。 (10) 報告書の作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 全体システム系統図 3) 伝送方式、設備機器の決定根拠 4) 強度検討資料 5) 工事実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) C C T V設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合） 2) トンネル平面図・断面図 3) 光ケーブル敷設関連完成図書 第4605条 C C T V設備更新設計 1. 業務目的 C C T V設備更新設計は、既設設備の完成図書、点検報告書、無線局免許申請書、地形図、各調査検討資料などの関連資料に基づき、特記仕様書に示される条件、設置場所の地形、他の施設等との関連等に基づき、C C T V設備の更新工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。	削除・修正

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
2. 業務内容 C C T V設備更新設計の業務内容は下記のとおりとし、(5)から(10)の項目については撤去に関する図面、数量計算等を含むものとする。 なお、なお、カメラ装置の設置台数（トンネル内の場合はその区別を含む。）、カメラポール設置本数、及び監視制御装置の設計の有無、並びに現地踏査、現地調査の有無については、特記仕様書によるものとする。 (1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする。 (2) 現地踏査 第4604条第2項(2)に準じるものとする。 (3) 現地調査 第2104条第2項(3)に準ずるものとする。 (4) 設計条件の確認 第2104条第2項の(4)に準じるものとする。 (5) C C T V設備更新設計 1) 受注者は、特記仕様書等で示された条件に基づいて、カメラ設置位置、伝送方式、全体システム構成等の基本的な事項及び設計条件を決定するものとする。 2) 受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、画像種類（動画、準動画、静止画）、画像伝送方式（アナログ・デジタル、符号圧縮方式）、映像信号伝送方式の決定、各種使用機器の諸元及び主材料並びに主要機器配置、耐震強度検討等の決定を行うものとする。 ① 監視制御装置・伝送方式 監視制御装置については、収容カメラ装置の操作・制御、カメラの自動切替間隔、映像切替、上位局システム・端末への提供、上位局等からの制御等に対応する部分、モニタ（台数を含む。）及び周辺機器（文字発生部、V T R等）、伝送部（I P映像装置、ルータ、インターフェース等）の仕様を決定する。 ② カメラ装置 設置目的、立地条件に適したI Pカメラ装置と簡易型I Pカメラ装置の区分（機側装置を含む）及びにオプション装備（集音マイク、照明、積雪軽減フード）の仕様を決定する。 ③ カメラ支柱 ②のカメラ装置に適する高さ、強度及び装柱条件を有する支柱（基礎を含む。）を決定する。 ④ トンネル内カメラ装置 トンネル内に設置するカメラ装置で、②に準じて決定する。 (6) 設計図 第4604条第2項(6)に準ずるものとする。 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。	2. 業務内容 C C T V設備更新設計の業務内容は下記のとおりとし、(5)から(10)の項目については撤去に関する図面、数量計算等を含むものとする。 なお、なお、カメラ装置の設置台数（トンネル内の場合はその区別を含む。）、カメラポール設置本数、及び監視制御装置の設計の有無、並びに現地踏査、現地調査の有無については、特記仕様書によるものとする。 (1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする。 (2) 現地踏査 第4604条第2項の(2)に準じるものとする。 (3) 現地調査 第2104条第2項の(3)に準ずるものとする。 (4) 設計条件の確認 第2104条第2項の(4)に準じるものとする。 (5) C C T V設備更新設計 1) 受注者は、特記仕様書等で示された条件に基づいて、カメラ設置位置、伝送方式、全体システム構成等の基本的な事項及び設計条件を決定するものとする。 2) 受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、画像種類（動画、準動画、静止画）、画像伝送方式（アナログ・デジタル、符号圧縮方式）、映像信号伝送方式の決定、各種使用機器の諸元及び主材料並びに主要機器配置、耐震強度検討等の決定を行うものとする。 ① 監視制御装置・伝送方式 監視制御装置については、収容カメラ装置の操作・制御、カメラの自動切替間隔、映像切替、上位局システム・端末への提供、上位局等からの制御等に対応する部分、モニタ（台数を含む。）及び周辺機器（文字発生部、V T R等）、伝送部（I P映像装置、ルータ、インターフェース等）の仕様を決定する。 ② カメラ装置 設置目的、立地条件に適したI Pカメラ装置と簡易型I Pカメラ装置の区分（機側装置を含む）及びにオプション装備（集音マイク、照明、積雪軽減フード）の仕様を決定する。 ③ カメラ支柱 ②のカメラ装置に適する高さ、強度及び装柱条件を有する支柱（基礎を含む。）を決定する。 ④ トンネル内カメラ装置 トンネル内に設置するカメラ装置で、②に準じて決定する。 (6) 設計図 第4604条第2項(6)に準ずるものとともに、各種撤去図面を作成する。 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとともに、各種撤去図面を作成する。	修正 修正 撤去図面作成を明記 撤去図面作成を明記

旧 令和6年版					新 朱書き修正（黄色着色は追加修正）					改定主旨・根拠																																																																																																																								
(9) 照 査 第4604条第2項(9)に準ずるものとする。 (10) 報告書の作成 第4604条第2項(10)に準ずるものとする。 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 既設設備製造契約完成図書（当該C C T V設備関係分） 第3節 成 果 物 第4606条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計及び更新設計については、表4.6.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、予備設計については、特記仕様書によるものとする。					(9) 照 査 第4604条第2項の(9)に準ずるものとする。 (10) 報告書の作成 第4604条第2項の(10)に準ずるものとする。 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 既設設備製造契約完成図書（当該C C T V設備関係分） 第3節 成 果 物 第4606条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計及び更新設計については、表4. 6. 1に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。					記 修正 修正 修正 オンライン電子納品を原則記載																																																																																																																								
表4. 6. 1 C C T V設備詳細設計及び更新設計成果物一覧表 <table><tr><th colspan="2">設計種別</th><th>設計項目</th><th>成果物項目</th><th>縮 尺</th><th>摘 要</th></tr><tr><td rowspan="16">C C T V 設 備 設 計</td><td rowspan="17">C C T V 設 備 詳 細 設 計 及 び 更 新 設 計</td><td rowspan="10">設計図書</td><td>位置図</td><td>1/25, 000 ～ 1/50, 000</td><td></td></tr><tr><td>システム系統図</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td>システム構成図</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td>ケーブル系統図</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td>カメラ位置図</td><td>1/250～1/500</td><td></td></tr><tr><td>カメラ取付図</td><td>1/20～1/50</td><td></td></tr><tr><td>支柱詳細図</td><td>1/10～1/50</td><td></td></tr><tr><td>機器配置図</td><td>1/20～1/50</td><td></td></tr><tr><td>配管配線図</td><td>1/20～1/200</td><td></td></tr><tr><td>基礎図</td><td>1/10～1/50</td><td></td></tr><tr><td>数量計算書</td><td>数量計算書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">報告書</td><td>設計概要書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>設計計算書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>検討書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>機器仕様書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>その他参考資料</td><td>—</td><td></td></tr></table>					設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要	C C T V 設 備 設 計	C C T V 設 備 詳 細 設 計 及 び 更 新 設 計	設計図書	位置図	1/25, 000 ～ 1/50, 000		システム系統図	適 宜		システム構成図	適 宜		ケーブル系統図	適 宜		カメラ位置図	1/250～1/500		カメラ取付図	1/20～1/50		支柱詳細図	1/10～1/50		機器配置図	1/20～1/50		配管配線図	1/20～1/200		基礎図	1/10～1/50		数量計算書	数量計算書	—		報告書	設計概要書	—		設計計算書	—		検討書	—		機器仕様書	—		その他参考資料	—		表4. 6. 1 C C T V設備詳細設計及び更新設計成果物一覧表 <table><tr><th colspan="2">設計種別</th><th>設計項目</th><th>成果物項目</th><th>縮 尺</th><th>摘 要</th></tr><tr><td rowspan="16">C C T V 設 備 設 計</td><td rowspan="17">C C T V 設 備 詳 細 設 計 及 び 更 新 設 計</td><td rowspan="11">設計図書</td><td>位置図</td><td>1/25, 000 ～ 1/50, 000</td><td></td></tr><tr><td>システム系統図</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td>システム構成図</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td>ケーブル系統図</td><td>適 宜</td><td></td></tr><tr><td>カメラ位置図</td><td>1/250～1/500</td><td></td></tr><tr><td>カメラ取付図</td><td>1/20～1/50</td><td></td></tr><tr><td>支柱詳細図</td><td>1/10～1/50</td><td></td></tr><tr><td>機器配置図</td><td>1/20～1/50</td><td></td></tr><tr><td>配管配線図</td><td>1/20～1/200</td><td></td></tr><tr><td>基礎図</td><td>1/10～1/50</td><td></td></tr><tr><td>各種撤去図面</td><td></td><td>更新設計の場合</td></tr><tr><td>数量計算書</td><td>数量計算書</td><td>—</td><td>更新設計の場合 撤去数量を含む</td></tr><tr><td rowspan="5">報告書</td><td>設計概要書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>設計計算書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>検討書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>機器仕様書</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>その他参考資料</td><td>—</td><td></td></tr></table>					設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要	C C T V 設 備 設 計	C C T V 設 備 詳 細 設 計 及 び 更 新 設 計	設計図書	位置図	1/25, 000 ～ 1/50, 000		システム系統図	適 宜		システム構成図	適 宜		ケーブル系統図	適 宜		カメラ位置図	1/250～1/500		カメラ取付図	1/20～1/50		支柱詳細図	1/10～1/50		機器配置図	1/20～1/50		配管配線図	1/20～1/200		基礎図	1/10～1/50		各種撤去図面		更新設計の場合	数量計算書	数量計算書	—	更新設計の場合 撤去数量を含む	報告書	設計概要書	—		設計計算書	—		検討書	—		機器仕様書	—		その他参考資料	—	
設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要																																																																																																																													
C C T V 設 備 設 計	C C T V 設 備 詳 細 設 計 及 び 更 新 設 計	設計図書	位置図	1/25, 000 ～ 1/50, 000																																																																																																																														
			システム系統図	適 宜																																																																																																																														
			システム構成図	適 宜																																																																																																																														
			ケーブル系統図	適 宜																																																																																																																														
			カメラ位置図	1/250～1/500																																																																																																																														
			カメラ取付図	1/20～1/50																																																																																																																														
			支柱詳細図	1/10～1/50																																																																																																																														
			機器配置図	1/20～1/50																																																																																																																														
			配管配線図	1/20～1/200																																																																																																																														
			基礎図	1/10～1/50																																																																																																																														
		数量計算書	数量計算書	—																																																																																																																														
		報告書	設計概要書	—																																																																																																																														
			設計計算書	—																																																																																																																														
			検討書	—																																																																																																																														
			機器仕様書	—																																																																																																																														
			その他参考資料	—																																																																																																																														
設計種別		設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要																																																																																																																													
C C T V 設 備 設 計	C C T V 設 備 詳 細 設 計 及 び 更 新 設 計	設計図書	位置図	1/25, 000 ～ 1/50, 000																																																																																																																														
			システム系統図	適 宜																																																																																																																														
			システム構成図	適 宜																																																																																																																														
			ケーブル系統図	適 宜																																																																																																																														
			カメラ位置図	1/250～1/500																																																																																																																														
			カメラ取付図	1/20～1/50																																																																																																																														
			支柱詳細図	1/10～1/50																																																																																																																														
			機器配置図	1/20～1/50																																																																																																																														
			配管配線図	1/20～1/200																																																																																																																														
			基礎図	1/10～1/50																																																																																																																														
			各種撤去図面		更新設計の場合																																																																																																																													
		数量計算書	数量計算書	—	更新設計の場合 撤去数量を含む																																																																																																																													
		報告書	設計概要書	—																																																																																																																														
			設計計算書	—																																																																																																																														
			検討書	—																																																																																																																														
			機器仕様書	—																																																																																																																														
その他参考資料			—																																																																																																																															

旧 令和6年版					新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)					改定主旨・根拠			
2) 関連施設予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済みの場合） 3) 敷地平面図、建物平面図 4) 所内通信系統配線図					2) 関連施設予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済みの場合） 3) 敷地平面図、建物平面図 4) 所内通信系統配線図					オンライン電子納品を原則記載			
第3節 成 果 物					第3節 成 果 物								
第4706条 成 果 物 受注者は、概略設計及び予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表4.7.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。					第4706条 成 果 物 受注者は、概略設計及び予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表4.7.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。								
表4.7.1 画像情報システム詳細設計成果物一覧表					表4.7.1 画像情報システム詳細設計成果物一覧表								
設計種別		設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要		設計種別		設 計 項 目	成 果 物 項 目	縮 尺	摘 要	
画像情報システム設計	画像情報システム詳細設計	設計図書	位 置 図	1/25,000 ～ 1/50,000			画像情報システム設計	画像情報システム詳細設計	設計図書	位 置 図	1/25,000 ～ 1/50,000		
			全体システム系統図	1/200～1/1,000						全体システム系統図	1/200～1/1,000		
			機器配置図	1/10～1/100						機器配置図	1/10～1/100		
			配線系統図	適 宜						配線系統図	適 宜		
			機器等構成図	1/10～1/100						機器等構成図	1/10～1/100		
			機器据付図	1/10～1/100						機器据付図	1/10～1/100		
			配管配線図	適 宜						配管配線図	適 宜		
		数量計算書	数量計算書	—						数量計算書	数量計算書	—	
		報告書	設計概要書	—					報告書	設計概要書	—		
			設計計算書	—						設計計算書	—		
			検討書	—						検討書	—		
			機器仕様書	—						機器仕様書	—		
			その他参考資料	—						その他参考資料	—		

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。 1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。 2) 設計図面、資料を基に、システム構成、装置の選定が適切であるか、また、それらと設計基本条件及び関連設備との整合が適切にとれているかについての照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書の作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) システム系統 3) システム構成 4) 設備機器の決定根拠 5) 機器配置計画 6) 強度検討資料 7) 実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) ダム地震情報システム予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合） 2) 敷地平面図 縮尺 1／50～1／250 3) 設置室平面図	照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。 1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。 2) 設計図面、資料を基に、システム構成、装置の選定が適切であるか、また、それらと設計基本条件及び関連設備との整合が適切にとれているかについての照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書の作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) システム系統 3) システム構成 4) 設備機器の決定根拠 5) 機器配置計画 6) 強度検討資料 7) 実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) ダム地震情報システム予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合） 2) 敷地平面図 縮尺 1／50～1／250 3) 設置室平面図	オンライン電子納品を原則記載

第3節 成 果 物

第4805条 成 果 物

受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表4.8.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。

ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。

第3節 成 果 物

第4805条 成 果 物

受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表 4. 8. 1 に示す成果物を作成し、**第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。**

ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。

納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。

なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

旧 令和6年版	新 朱書き修正(黄色着色は追加修正)	改定主旨・根拠
第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。 (9) 照査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。 1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。 2) 設計図面、資料を基にシステム構成、装置の選定が適切であるか、またこれらと設計基本条件及び関連設備との整合が適切にとれているかについての照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書の作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) システム系統 3) システム構成 4) 設備機器の決定根拠 5) 強度検討資料 6) 実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 土砂災害情報システム予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合） 2) 敷地平面図 縮尺 1/50～1/250 3) 装置設置室平面図 縮尺 1/10～1/100 第3節 成 果 物 第4905条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表4.9.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。	第2104条第2項の(7)に準じるものとする。 (8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。 (9) 照査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。 1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。 2) 設計図面、資料を基にシステム構成、装置の選定が適切であるか、またこれらと設計基本条件及び関連設備との整合が適切にとれているかについての照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 (10) 報告書の作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) システム系統 3) システム構成 4) 設備機器の決定根拠 5) 強度検討資料 6) 実施にあたっての留意事項 3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 土砂災害情報システム予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合） 2) 敷地平面図 縮尺 1/50～1/250 3) 装置設置室平面図 縮尺 1/10～1/100 第3節 成 果 物 第4905条 成 果 物 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表 4. 9. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。	オンライン電子納品を原則記載